

者等仕候事、且ハ其道の亂レナリナル眞事邪興ニ成、甚以曲事也。イツノ代ヨリ如此道モ邪興ニ成タト云ヘハ、末代迄其代ノ不足也。若又後代ニ被停止、則是又後々ノ恥辱在、此時急度申付可然。若背者アラハ、荒ク加法度及死刑、即可止、或町已下二階三階ヲ造、高位之人ヲ見下事、是又曲事可致法度之旨被仰候。筑紫琴ナトニテ、別様之由モ取成被申候ヘ共、筑紫琴ニテモ、何琴にても、其道々ノ人ニサセテ可置ト。重テ被仰候間、其元ニテモ、盲者等參候共、サ様之儀御無用候。絲竹モ眞ナル様ニ可然存候。分際ヨリ過分之身持仕候故、事不足々々マニ故、貪欲增長、國家之亂モ在于此之旨被仰候。此一兩日中モ、横目衆ヘ被仰付、花奢之者於有之者、可申上之旨被仰出三、御糺明之事、萬事公家方之事モ、目前之様ニ見え聞え申候間、御慎御家門之御長久ニ候。内々賀茂邊之庵室之儀モ以次申候。柳生但馬ニモ物語申置、次之時者、言便ニ出申様ニ申合置候。無次時申候ヘハ、工テ申様ニテ惡候。以次不計申候儀者、心ニカケゴ無之候而、申者モ被聞人モ無心ニ候。不得折候ヘハ不被申候。連々之心掛ニ候。其段無油斷御座候。將亦愚拙義、老後忙々裏、積苦衰敗、生前之不運不及是非義、高察被成可被下候。將御懇之儀四、追日增長、御恩意ハ不淺存候。雖然於

身無用處、一兩年之餘命萬事無詮存事候。殊佛所下衰之日、勞苦無所用候ヘハ、日夜ニ道心離散仕事候。今度兩長老下向、本寺入院之儀共可被仰出之事候。如舊規、自禁中之御沙汰ニテ御座候ヘハ、か様之段一得ト存外無之候。大形如舊規可有御座ト存事候。年内ハ兩長老之上洛モ難計候、大槩可爲越年存候。思出次第申候。玄的在府中、終不遂閑話、于今殘多存候。無事ニ御出入被申候哉、一絲丹丘居住被申候由承候。從

仙洞、禪錄之外題可染筆之

勅詔、一絲傳被仰聞候。

勅本之題號等汚申儀、狼藉之儀如何存候。雖然致返壁義、亦狼藉之儀與存、染筆申候。不苦儀候哉。被成御思惟、以其上、被成呈上可被下候哉。不及被遣丹丘候歟。一絲ヘハ啓其意候。賀茂之庵室之儀モ、折々入候者、別條有御座間敷候。來春不圖可致觀光之間、縷々奉期其節候。恐々謹言。

(署名月日闕ク。寛永十七年十二月)

權助殿(六七)

(一) 後水尾上皇。(二) 徳川實紀に、十七年十一月十六日午後、酒井讃岐守忠勝別業にならせられ、鞭打御覽の後、永井信濃守尙政、内藤伊賀守忠重、牧野内匠頭信成、柳生但馬守宗矩、作事奉行船越三郎四郎永景、使番多賀左近常長をめして、廻り花廻り炭あり。僧澤菴もこれにあづかるとあり。(三) 徳川實紀に、十七年十一月廿五日、諸士一統驕奢の風習を嚴禁せらるゝ旨、今春既に令せられしが、諸士彌その令を謹守するやいなや、つばらに査檢して聞えあぐべき旨、朽木民部少輔植綱より諸番頭物頭に傳ふとあり。

(四) 家光の懇遇。(五) 文守。(六) 西洞院時良。(七) 近衛公爵所藏。

五八 波多中庵に與ふる書

(註) 病氣の見舞をのべ、大徳寺入院出世復舊の望の事などを報せるもの。

毎便之惘書、毎便不返答、一親一疎兩心如何辨別、去舊冬中風少發起候之處、被加自療、又平復、於此方欣悅候。下向之節、於船中、三日之間ニ瘡平愈、其療治鹽水外洗瘡毒籠り、内薰外寒故、外體寒固故體強直、言語結ル、口唇不自由事、皆外

寒東内熱之理タルヘキト、於此方勤危機候之處、平復珍重候。頃外境之友甫法橋來り、物語、松平丹後殿久々所勞故、諸方之最有驗者ヲ試得被集書候。ウサイ圓調合、數人中風ニ被與候。十九人本復之由物語ニ候。被申候程ハ有間敷候へ共、如何様中風ニ相應候哉と存候。局方ニ有之方ニ候歟、方未見、飲様何程飲候事も不知候。雜談ノマ、ニ書付候。局方可有御覽候。此藥飲様ナト存候人も、醫中ニ可有之候。乍去根本盡候は、如何ナル藥もキ、申間敷候。大守御歸國、昨今之様ニ覺候。無程又御參府之時分ニ罷成候。爰元無異義候。一昨日廿二日ニ、卯木公へ御成、越中ハ鷹をつかひ、杖にておさへ候稽古仕候か、わるくしたらハ、鷹打殺にて可有之との御放にて候。折々大守之事被仰出候。御心ニ御親切故ト存事候。去年五六月比にて候哉、御歸國。十四五ヶ月ハ夢之間にて候。羊歩無隙候。七十マテ露命候へハ、當年無事ニ過候へハ、人間之恥モナク候。日々御惘意ハ不變候へ共、法門之補ニハ難成候。本寺入院之事、可被仰とて、兩老召候テ、當寺に暫住候。冬モ御用多候故、無仰出、當春ハ御祝儀事ノミニ打過候。遅候共、好濟候へハ満足ニ候。上ニハ最前能様ニ候つるが、少下にて人不知内々ノ義共御入候。半吉ノ様ニモ候へハ、先々能

候。公方家へ言上申候テ、入院仕候事ハ、中々不成事候間、御意ヲイヤトハ、有誰可申候哉。畏候ト申テ、歸洛仕候テカラ、改衣ハ成間敷候間、其分ニ候ハ、永出世ハ斷絶タルヘキ由、内者へ堅固ニ申キリ候。此上ハ不知事候。越前ノ永平寺住持隱居ノ後住ヲスヘ度とて參府候テ、同宿下人五〇人計連候テ、三年居申候へ共、今ニ不成候。本寺方大裡方又公方家、三方ヲ相調候ハ、出世一ツニ五年モカ、リ可申候。是カ成事候哉。御説ノ下申間ガ、命ノ内ニテ候。佛祖ノ惠命モ此節と存計候、傳長老ト申者天魔外道ニ候。其後蹤不相劣候。自分ノ氣相能養生候テ、大守參府候ハ、自跡ソロソロト心マカセニエヤリエヤリニ、一日ニ五里六里ツ、御下候ハ、結句氣ノ爲ニハ、能有之候。家ニ御入候ハ、却テ無養生出來可申候。今一度對面申度候。老希ニ近事三百三十日ニテ候。死後ノ事毛頭不思、末世之法三十年前ニ見限候間、相續之事不思寺之事、次テ何ト可成ト云事不存、遺像遺言心ニナシ、於本寺入牌作善之事、横點頭而無堅點頭、禪師號國師號無望、其外一事モ無所望、天下之樂阿彌我ヲ筋モナキ世人ニ苦ラレテ、青息ヲツカセ候事、是とても自ノ坐、非人ノ所作候坐、我者我也にて候。今一度逢申、互此世ノ暇乞申度候。當年ノ

茶先ニ便ニ可進候とて、大守へノはかり下、あとにてやれと云、又後便ヲ心ニ懸候へ共、無寸隙、ごミニ醉タル魚ノヤウニテ、日暮候へハ、無正躰候へ共、クセニテ、夜半マテハ座不去かたり、一睡して明し、又其日モ如前日ノにて候。廿八日まで御成ニ罷出候躰にて候。堀賀、酒讚、卯木へノ御成ニハ、ハツレ不申候。其間又當所へ御鷹、當寺へ御成、外人狀文之返事、客人一日モ不閑候。

正月廿四日（寛永十八年）

宗彭（花押）

中庵老參

- (一) 松平丹後守重直、寛永十九年十一月二十八日卒去、四十二歳。
 (二) 細川忠利。
 (三) 柳生宗矩、徳川實紀に、寛永十八年正月廿二日柳生但馬守宗矩が別業にならせられ、御擊劍、鞭打ありとあり。
 (四) 細川忠利。
 (五) 崇傳。
 (六) 七十歳をいふ、この時澤菴六十九歳である。
 (七) 細川侯爵所藏。

五九 西洞院時良に贈る書

(註) 大徳寺入院出世法度復舊を報せるもの。

尙々、兩老可被致伺候條、可被申上候。

的便之際捧一封候。御所様御勇健御家門御無事候哉。先頃御書頂戴、御用繁多中、誠以辱令存候。江月、天祐兩老此邊明隙、上洛被申、大德邊之儀無相違、以先規可致入院開堂之旨被仰出候。先以大慶此事候。無相違以叡慮可□舊規之段、本山之悅此節御座候。此等之趣、被仰上可被下候。恐々謹言。

孟夏十八日(寛永十八年)

東海宗彭(花押)

西洞院權介殿

(一) 十八年三月廿八日、江戸城中に於て、酒井忠勝、板倉重宗、松平信綱、阿部忠秋以下列座、忠勝口上を以て、大德寺妙心寺入院出世の件について將軍の旨を傳ふ。その趣は、家康の定めた法度の旨は殊勝なるにより、近年入院を抑へおきたれども、佛法興隆の爲め、今後は修行全備年齢恰合の時分入院せよ、江戸へ一々言上は遠路なれば、京都所司代に相談して繪旨を申降し、先規の如く入院出世仕るべしとなり。(二) 近衛公爵所藏。

六〇 弘公首座に與ふる書

(註) 大德寺入院出世法度復舊を報せるもの。

才首座下向候は、物語可被申候。南宗無事候哉。

先頃度々芳書給候へ共、終不能返簡候。舊冬已來兩老在寺候故、日常人繁、公儀私無寸隙事、可有御推量候。然共大德寺之儀首尾能相濟、年來之苦、有其功様ニ存、令満足候。先年東照權現御法度ニ、當家へ言上可申様之文言候故、法度ト候へハ、難被破被思召候故、連年滯候。舊冬兩老御下已後も、内々此事ニ、殊外手間入、人不和之事様々ニ候へ共、漸相濟候。江戸へ言上申儀者、御用も多候へハ、テマ入候而、迷惑ニ可存候間、於京都、所司代ト相談申、繪旨申受、如先規入院可仕旨被仰出候。修行等之事者、不成事者、彌勒下生マテモ不成候間、其段御法度文言候ても、手も不著候事ト、能々御合點參候。言上之事一段にて候つる。其段江戸へ下不被申、京都にて如前ニ仕候様ニ成候事、此度之規模にて候。妙心寺同時ニ、殿中へ同心申、仰渡ヲ被聞、妙心も烏曇花ニ被存悅被申候。先々愚老一世之満足此事候。此已後者、待一死計にて候。早々兩老上洛故、不及多筆、期後便候。恐々謹言。

卯月十八日（寛永十八年）

宗彭（花押）

弘公首座

研右^(四)

(一) 江月天祐の二人。 (二) 元和元年の法度。 (三) 徳川幕府。 (四) 品川東海寺所藏。

六一 小出吉英に贈る書

(註) 高野山の塔造營奉行として登山せる吉英に、近況を報じ、大徳寺入院出世復舊の事情顛末を告げたもの。

山のおく谷のそこにてしましとおもひし身さへうき世成けり
かそふれは残すくなきとし月と身をしるまてをなくさみにして

從但州御上之時、於京都遊被下候御狀、相達見申候。御知行ニ御休息之程も無之又御上、高野御造營之事ニ付、連年御苦勞之御事ニ候。其已後にも御狀候。一圓隙無御座候故、忙々裏ニ見申候御狀共にて候故、見申タルヲサへ失念申候。爰元御屋敷

へサへ、書狀調進置候は、可相達候へ共、指當タル義ニ取まされ候て、先々と時之用を叶候とて、返事さへ不申入、此方より存寄、愚札進候事ハ中々にて、背本意計候。今程公方様別而御息災、上下悅申事候。二月ニ當寺へ御成、其後も御茶屋御殿迄者御成、罷出候。當月七日ニ、又御成、御機嫌能終日御座被成候。將又酒讚州御風被引御煩にて候つる、連々之御氣ツカレにて、永引申、上意も、御氣遣被成候へ共、連々能候て、今程御用候へハ、御登城ニ候。召候ハねは、御登城も無御座候。御手前此頃ハ御無病ニ候哉。御酒タバコ不參候心候哉。御持病も發不申候由、自舊冬承、珍重存候。御酒ハ少つゝ參候共、タハコハ此度永被止、御斷候は、御長命之端タルヘク存候。私事一段無病ニ御座候而、若ガヘリ申タルト、上意も度々御詫ニ候。何れも左様ニ被仰候。顔色ナト能候由被仰候間、私申様ニハ、秋ノ山ヲ可有御覽候。色能候テ、やかて朝之霜ニうつろふことく、落葉すへきはしの色よさにて候由申候へハ、皆々御わらいにて御座候。

一、大徳寺入院之事、可被仰付とて、被召候。便々ト間延申候。皆々も如何と氣遣仕候。其中色々之様子共、内證御座候。仰出無御座中ハ、氣遣止不申候處、三月廿

八日ニ被召出候て、讚州御口上にて、存之まゝに相濟、四月朔、御禮被申、御目見え候。同十四日ニ御暇、同十八日ニ爰元發足被申候て、首尾能上洛被申候。妙心寺者、別山之義にて候へ共、大德寺一列ニ濟申様ニ、連々申成、別々之理無之御出、御目見御暇迄一つニ仕成て、妙心衆か様之悅無之候。内々にて、色々之儀も御座候間、御濟シ被成候上にて、御内々之御機嫌御心持如何候哉と心氣遣仕候。同廿二日ニ、二之丸へ召候而、木皮御數奇屋(寄カ)にて御茶被下、古嶽先師之一行文字被爲掛候。御尋被成候間、私四代先之先師(四)にて御座由(候カ)と申上候。如何思召候哉、先師之文字など、か様ニ被成候。其節即今度大德寺之事仰出之儀、御禮申上候處ニ、澤庵存分之まゝニ云付(タ)□ホトニ、不足ハ有まひと御誼にて、一段自常御挨拶能候故、安堵仕候。堀田賀州、柳生但馬、私兩三人にて候。兩人も被取成様子能御座候。大德寺之儀相濟、一代之隙明申候。江天(五)兩老路次無事、先月晦日午時ニ京着被申候。直ニ板防州へ被參候筈ニ申合候。其通ニ候。防州も無所殘儀と被仰候。御城にて被仰出之時、防州も讚州之次ニ列座候而ノ義ニ候。防州ハ、先へ御上候。兩老被上、本山之衆へ口上可被渡時、口上ニて候へハ如何と存、讚州仰渡之段々ヲ、紙面ニ私筆にて

書付申、判ヲ仕、兩老へも加判候て、持チ被上、山中へ披露候て、(ハ、カ)タシカニ候ハんとて、さ様ニ仕候。即其一紙懷中候て、防州へ一目見セ參セラレ候様ニ候て、其後山中へ披露被申候様ニ申合候。其通ニ被仕候へハ、防州も無所殘義と御申候て、歸寺候て、明ル朔日、方丈にて各へ申渡、玉室(六)へも、兩老被參、被申渡候へハ、殊外悅にて候由、二日之日付にて、兩老狀給候。万々事相濟申候。玉室存命中ニ、此事聞せ候て、愚老悅申儀ニ候。書付申候様子、

大德寺、妙心寺入院出世之儀、於江戸御城殿中、酒井讚岐守殿、板倉周防守殿、松平伊豆守殿、阿部對馬守殿(七)、阿部豐後守殿(八)、松平出雲守殿(九)、安藤右京進殿(一〇)、堀式部少輔殿(一一)、各列座候而、讚岐守殿御申渡候。口上之趣者、上様之御意ニハ、權現様御法度之旨、一々殊勝仁被思召候故、近年入院之儀、被爲押置候へ共、爲佛法興隆被思召候間、修行全備、年齢恰合之時分、入院仕候へ、左アレハ、御法度之内言上之義、爰元迄者遠路、其上御用繁候間、京都之所司代仁相談仕、(所司代へハ此已前とて、申候てケイゴ乞申候)繪旨を申降、如先規入院出世可仕旨御誼候。板倉周防守折節參合候故、此旨被仰渡候。左様ニ心得被申候へト也。

寛永十八年三月廿八日

宗彭判

江月同

天祐同

か様に仕候て、兩人被上候。段々如此濟申候。妙心衆モ、殊外此度之様子悦被申候。當府へ參上なと仕分ニ成申候は、中々入院仕候者ハ御座候間敷候。万事御耳ニ立申事難成事候。五山方之入院も、六七年此方之積り、漸七年御耳ニ立、公文ワツカ二十四五通出申由候。其中長者、一兩人も候乎。紫衣公文一通も御座候か、其外ハ西堂衆タルヘク候。京五山、鎌倉五山、微々ニ成候ても、十ヶ寺之大所にて候故、五六七年ノ積り四十八通之内、十四五通調候。鎌倉衆ナトハ、一人も不成候由申、迷惑かり被申候。建長ヨリ長老之公文被申候一人出申候へハ、秉拂成申候へ共、長老之分一人無之故、秉拂成不申候。七年霜月ノ秉拂ニモ、愚老口ニテ、鍋島信州へ申候て、自鍋島、建長派之長老ヲヤトイ申下相調候。當節之ハ長老ナク候て成不申候。御城近之建長之公文サへ不調候にて、妙心、大徳之事、中々成間敷候故、如先規トノ事、存之マ、ニ相濟、兩山之悦にて御座候。鼎山モ出世可被仕候。本寺へ被

申入候次第可有候。

一 爰元之御屋敷御家共被壞、修理亮殿御苦勞タルヘク候。御替之地能所にて出申、内々之上之屋敷よりハ、御氣遣無之候間珍重候。嶺南之方高ミハ、藪なと被爲植、見隠候様ニ被成候へハ、はれかましく無之、殊ニ山ノ根ニテ、水能何より之儀ニ候。御普請ハ、連々成次第ニ被成不苦事ニ候。所よく御座候て、自何可然御事と申事候。

一 細川越中殿、不慮之御事、^(一三)さてもく無常轉變、今不始事ナカラ、今程昔語ニ被爲成候ハんとは、誰も難思事共ニ候。殊外上意ニモ御殘多被思召由候。就其肥後^(一四)殿へ殊外御懇ニ御座候而、跡目勿論無相違、爰元當四日御茶屋御殿迄御成にて、其御座ニテ、明日五十日ニテ、肥後申ニ付、越中住申候座敷^(一五)早々ときたへニ參候由申上候へハ、はや五十日かと御詫候て、被爲驚候つる、四日ニ即はや跡め被仰出候。五日ニ罷出候て、御つきめの御禮申候つる、御意ニハ、越中はやく果候。殘多思召候。御取立候て、九州之目代と思召候處ニ、不及是非候。肥後事ハ遠候へ共、御爪ノハシにて候へハ、越中よりも心安思召候。□□奉公ノ處ヲ、詮ニ仕候へと、永々

ト御意にて候。讚岐殿、加賀殿、伊豆殿、何れも御前にて取成共に候由候。昨日十日ニ御暇出申由、只今承候。越中江戸ニ詰申番にて候間、其儘在府可仕と被存由、内々承候。如何候哉不存候。策庵弟中庵モ此方ニ居申候。花房志摩被果候。不便ニ可被思召候。有馬左衛門助モ被果候。越中殿同年皆々果被申、天祐モ五十六にて候トテ、用心之由被申、わらい申事候。當年被果衆五六人も同年にて候。五十六之死去多候。自昔其通ニ候。大灯國師モ五十六、私□已勝福寺ノ西堂も五十六、名匠ニ數多御座候。乍去死人ヲ數へ候ハ、五十六にて候ハぬ數ハ多候ハんと申事候。文殊院興行にて、漢和御座候而、江月、天祐禾上句にて、百勻御座候。昌呈被參候つる、早々呈ハ上洛被申候。今程京ニ可被居候。能圓ハ爰元久下向不被申候。上野大僧正一段息□三御座候。□□日光へ御越ト申候。爰元珍事モ無御座候。事々期後便候。恐々謹言。

□□十一月一日(寛永十八年)

宗 彭

小出大和守殿

人々御中

(一) 徳川實紀に、十八年二月十八日、品川邊御狩ありとあり。(二) 徳川實紀に、十八年五月七日、この日品川へならせられ、東海寺へわたらせ給ふとあり。(三) 徳川實紀に、十八年二月十七日酒井讚岐守忠勝いさゝか所勞により、久世大和守廣之してとはせらる。廿日酒井讚岐守忠勝の所勞をとほせ給ひて御側中根壹岐守正盛御使す。三月九日酒井讚岐守忠勝病快くてまう登りければ、御座所にめして酒吸物を給ひ、御刀を下され又饗膳をたまふとあり。(四) 古嶽宗亘—大林宗套—笑嶺宗新—一凍紹滴—澤菴宗彭。(五) 江月、天祐。(六) 宗珀。(七) 阿部重次。(八) 阿部忠秋。(九) 松平勝隆。(一〇) 安藤重長。(一一) 堀直之。(一二) 小出吉重。(一三) 細川忠利寛永十八年三月十七日熊本に於て卒す、歳五十六。(一四) 忠利の子光尙。(一五) 徳川實紀に、十八年五月五日、この日肥後國熊本城主細川越中守忠利遺領五十四萬石を長子肥後守光尙につがしめらるとあり。(一六) 花房志摩守幸次。(一七) 延岡城主有馬左衛門助直純、寛永十八年四月二十五日大坂に卒す、五十六歳。(一八) 高野山文殊院應昌。(一九) 和上。(二〇) 天海、徳川實紀に、五月七日、大僧正天海日光へまかるによつて、醫員田村安栖長有、奈須玄竹恒昌さしそへらる。八日大僧正天海を錢別の宴あり、陪僧等これにあづかるとあり。(二一) 原本蟲食、本文記載の事實により五月と認む。(二二) 品川東海寺所藏。

六二 細川光尙に贈る書

(註)

細川忠利卒去の後、光尙が初めての入國の爲め熊本に向つて出發した後に贈つたもので、身の養生のこと大赦を行ふべきことなど種々の注意を與へたものである。

海陸無事ニ御下着候哉。陸路には、雨ニ可爲御難儀候。船上にてハ、天氣能候而御下着と存候。於爰元御發足迄之御苦勞、御一代之始と存候。道へ御出候て、はたと御草臥可被成存候。宗五公御跡式無事ニ結構被 仰付、實嘆之中之御悅に而候。何かと可相濟と、此事御心に御座候而、宗五公之御事も、わきニ成候て、御愁障も御座候間敷候事、目出度相濟、御歸國之後、何に付ても、被思召候而、御愁障可有と、於此方、折々者涙を催候。父子の間にもよからぬ半も候。それとても父子の事者、親のつらさをおもふか内にも、さすかなき跡なとにてハ、平生の恨をわすれ、不覺涙下物にて候。まして越中殿ハ、御手前御一人にて候へハ、なをさりならぬ御父子

之間にて候つる間、越中殿させられ被置候事とも、一々御覽候度、御心いたし候ハんと奉察候。愚老事者、近年他にことなる御したしみにて候故、今もまことしからず、御國に御座候て、不日ニ御參府も候様におもはれ、さてもくと俄に又驚様ニて、獨手を打事までにて候。先々今度宗五公御跡、方々へ 御さばき、結構なる被成様にて候と沙汰申由候間、承候ても心よく存候。宗五公之被召遣候人達者、皆々御國に被居候。御手前ニ被召遣候衆ハ、數すくなに可有之候ニ、奇特ニ大なる御さばき、皆々埒明候而御歸國候哉、不思議ニ存候つる。萬事御冥加にて候。今度上様被仰付候段々、對御身、被忝思召候ハん、可申様もなき御事ともにて候。其後御前にても何とも不申候。わざ／＼企候て申候へハ、取合候様にて惡候。何その次ニふと申出候へハ、自然之様にて能候。いつにても貴殿忝被思召候様子者、可申上存候。不及申候へ共、深公儀之御志忝思召所専用存候。御心ニ忝と計思召候て御座候分者、奇特も無之候。心中に思召候所を御あらはし候御分別入事ニ候。御あらはし候と申候ハ、

一 御やうしやうをよく被成、御達者ニ候ハねは、御奉公も不成御事ニ候。御やう

しやうといつは、御食物むさと不被成、過不申事第一也。

一 又一道の御やうしやう、御とし若候間ニ、むさと候へハ、血氣破候て、大病出申候。

右之二専用之御事にて候。

一 國をよく御持かため被成候事専用候。御國ひろく候間、はし／＼までも御心をそへられ、古老之者ともニ心を付申候様ニと、常々家老へ被仰渡候事専用候。寺澤^三先年之様なる事御座候間、大事之事にて御座候。

一 御國之御法度ニ堅成申とが人ハ、其段者國の御爲にて候間、御分別ニ可有御座候。大方之者くるしからさるとが人ハ、御入國之御祝儀、又ハ御きたうと思召て、ろうはらひ^四なとさせられ候は、一國の者あつと申候て悦可申候。御國之御きたうにハ、類もなき御事たるへく候。非常ノ大赦^{シヤ}とて、か様之時の御きたうに、自昔一度之儀候。御手前之御代に成申候てからの、とがくせ事あらためられ候て被仰付候は、そこに御手前之御威光を人おそれ可申候。むかしよりのとが人なとハ、大方御はらひ候て、御ゆるしも候ハ、御きたうニ成可申候かと存より候通書付申

候。

一 御身^親類間へも、先此みきりハ御ふるまひにも御出候事、何とそ御法度ニ被成候て可然候。大事之御儀候。物を大事に不存候へハ、大事か出來する物にて候。時により、すさけもたゝり候て、大事の病さし出申事候。殊ニ人の心おそろしき時代に候。人ニたくされ候てハ、如何様之たくミをも、人ハ仕物にて候。そばあたりの者にも、御油斷ハ被成間敷候。さやうニ候とて、色を人ニミせて仕たる用心ハ、かへつてあたに成物にて御座候。用之内ニ御分別可被成候。用心とハ、心を用ると書申候へハ、ことにはにも色にも出し候てハ、用心に成不申候。越中殿はてさせられ候て、跡式無相違者被仰付候へ共、我ハ越中いきて被居とおもふて居るほとニ、我を國主とは、夢々おもハぬ程ニ心をゆるし、方々家中へも、振舞なとにありき、なくさむへき覺悟者なきよし被仰候て、家中からを御分別候て、法度之様ニ被成候は、被申入人も御座候間敷候。越中はてられ、三年之内者、三亭へも參間敷と被仰程に被成候か、何とそ被成、食物などの御氣遣、何よりも、大事之儀候。しら／＼しくハ不被申候。御心を被付、書狀をも可被成御覽候。是が專之儀候。よそへハ御座

被成す候とも、御前へハ家老隨分之者ともをハ、細々召候て、御振舞など被成、忝存候様ニ可被成候。家中之忝存候が、何より可然候。然共人ハ何程とても、欲にたけのない物にて御さ候故、餘ねんころやハラかにて候へハ、はてもなく存物にて御座候條、そこも又御分別入御事ニ候。御としわかく候とも、七十八之人にもましたる御智恵にて候間、申に不及候へ共、存より候所を申候ハ、一分之志にて候間、如此申事候。上様彌御息災之儀候。其外無別儀候。珍事も無御座候。朝山齋歸國被申由候間如此候。今日中庵も被參候て、物語共申候。柳生但州無事ニ御座候。増上寺大なる普請被仰付候。土井大炊殿ニ奉行被仰付由候。塔もわきへのき申、そこもとへおたまやなとあかり申由候。くり本坊もこハし候て、塔之御座候つる下へやり申、山門の前之寺々とも、以傳なと被居候所をとりわけ、そこへやり候て、山門の前火の遠きやうニとの御事にて候か、こと／＼しき御普請にて候。其外何事も珍事も無御座候。尙追而可申入候。此書狀御覽候後、火中可被成候。事々期後便候。恐々謹言。

六月十二日（寛永十八年）

宗 彭

（宛名闕ク）

（一） 光尙は五月十一日暇を賜はり、十九日江戸を發し、六月十四日熊本に着した。（二） 忠利の法名を妙解院臺雲宗伍といふ。（三） 寺澤堅高の所領天草の農民等島原の亂に與す。堅高、鍋島勝茂等の援により遂に之を平定するを得た。然れども初め速に之を征せざりし罪を以て、天草の所領のうち四萬石を公收して出仕を停められ、翌年に至つて宥さる。（四） 牢拂ひ即ち大赦をいふ。（五） 徳川實紀に、五月廿四日、三縁山靈廟へならせ給ふ。崇源院殿靈牌所にもまゐらせ給ふ、安國殿の地形をも御親巡あり。酒井讚岐守忠勝もて三郷へ仰つかはされしは、警火のため安國殿を塔の方に引うつされ、塔をば又其傍にうつし、本坊よりつゞきし廊閣、山門の傍の僧坊を破壊し道をひろくなさるべきよしなり。廿五日午後三縁山にならせられ安國殿の經營を御覽せられ、松平陸奥守忠宗、鍋島信濃守勝茂別業、久留島丹波守通清宅地、増上寺に接近せるをもて外にうつさる。これも警火のためなりとあり。（六） 細川侯爵所藏。

六三 小出吉英に贈る書

（註） 高野山大塔造營の爲め出張中の小出吉英に、家光を始め諸大名并に江戸の近況を報ぜるもの。

尙々、我も人もおそくとく隙ハ明申候へ共、其中苦勞迷惑仕候。出家身なとに、

か様之事可期之儀ニあらず候。時節到來、誰之上ニ何事可有之も不知事候。

出家道も皆々下りはて候て、能事ハ一つも無御座候。其元之山衆も、此程文六七

人も下被申候。兩門主之被仕様悪候とて、其理被申候ニ下被申由候。當如意輪寺

も、其内ニ下被申候。碩學之事と聞え申候。

尊書濃被遊、切々被下候。返事五度ニ一度申請不申候様にて、迷惑申候。御息災珍

重奉存候。高野之御普請も、當年はめきと出來可申候。御つゝし深候故、御息災に

て、大願成就可仕と祝申事候。

公方様別而御息災、昨日も當時橋之外之芝原にて、挑灯迄ハ茶御酒あかり申候。一

昨日は酒讚州御下屋敷、是も五つ時前迄被成御座、我々四つ時分ニ歸寺仕候。御息

災御肥滿にて目出度皆々存事候。思出次第申候。加州之牢人之御事、柳生但州へ、

折々申候へ共、兎角今程は成間敷候間、先々さし延申候へと、談合衆も被申候間、

此由貴殿様へも申進候へと被申候。あいての出頭人彌出頭にて被居候故、申衆もそ

こへの氣遣有之と聞え申候。直々ニ但州被申候程の間にてハ無之、肥前殿中能候衆

と談合候分に而候故、談合人之口、右之通に而候由被申候。御同名修理殿へも、先

日參候時、此等之趣御物語申上候。舊冬者見事之唐墨被下候。一段と能墨にて御座

候。近年者左様之ハ不參候。細字之數々さてゝ見事なる事にて御さ候。兎角か様

なる物も、手涯之結構念之入申候か上作にて御座候。筆數之被遊御試被成被下候。

何れもゝ書候て、優劣無御座能御座候。大徳寺入院ニ付、上洛申様にと、兩度迄

飛脚も參候へ共、御暇之事難調候て不罷上候。又一つハ本寺へ罷上候而、事新成て、

公家門跡方之御禮ニ不參候て不叶、院參、是又缺く事不罷成、京中堺南都皆々珍存、

人之尋可申事、苦を作りニ罷上候様なる事と存候。さ候へハ、氣を息可申候て、苦

勞仕ニ上申に而候。せめて一所之苦を苦ニ仕候て居申候か、倍とも存心半分にて御

座候。若氣之助とも存候て、下人同宿一人にて、道中五里三里つゝ歩行仕候て、道

中を家と存、直ニ高野之麓なとへ參被成御座候。一里二里の間ニ、宿房をまふけ候

て、折々懸御目なと仕候ハ、と、内々心懸申候。此以前のことく上洛仕候てハ、無

詮儀ニ御座候。彌日ニ倍申候書狀之返事ニ、日々かゝりにて居申候。其間ニハ、來

人絶間も無御座、御成内外俄ニ頭巾ニ火ノツキタトやらん申候様ニ、淺草などへ御成に而候間、はや御城を御出候之間、早々參候様ニと、御上使三里半も御座候所へ參候時も御座候。中々出家之下人などの、武家と相違ぬ事ニ御座候て、急之事成不申候。さ様之事も無御存被仰候故、迷惑仕候。老後中々つゝき不申候儀候。思事不事不申候へハ、一座ニ合不申候。讚州はしめ還御迄之間、御機嫌無相違候様ニととはかり思召候故、何事候て成共、時移候へハ、其間の當座をまきらかし申様ニと思召候故、座ニ居申候者、無油斷心底ニ候ハねハ可成候。何方へも、別所へハ御成も無之、讚州、賀州、但州、さてハ當寺此三所四所に而候へ共、うちまはり細々之儀候。今ハ龍慶將監兩所之御儀、于今無之候。ちと罷立候て、遠ぬき申度候へ共、申かねて時分を見候事候。とかく御前ニ誰も御とき申人無之、永井信州なども、久在府被有候故、去年御暇にて上被申候。内藤伊賀守、此中ハ御茶湯御相伴ニ被參候。但馬と愚老とはかり候て御座候。讚州も去年八月已來は、公儀之御用評定共多候て、御相伴もまれニ御座候。賀州も或時者亭主又わき亭主かにて御座候。とかく御ときぎすくなく候。御とき衆事欠ニて御座候。老後愚老式、か様ニ心急敷仕

事、不運之至候。壽ハ少も短候程世之隙を明申候に而候。永居仕候程好事ハ無之と存事候。乍去不願とも餘慶無之年數に而候。滿七十二罷成候。ミるが内、知人もまれに成候て、誠に浦島之翁か立歸し時のことく、但馬などへ、今年生延にて罷越候ハ、浦島と存計候。被聞召候而、不入義ニ候へ共、堀丹州孫も七歳ニ罷成、此程瘡瘡にて相果候。又牢人事々敷出來仕候。むこの池田出雲殿も被果候。丹州二番目之七郎五郎も、病氣然々無之、行々是も無物ニ立可申候。堀式部殿も、口中散々、春夏の間と、皆々被申候。さてもくにて御座候。從去年八月、于今日出度との御能、諸大名はて不申候。細川肥後殿ハ、家を被受續被申候と申、又若君様御悅と申候。旁餘人とも違申事に而候間、如何程成共に而候へ共、今度ハ老中振舞被申候。御老中ハ、能をハ御覽し候ハぬ御法度之様に御座候故、被振舞過、別日ニ又名御老中之外へノ御もてなしとて、能を被仰遣候。殊外之御物入之由候。算用之事、無案内に候へとも、人々沙汰承候分、三百貫目入申候由候。相應か様ニ候へハ、何れも殊外之費、大名衆も成申事にては無之との物語共承候。淺草近所より火出申て、本堂塔々、其外房々皆やけ申候。別當房一殘申候由候。又日本橋あたり二町四方や

け申候。肥後ハ去年一つ成有なし之由候。中庵も于今在府被申候。其物語承候。策庵も同病よろゝの躰にて、存命被申候。御在國中御とぎをも不申得、心中之實儀候事候。期後便候。恐々謹言。

三月六日(寛永十九年)

宗彭(花押)

吉英公

尊下

- (一) 高野山の學侶行人の争により訴の爲め江戸に下りしことをいふ。
- (二) 寶性院無量壽院。
- (三) 徳川實紀に十九年三月五日品川へならせ給ふとあり。
- (四) 同三月四日酒井讃岐守忠勝が別業にならせらるとあり。
- (五) 前田利常。
- (六) 小出吉重。
- (七) 大橋龍慶。
- (八) 佐久間將監。
- (九) 永井尙政。
- (一〇) 内藤伊賀守忠重、寛永十九年三月十八日志摩守に改む。
- (一一) 澤菴寛永十九年七十歳。
- (一二) 堀丹後守直寄孫直定、寛永十九年三月二日七歳にして歿す、嗣なくして領地を收めらる。
- (一三) 池田出雲守長常の室は堀直寄の女。
- (一四) 堀七郎五郎、丹後守直時。
- (一五) 堀式部直之、寛永十九年七月十日死、五十八歳。
- (一六) 寛永十八年八月三日世子家綱生る。
- (一七) 徳川實紀に、寛永十九年二月十九日、淺草觀音堂

火ありとあり。(一八) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

六四 細川光尙家臣某に與ふる書

(註) 細川光尙其他の近況を報じ、得道の事について論じたもの。

猶々、委可申候共、急候間、重而可申入候。於爰元之儀、彌御得心候哉、たのもしく候。

古則話頭をミたとて、得道者成ニても候らハす候。それハ言句之段々を明からめたるにて候。得道ハ別にて、意ハなき物なと、申すハ、あさき事にて候。よく本心を明められ候て、世間之何事に付ても、心を付候て見候へハ、天地間之事、一身ニたかふ事一つもなく候。天地萬物を一身心ニおさめ候ハねは、得道之人にてハ無之候。かれハかれ、我ハ我、草ハ草、木ハ木ニてハ候らハす候。日月雲霧むしけら鳥けた物、ミな一物にて候。さとれハ一つ、まよへハ各々にて候。よく外

之形をとりかけて御覽候ハ、万物と一つにましハリてある心にて候。かたちにてたてられて、我人の差別もある事ニ候。天地同根万物一體と可有御覽候。

ふと小書を書出して、書状まつしくらに成候。火中ノ。

晃首座方迄御狀、殊に盆十ヶ、白芋莖一箱、遠路贈賜御志不淺候。其元御無事珍重候。肥後守殿大方御大儀共、皆々御仕舞被成候而、被明御隙候。目出度存候。近日日光御成ニ候。還御之後、諸大名御參詣可有之候哉。其後者定而御暇も出可申候。中庵下國被申候。此地今日被立候。無事御國へ被下着候ハ、万事病者之事候間、御憐愍被成候而可被遣候。我々迄可爲満足候。一兩年も存命者無定人之事候。猶期後便候。恐々謹言。

卯月十一日(寛永十九年)

東海寺宗彭(花押)

(宛名關ク)

(一) 春澤宗晃大徳寺二〇二世。(二) 細川光尙。(三) 家光日光社參、四月十三日江戸を發す。(四) 阿部無佛氏所藏。

六五 細川光尙に贈る書

(註) 藥物養生の事について知らせたもの。

爲先書之御禮、御書給候。一々被成御覽候由、尤本望存候。定而御家之醫者衆も、其書中に書申候程之事者、可被存候へ共、不被仰付候を書被申事もいかゝとも可被存候。私躰からハ、か様之事書付進候ても、不苦儀と存、思たけニ書付申候。宜禁本草などの内ニ、好食と書入候物も、只好食とはかり心得申候へハ、相違有之事候。連歌式目など定リタル物なれとも、可分別物と、別ニ又段を立候て書候。かやうに好物と申ニモ、分別之上にて、好物之内ニ、いやなる子細を分別して、書申候事專用候、牛房などハ、宜物ニ書申候へ共、いやなる子細を分別して、書申候事專用口をあけ申度時、牛房之實を一つぶのめハ、口が一つあき、二つぶのめば、二つ口があき申候。か様之奇特なる物にて候故、痔漏などには、いかゝと存候。たゝの病には、十二經を通候て、良藥にて候へ共、物により候て、か様之御分別入事候。

さて又御無養生にも候かと申疑者、一圓無之候。御口ニふくませられたる物成共、毒と人申候ハ、はかせられ候やうの御心にて候と、元盛此中も物語申候。たはこなどもはたと不參候由、是又奇特千万ニ存候由、是も元盛物語、其外御心中之様子共、御養生ニハきとくニ存候由、かすく物語申をよく承候。さりながら無御存候て、可參事者、無御如在御存候て、どくなを參様之御氣分にてハ無之候由、罷下候てから、度々物語申候。御無養生ニ候かと存候事者、心中佛祖無御座候へ共、其上にても申に付てハ、彌御心御堅固ニ候物にて候と存てのきりかミの内にも、書付申候つる、万々期面上候。

卯月廿七日(寛永十九年)

宗彭(花押)

細川肥後守殿

再報

(一) 細川侯爵所藏。

六六 小出吉英に贈る書

(註) 高野山へ出張中の小出吉英に江戸の近況を報じたもの。

小遠州細々御前にて茶を立被申候。御花をも被仰付候。勿論永信州同前。

其已後以書狀不申入候。先頃御狀被下候。大塔殊外出來申候由承候ニ付、何以珍重存候。乍去公銀于今不相渡之由候。何共笑止千万之儀ニ候。此中殊爰元御倉奉行私曲故、米高直候而、万民迷惑候故、以外御糺明候而、私曲露顯、歴々之侍共に而候。倉奉行八人籠者ノ定而棧上にて可被果候哉。侍之事さてもく天道盡申たる御事と申相候。殊外 御腹立之儀候。町人などにも迷惑仕候者御座候。長谷川甚左衛門と申候者、倉奉行申合、米共取籠候而、又京田舎之代、申合候て、高ニ仕候と哉らん申候。強問ニあひ申候て以後、籠へ入申候。其身私之籠之内は、室之山にて、様々之結構なる道具、駿州亞相之御道具共も有之、其上金銀殊外持申候者に而候。欲與申物は、何共可仕様も無之事候。子共も持不申候。行々何に可仕とて、大欲をかまへ、か様之めに逢申候。諸人は沙汰之儀候。諸國之米高御座候事、町人共申合ニて、か様ニなし申様ニ申候へ共、わきくの國ハ、國持くの計に而候。京江戸大坂堺な

との米高候へハ、應其諸國も高成候由風聞申事候。定而京都商賣人之前も、可有糺明候哉。此地はや大方隙明も、小堀遠州、永井信州なども、毎日評定場へ被出、はや明隙候由、物語ニ候。近日御暇之由被申候。嶋田若也評定場へ爲御意候被出候。さ様之事ニ氣盡候か、膈さし發可被果由候。堀式部も近日可爲死去由申候。酒讚州近日御暇にて、七夕時分御知行へ御上ニ候。此表別條無御座候。私事今日迄ハ無別儀居申候。困る事ニ候。罷上、氣も休め申度候へ共、罷上候ても、又新しく珍く成申候て、苦をわかやかし候外御座有間敷に而候故、御暇とも不申候て、乍難儀居申事候。此匂袋御調合にてもとて、先度登城申候時分、御手より直ニ被下候。御書付もあなたにて御座候。院様より、方を被爲申請候て、御調合被遊候由、御意にて被下候。つゝミわた上可申候。ミな被下候通に而候。其ま、進候。箱ハ此方にてあり合ニ候。態不仕物に而候。委申度候へ共、又候哉、來客候而、抛筆申候。猶期後便候。恐々謹言。

六月晦日(寛永十九年)

吉英公

宗彭(花押)

午の七月廿九日、高野山へ來。八月四日、御報申上候。

- (一) 小堀政一。(二) 永井尙政。(三) 高野大塔の上棟は寛永二十年六月七日にあり。この書狀はその前年のものである。(四) 十九年五月廿二日米廩奉行黒田次郎左衛門以下九人それ〴〵大名に預けらる。廿七日代官南條宗右衛門某も亦預けらる。これは去年秋不熟であつたのに乗じて奉行等が富商と謀り米穀をしめ置て衆人を苦めたによる。廿九日にはさきに預けられた者等の子も亦預けられた。七月八日これ等の者の罪を斷じ、或は斬に或は切腹に處せられた。十四日米商長谷川甚左衛門等は佐渡へ流された。(五) 拷問。(六) 駿河大納言忠長、寛永九年十一月六日自殺す。(七) 島田利正入道幽也、町奉行、寛永十九年九月十五日卒。(八) 堀直之、十九年七月十日卒。(九) 七月十八日忠勝就封につき、家光は爲めに餞別の茶宴を開いたことが徳川實紀に見える。(一〇) 後水尾天皇。(一一) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

六七 細川光尙に贈る書

(註) 光尙の歸國を賀し、江戸の近況を報せるもの。

尊書令拜閱候。海陸無事、御國本へ被爲着候而、早々御狀被下、本望存候。爰元御立之時分者、御立寄候而、靜得御意候。進候書付共御覽候由本望候。申通候間、心中無御存知候へハ、所思召候。互相違之儀候物と存候て、心中之程申候。書付者火中被成可給候。公方様夏中御無事、先頃少御淋病心、御腹中、御心持惡候由、被成御意候へ共、無別儀、方々御成御息災ニ御座候。一昨日十六日ニ、酒讚州下屋敷へも御成、御機嫌能、一兩日中、讚州も御暇可被下との、直之御意ニ候。堀田賀州ハ、サクラへ御國かへにて候。二万石之御加増にて候へ共、其内壹万石ハ、無役ニ被成被遣候由候。物成違申故、信州之知行と被入合候ての儀と申候。今度者、御倉奉行中、殊外大ナル御究明候而、奉行衆皆々御成敗、小キ子共以下不殘御成敗被仰付候。四五十人も相果申由候。町之者ハ、佐州へ被爲流、又所を被追失候者も御座候由候。三嶋之代官などは、未決定候由候。堀式部殿永々被煩、當月被果候。堀千介果被申、丹州跡相果、家中流牢仕候。大坂舟奉行大濱民部、大窪主膳、此衆病死被申候由候。此外無相替儀候。將又一昨日十六日、酒讚州下屋敷にて、皆々御前被罷立、愚拙も罷立候へハ、御よひかへし候間立歸、只一人罷在候。御養生之心持に

付、御若年已來、至今之事共、御意被成候あとにて、ふと卒爾ニ白雲事申上候。權現様何と被成ての事と御尋候間、御鷹場にて様子、又越守被抱置候、嶋原にてのと、け、肥後を罷上候様子、又御かんきにて相果候へハ、後生えさハリにも罷成候間、如何様ニしても、江戸にて相果申様ニト申て、江戸へ罷下候。子共と中たがひ申様なる義理まで、我等聞申たる事共、皆申上候。面むきより被申上候ハ、様子ハ皆御合點可參候。乍去事多儀ニ候間、程延候ハ、御失念も可參ハ不存候。聞申候一筋者、大方皆申上候。權現様何とさせられたる事と御とひかへし被成候間、御鷹かとりそこなひ申候を、鳥を打可申と仕候へハ、そこで御しかり被成候。鳥をほしきにてハなひ、もし鷹に當たらは、鷹をそこなふに、そこつなるやつめと被仰候て、御しかり候。それよりゑまかり出不申候て、流牢仕候よし申候。さ候へハ、さまでふかきとがにて無之候事も可有御合點候。ありていをハ、御耳に立申候間、おもてむきより被立御耳候才覺専用存候。内證から申たる分ハ、いつまでも成申さぬ儀候。たしにハ可成候。おし立て濟申事ハ無御座候。白雲にハ申もきけす候。被參候て、心靜に候ハ、かたりも可仕候。

(宛名日附署名闕ク)

- (一) 細川光尙寛永十九年五月十三日江戸を發し六月十二日熊本に着す。(二) 徳川實紀に、十九年七月十六日、けふ酒井讃岐守忠勝が別業にならせられ花火御覽ありとあり。
 (三) 同七月十六日、堀田加賀守正盛轉封し、信濃國松本より下總佐倉へうつる。一萬石加へて十一萬石になさるとあり。(四) 上の六月晦日の書狀参照。(五) 堀直之、七月十日卒。(六) 堀直定三月二日卒。(七) 直寄。(八) 本文に、一昨日十六日酒讚州下屋敷へ御成とあり、又堀式部殿永々被煩當月被果候などあるによつて、寛永十九年七月十八日附のものであることが知られる。(九) 細川侯爵所藏。

六八 細川光尙に贈る書

(註) 茶を贈られた禮をのべ、柳生但馬の病氣のことなどを報じた序でに、家中のものを誠を以て慈しむべきことを諭したもの。

中庵彌致快氣、左手正眞之左翁と哉らんにて御座候由、奇特千萬存候。御影にて、

玄治藥多たべ申候故、今以方共取候て下被申候間、藥功積候ての御事と存事候。主君之御影、誠以不淺事候。彌以皆々中庵ニ限不申、御憐愍を被加候ハ、御一代之儀者不及申、御末々迄も、此徳殘申儀候。幽齋公、諸家相果、流牢之衆、皆々御慈愛候て、御家ニ御扶助候て被置候。諸家のあつまりにて候つるが、左様之御徳殘候か、御子孫長久ニ候。他家他人さへ如此ニ候。まして御用にも立候御家人之末々は、猶以御憐愍専用之御事にて候。さて又心の誠専用之儀候。心ニ誠なくして、つくり物の様に候へハ、それにて、當位ハなひき申候。是ハはかりことにて候。眞實心底よりあいれんの心、又世上の事も、誠之心にて、自然とよく成候家は、行衛能候。當位ハ光申様ニ候へ共、才覺はかりにて成立候家は、ほろ／＼と成事も御座候へハ、きほひハ御座候て、行衛消申様ニ候かと見及候。はかりことも少ハ入事、本ハ誠か専用之物と見え申候。書狀何も公界へ不參候。そさうなる書札にて候へ共、か様之心安事を申には、か様に候て能候。やかて自此方進候狀共ハ、火中被成可然候。

去年給候御茶、于今不給盡、壺ニ御座候。又當年之新茶夏切被仰付給候。はなやか

に當年之御茶引申候而可被下候。愚拙儀、當夏モ不相煩無事ニ居申候條、御參府迄相待付、可得御意候。柳生但州、先日者二之丸之御能仕候とて、半に目をまハし被申、手を引候て入、のり物にて、無性ニ成被歸候へ共、霍亂にて候故、やかて快氣被申、一昨日も被罷出候、從去年八月、此比迄能を被仕候。其困積申候て、氣も盡申と見え申候。乍去生付強御座候條、苦間敷存候。御前彌増に能御座候而、申度事を被申候。一代此分にて相濟可申候。其身冥加にて候。跡者然共御座候間敷と存計候。事々期後便候。恐々謹言。

七月十八日(三) (寛永十九年)

宗 彭

細川肥後守殿

人々御中(四)

(一) 處方をいふ。 (二) 光尙の曾祖父藤孝。 (三) 中菴が病中國に歸つたのは寛永十九年四月十一日であるにより、本書も其年のものと認む。 (四) 細川侯爵所藏。

六九 細川光尙に贈る書

(註) 光尙の痔病の見舞をのべ、幕府その他の近況を報じ、中菴死去について、嘗て澤菴よりこれに與へたる書物の始末などについてのべたもの。

〔端書〕

細川肥後守殿

東海寺

宗 彭

人々御中

尙々、眼惡候而、書狀之中慮外之躰迷惑申候。大小無正儀候。御覽之後火中。久以書狀不申候處、濃々と示被下候。先々御持病以外御痛候之處、御驗氣之由候而、珍重存候。痔にて候由候。はずにてハ無之候哉。(二) 痔にて候へハ、可然候。ウミ申由候間、はずにてハ無之候哉。はずハ永引申にて候間如何と存候。痔にて候ハ、名譽之藥、殊外工能にて、道三起請にて相傳候故、別人へハ申事不成候へ共、起請之罰ハ、長老ニおわさせられ候事にて候間、申由候而、相傳候藥方書申候て進候。きうたくへ御相傳候而、調合させられ候へく候。きうたくへハ、別而無疎意候間、私

弟子ニ仕候。別書ニ書付進候。

一 當年其元之風儀可然之由、自何以珍重候。此表も、さ様ニ申候が、又むら御座候由申候。蟲送など仕候所も御座候由申候。

一 兩御所御息災、若君當月廿二日ニ、始而御立被成候とて、皆々悦申由候。

一 柳生但馬無事ニ候。御いとま可被下由候。去十三日ニ當寺へ御成にて、私へさ様ニ 御意候。十五日ニハ、二之丸御月見ニ罷出候。萩風と申題にて雲はれて月に成なんとはかりをことハリ過る萩の上風と申上候へハ、色紙を手つから御取候て、是に書申候へと之事候と、書申候つる。御はなしの間も無之候故、案し候事不成候故、歌も詩も中々成申事にてハ無之候。

酒井讚岐守殿御暇出候て、今程御國に御座候。殊外御草臥にて候間、かゝる珍重之儀無之候。御狀給候が、殊外氣力出來候而、息災之由候。爰元ニ御座候中ハ、笑止千万存候つる。

一 堀式部被果候。不及是非次第候。嶋田幽也も可爲近日由申候。膈にて候。

一 中庵儀、驗氣之様ニ申越候間、今一度爰元へも、可被下敷ト存候處、不及是非

候。殊外御不便ニ被思召候間、此度之儀、彌可爲御不便存候。私心中御察之外候。私少つゝ道理がましき事共書申候物共、うつし申候て、妙解院殿へ可懸御目とて、數十年前より取て參候。うつし候て、返し申も御座候。其外可有御座候。あとに子共しかとしたる者有御座間敷間、きうたくニ被仰付候て、數を書付候而、何程にて候共、うつし物のそゝとしたる物候ハ、此方へ自休澤被越候様ニ被仰付可被下候。我々式書申候物ハ、五年二年以前ニ書申候物にも、今見申候へハ、少ハ相違之儀理も御座候。少あらため申候へハ能候。其まゝ世に残り申候へハ、いかゝと存候故、前ニ書申たる物ハ、見申度候。か様の事共、中庵と語申候へハ、能合點仕候。如中庵なる者多ハ御座なく候。息災ニ仕候テ置申候ハ、御調法にても候へ共、近年之如クにて御座候へハ、無甲斐儀候間、相果候モ、爲其身者一道共存、又不便ニモ存儀候。何にても書うつしたる物ハ、數を書付候て被上候ハ、そでなき御物返し可申候。跡ニ然々としたる者も無御座、女性共に候ハ、書物共ハむさと可仕候。さ様ニモ候ハ、此方へ上せ申候ハ、中庵昔居申候寺などへも遣申、又中庵兄一人醫者御座候。其子共ハ姪にて候。左様ノ方へ成共遣候ても能候。又可然人に

て、むさとも成不申候ハ、其段ニハ無申分候。能こまかに物を見申たる者にて候間、心付候物の本共も可有之候。うつし物の分ハ、此方へ見申度候。

先可申入候を後申候。油樽三并南蠻菓子曲物一ヶ遠路贈被下候。毎度御志不淺候。爰元之油者、一圓食用ニ成不申候。別而重寶之旨、元盛申候而、大切ニ仕候。元盛も今程爰元に居申候。大徳寺ニ入院御座候而被留申、久在京仕候而、今程爰元に居被申、はや當年も暮秋ニ罷成候。年内易暮候。來春御參府も程有間敷候。露命難頼候へ共、又可懸御目候哉、奉待計候。恐々謹言。

八月廿八日（寛永十九年）

東海寺宗彭（花押）

細川肥後守殿

御報

- (一) 蓮痔、痔癰に同じ。 (二) 休澤、細川家侍醫であらう。 (三) 徳川實紀に、寛永十九年八月廿三日、昨日若君始て取つき立給ひしを賀して、三家はじめ在府の諸大名まうのぼり賀し奉るとあり。 (四) 堀直之、寛永十九年七月十日卒。 (五) 島田利正、寛永十九年九月十五日卒。 (六) 中菴寛永十九年八月朔死去。 (七) 細川忠利。 (八)

細川侯爵所藏。

七〇 小出吉英に贈る書

(註) 高野大塔工事の落成に近づいたことを賀し、佛神の立願の大切なることを説き、序でに近況を知らせたもの。大塔の上棟は翌寛永二十年である。

金藏院夏中相煩、大事ニ窮り、道三门弟衆へモ申候藥被乞候へ共、難澁十死一生之躰ニ、無是非愚拙手合仕候而遣、明日明後日愚老所へ禮ニ可參由申候處、灸の仕候て、夜中吐血シ相果候。セカレ一人私所ニ久居申候。道上^(三九)へ遣候而、藥師仕習候。其者國へ罷下候而、此程罷上候。金藏後家かつへ申候ニ付、御上様より二人之御扶持被下候。先々左様之事共申渡て、此程罷下候。玄仲ト申候者にて御座候。高橋八右衛門ハ、病者ニ罷成候而、身上之儀無頼候とて、髪ヲソリ、針立成共可仕とて、坊主ニ成、壽見と申候。切々參候而、五日七日モ居申候而罷歸候。

兩三度之尊書、御報不申入、背本意存候。

兩御所様一段と御無事之儀候。大塔之御作事、殊外出來之由、殊銀子御切手相調候由候間、彌御作事、一調候。來年者夏中出來可申候由、御苦勞被遂、御一代之大功ニ候。結願迄、其間之御養生是迄ニ候。御つゝし深故、御酒たはこ被留候事、奇特千萬ニ存候。か様之事ニハ、佛神にも大願ヲ被立候程ニ候ハねは、不成就事ニ候。たとへハ嶮崖ノ岩尾へ上候ニ、上よりすかりたるかつら木に枝ヲ手グサニ取心に而候。手グサヲ取タトテ、足テハコバサレハ、嶮崖へノボラレハセス、又手グサヲ不取シテ、手バナシデハノホラレヌ、手グサト足ヲハコブト相合テ、万仞ノ嶮崖へモノホルコトク、佛神へ祈ヲ掛タトテ、只居テ事ハ成就セズ、佛神へノ祈ハ手グサノ如ク、其事ヲツトムル足ヲ嶮崖へハコブ心ニテ、事成就スルにて候。佛神ハ目ニ見ヌ鬼神トシテ、ヲホツカナキ事にて候へ共、目ニミヘヌ鬼神ニ祈ヲ掛テモ、此事成就スヘキト思フ心、即佛神にて候。我心ヲ佛神ニナスヘキトノ方便にて候。珍重ニ而、自但州、昨日愚老下人罷上候。無事之由申候。策庵弟中庵、八月朔、於國本死去仕候。中風再發仕、十七八日頃ヨリ無性ニ成、朔日ニ相果申候。策庵落力可被存

候。其身ハ一段氣力モ付、能様々々と申候。先便之尊書ニ、薰衣香之御禮被仰越候。富士とあさまと二種拜領申候。内一ツハソレへ進候。殘一ハ虎介殿へ進候。其御禮迄委示被下候。具致拜見候。懸御目候而、御物語申度計ニ候。當年は御そは衆之若き衆迄御暇被遣、知行所へ廿日卅日ツ、被參候。其外柳生但州(所脱カ)たと迄、知行へ被遣候。此折節知行所持タル衆ト同様ニ御暇と申も事おかしく候と存、當年は愚老も在府仕候。來春は罷上候而、國本一見仕、年寄タル者共ニモ逢申候而、今生之仕舞可仕と存候。今日迄ハ一段息災ニ居申候へ共、我々如キ者ハ、自若年ノ仕方、身ヲキメツケ、艱難ニナレコタヘ申クセニテ、イケル内ガヤウニマメニ御座候。ムカデノ足多故ニ、死テモヨコヘフサヌ如ク、心足ヲ日比シヨク仕タル故ニ、死スルマテモ、コタヘハコタヘ申候共、命之長短ハ、年ノ數積リ申候間、頼ハ無之候。猶期後便抛毫、恐惶謹言。

壬九月八日(二) (寛永十九年)

東海寺宗彭 (花押)

小出大和守殿

人々御中(三)

(一) 閏九月とあるので寛永十九年と認める。

(二) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

七一 細川光尙に贈る書

(註) 光尙の痔疾快方を賀し、近況を報じ、家光の東海寺に臨む途中、鷹番のものゝ罪あるを以て切腹を命ぜんとしたのを、澤菴に面じて赦したことを知らせたもの。
この事は寛永日記曾我日記に見ゆ。

尙々、八月以來、山之根之沼共かきあけ、庭之普請共申付候而、御見かハし被成候様ニ成申候。殊に公方様も御機嫌能、及暮被下御座候。春者聽而可爲御參府候間、萬々可得御意候。

いつの比候哉、吳服として被下候へ共、其後者淺山齋方迄、元盛より御理申候へと申候て、其後御返事不申候故、只今及書中候。一年ニ一度給候へハすミ申候。得御意申通候しるしニ候。節々之儀者、返事申入候も、度々之儀、互ニ苦勞に罷

成事候間、齋迄其理申入候。當年之草木風義如何御座候哉、無御心元候。はしめハよく候よし申候て、中比より爰元あしく成申候。其元もさ様ニ御座候哉、無御心元存候。何より以此段専用之儀候。承度候。白雲老人之儀、權現様より之次第、且御物語申上候。權現様ハ何故御しかり被成候そと御とひかへし候。鷹場にての事迄、委申上候。面むきより被申上候ハ、内之事此事よと、御合點可參候。か様之事ハ、爰元にて物語被申たるハあしく候よし、白雲へも口をとめ申候。

先頃御狀給候。其返事さへ不申、背本意存候。御煩之事、千々万々無御心元存候處、御本腹之旨承、悅入候。あとよくいへ申候や。痔之妙藥書付進候。相調申候哉、乍去外科之醫者自京下被申由候間、及其藥方間敷存候。爰元之儀、無事無相改事候。世上つまり申て、笑止ニ存候。

公方様も、此段を御心ニ懸申由候。一昨日十八日ニ、當寺へ御成口切之茶上申候。一段御機嫌能、無所殘儀候。御鷹者衆之中、無調方之儀御座候而、切腹被仰付候へ共、澤庵聞申候ハ、迷惑ニ可存候條、今日之儀、御赦免候と御諚にて、御供之衆色をなをし申候。御座にて、此通 御諚にて、愚老難有由御禮申上候。恐々謹言。

十月廿日（寛永十九年）

東海寺宗彭（花押）

細川肥後守殿

人々御中^三

（一） 徳川實紀に、寛永十九年十月十八日、此日東海寺へならせ給ひ御茶宴あり、御道すがら鶉をからせらるとあり。 （二） 細川侯爵所藏。

七二 細川光尙に贈る書

（註） 光尙の痔疾平癒を賀し、尙その養生法を説き、細川忠利の位牌所建立について、その住持の候補者の事をのべ、また家光東海寺へ臨む途中鷹番の罪ありしを赦したことを知らせたもの。

壬九月廿三日之尊書到來致拜見候。先々御腫物殊外御痛候處、今程御快氣之旨、自何以珍重存候。常酒を過、美食多參候衆ニ、左様之所之腫物出候。臙毒なとて出

申候。然共御手前ハ御酒不參、又惡食も不被成、美物も多ハ不參由内々承候。今度之御腫物不思義存候。彌肉之物共ハ、常ニ參間敷候。牛鹿狸其外獸等者、魚類ヨリツヨク候。魚類モ數多物にて候間、熱物ツヨキ物ヲサケラレ、味能候而、毒ニ不成物ノアサキヲ可參候。又本草ヲマブリ候て、本草ニアルヨキ性トテ、ヒトヘニ用候事、カタウチニ成候て惡候。只世上ニ朝夕用申候て、毒ニ成候ハぬ物と申淺味ナル物を參候が能候。本草ニナヅンテ、是力能ナト、申トテ、偏ニ相用候事、返々惡候。一 來年妙解院殿^三第三年御位牌所共御建立之旨、爲御冥加、尤珍重奉存候。住持之儀被仰聞候。如御存、私弟子とて、誰も無御座候。萬派同源之事候。誰々を被爲請候ても不苦儀ニ候。存寄事候ハ、無隔心、追々可得貴意候。少もヒイキカタ^三ノ心ヲ以テ、其人ニアタラヌ人ナトヲ相定候テ、後クヤミ候ても、カヘラサル事ニ候。何れの人を被仰付候共、能々前カト御思案ヲ被爲煉候而、可被仰定候。自派他派之所ハ不苦儀候。乍去申ハ、世上隙多候へ共、今之世ハ、知識長老ト申ても、實之人きれ物にて御座候。先御存之衆之内にて、あれが實の人か、是が實の人かと、一々御心を加られ候て、可有御覽候。何れの知識か、實の心持被申候哉。只渡世一道ト

見え申候。然共渡世一道の人も、渡世とおもハぬも、同すかたにて候。世に交ル間敷事も不成、風塵ニ被^ツ撲^ツ面、空白頭俗家之儀者、幾千代も目出度と祝申へきに候。出家方なとハ、一日も早世目出度と願申候へ共、めてたからんとおもふハ、却早世候て、我躰之者願ハぬなからへ無是非存候。

廿一日之尊書も到來拜見申候。度々御狀被下候。返事さへ不申候。此方より進候事ハ中々ニ候。非心中之疎意、日々閑事ニ不得隙、老々根氣盡、於此分望之早世如願ト存候。越冬餘命候ハ、御參府之節、可遂再面候。其中又々可有便風候條、可呈愚書候。去十月十八日、當寺へ御成、口切之茶上申候。いつよりも御機嫌能、御成之道にて、鷹者無調方仕候ニ付、切腹被仰付へきニ定候へ共、澤庵迷惑ニ可存とて御赦免、彼は無所殘候。御懇ニ御座候程、彌苦勞可被成御推量、外聞々々ト人ハ申候へ共、外聞之願無之世を、可然可過ト存も、外聞ヲ思人ノ所存、何之道にても、一モ私身之得分無御座候故、日々迷惑ト存心迄まさりゆく事に候。乍去是も今少くくと灸火消ヲコラへ待ハカリにて、今日くと暮申候。上様之御機嫌能候と申も、諸人之詞ニ準して申詞ニ候。眞實ニ悅所無之候。か様ニ申度事迄ヲ

留筆候。恐々謹言。

十一月二日^(三) (寛永十九年)

細川肥後守殿^(四)

宗彭 (花押)

(一) 細川忠利寛永十八年卒。 (二) 荷擔。 (三) 本文初に閏九月とあるによつて寛永十九年のものなることが知られる。 (四) 細川侯爵所藏。

七三 柳生宗矩に贈る書

(註) 柳生宗矩の湯治に赴けるに見舞をのべ、併せて近況を報じ、家光東海寺へ臨む途中鷹匠の罪ありしを赦せしことを知らせたもの。

當寺ねまの普請共、八月よりいたし、殊外様子能成候而、先月御成之時、殊外見事にて候とて、御感共にて候。彼是御機嫌能候つる。爰元殊外寒し申候。上方大方大雪降申候由候。當地ハ未降申候。

御狀被下、左右承候而満足仕候。湯治相應之由候。自最前如申候。一段相應可仕候由候なと如存にて候。自何以珍重存候。

公方様殊外御丈夫、彌以被爲成候。先書ニ如申候。去月十一日ニ當寺へ御成、黄金御卷物共拜領、五六年已來無御座御機嫌なと、御供之衆も被申候。殊ニ鷹者無調法仕候。切腹可被仰付ニ相定候へ共、澤庵へ御成之事候間、御赦免之由 御諚にて、諸人悦被申候。貴殿御うわさまでにて候。但馬ハ澤庵へ狀を越かと、十度も御尋にて候。私申様ニハ、但馬ハ六ヶ敷ニ不入事にと申て、いつも如此にて候。私も又但馬と同様ニ、返事も六ヶ敷ニ不入事と存て、私も終様不遣候由申候へハ、但馬と同筆法じやと被 仰、度々御笑にて候。愚老御目見申候時、貴殿事不被仰出事ハ、一度も無之候。恐々謹言。

十一月十日(寛永十九年)

東海寺宗彭(花押)

柳生但馬守殿

人々御中

(一) 柳生基夫氏所藏。

七四 細川光尙に贈る書

(註) 細川忠利三年忌に當り、位牌所妙解院建立について、その住持選定の事等をのべたもの。

尙々、御手前御腫物之御所勞、御快氣之旨、自何以珍重存候。

來二月十七日、妙解院殿第三年御佛事付、天祐和尙御下之儀、京都迄申遣候處、應貴命、可有下國之旨御報候間、即今日此狀相調、御屋形之留守居衆迄遣之候。御迎船參次第、正月中、大坂出船可被申候。

一 就妙解院御建立、住持分之人指圖可申旨被仰聞候。如御存知、私弟子持不申候。
 北一派之門中誰ニも相應之任一人も無御座候。啓室座元ト申單寮外之人御座候。文字才學者雖無御座候。大徳派之修行相究、被得印可候。五三年之中、出世も可被仕任候。掃除勤行等被致、眞前之燒香被仕候分、其外行跡無沙汰之儀無之人、於紫野も、喝食立之人ニ而御座候。爲私名代被下候様申談候處、無才學候條、如何被申、

辭退及度々候へ共、私名代之由申候間、其上者、兎も角もと領掌被申候間、天祐同船下可被申候。御寺被爲作、當座燒香之住持も無御座候へハ、如何候間、先緣次第可被召置候。其身も病者候間、遂不被申候共、其内又如何様之儀も可有之候。委儀者、元盛可罷下候間、口上御理可申候。

一 山號之儀、是又追而相調可下候。

一 鐘之銘之儀、是又思案仕、自是追而下可申候。此表御靜秘(註)之儀候。酒井讚岐守殿、從御國本、先月十二日御立之由候。當月二日三日之比、可有御參府之由候。御氣相重候由、就其道を緩々與御下と聞え申候。恐々謹言。
二三日相煩申候故、以他筆申入候。

極月二日(寛永十九年)

東海寺宗彭(花押)

細川肥後守殿

人々御中

(一) 大德寺第百七十代天祐紹杲。 (二) 大德寺中の北派をいふ。 (三) 細川侯爵所藏。

午三月十七日、京へ來。卯月朔日、對馬殿御報申候。

忝故ニ、病も出來申候。忝故ニ出來シタル病ヲ、此病ニ付テ、御懇ナルヲ、又忝ト申程ニ、忝ガ付テマワリ〜申候。忝事ガナケレハ、病モ出來セス、病出來セネハ、後ノ忝(マ)モ不入候へ共、始ノ忝(マ)カテ不入、忝ガ一日モチモ出來申候。此儀理御合點參候哉。鶯のぬふてふ梅の笠もいや心をそへよほしてかへさんと申歌も御座候。袖ぬれてかへる人ニ、鶯のぬふてふ梅のかさもかなぬるめる人にきせてかへさんと申て候へハ、鶯のぬふてふ梅の笠もいやで候。我袖ハ(マ)つなき故にぬれて候へハ、我に心をそへられよ、さやうに候ハ、我袖ハひる程にほして御返し候

七五 小出吉英に贈る書

(註) 高野山大塔造營工事の落成に近づきたるを賀し、併せて近況を報じ、且つ家光に懇遇せられることの却て迷惑なるをのべたもの。

に而候とよミ申候。我等の病は、御懇故(てきか)にいてぎ申候間、御懇なく候ハ、いつかたへ成共、成次第ニ身をさせられ候ハ、後の忝も不入して、無病に成可申候。戀の歌の心は、御懇候ハ、袖ハひ可申との心、又我々心ハ、御懇候ハすはに而候。

度々尊書御返事申儀は、邂逅之儀無沙汰致迷惑候。先々當年者、早高野御仕舞被成、國本へ被成御歸候間、御休息珍重存候。高野之御造營、來年(三)は夏中可相濟之由、目出儀、此外不可有之候。御息災にて事濟候事、先々之御衆之けしめあまたに而候に、無事に御仕舞候事を、御行跡能候所、常々御律儀者と四方にも申所、此度顯申と存、愚老式迄悦申候と、少之事候間、彌以御身之御養生大事に思召、一道御成就專用と奉存候。年若候而、皆々近年は被果候衆多候。當年も多御座候。立花立齋(三)大老之事、秋元但馬(三)、松平丹後守(四)、本多丹後(五)、佐久間將監(六)、先衆青山大藏殿も、殊外之煩ニて候。本復は難成由候。骨與皮之由、玄治被申候。將又愚老去月廿八日ヨリ相煩申候。風寒之證、其外連々(七)連々(八)氣癆(九)さし出、胸痛申候處ニ、玄治法印六七日程之間は、毎日見舞被申候。其後は一日マセ、又二日ニ一度つゝ被見舞、精入申候故、致本復候。

至今日、藥服用仕、引籠居申候。當年之寒氣不覺儀候。雪はうすくと一度、其後如花散申候迄に而候。世上つまり申て、道路に飢人多(七)、聞テ耳酸候。上方別而京邊別而左様之音聞及候。實は不存事、此表江戸町中も、以外つまり申候。難儀仕候由申候。然共日本國之群集賑申事者如常ニ候。御一門中御無事、目出度存事候。無程當年も極月半に成申候。春も今之事に候。何とそ仕、春は上方一廻之志御座候。罷上候ても、休息は成不申候而、苦を増に罷上に而候間、詮も無之儀とは存候へ共、餘當所ニ居申候而、苦勞に御座候故、當座のかれ之心迄候。つなぎ猿之様に罷成、致迷惑候。因果歴然之道理、人之トガ無御座事候。期後便候。恐々謹言。

蜡月十二日(八) (寛永十九年)

小出大和守殿

人々御中(九)

宗彭(花押)

- (一) 大塔上棟は寛永二十年にあり。 (二) 立花宗茂、十九年十一月廿五日卒。 (三) 秋元泰朝、十九年十月廿三日卒。 (四) 松平重直、十九年十一月二十八日卒。 (五) 本多重世、十九年十一月二十四日卒。 (六) 佐久間勝友、十九年七月一日卒。 (七)

寛永十九年二月の頃より飢饉の兆あり、五月に至り、幕府救済につとめしこと寛永日記に見ゆ。(八)十二月。(九)内閣記録課本澤菴書翰寫。

七六 細川光尙に贈る書

(註)

熊本妙解寺の額の事、その住持として啓室下向のことを報じたもの。文意により、且つ前々號の文と参照して、寛永十九年十二月のものなることが知られる。

一 御建立之御寺山號之額、於其地、細工人多可有御座候間、掘申事可被仰付候へ共、か様之大字ハ紙ニ書申候を、細工人か板ニ寫申候へハ、筆法又筆之うへしたなと相違申候。直ニぬり板ニ、朱にて打付書にて、此筆はしたにある筆、是は墨の上ヲ重テ引タル筆なと、直ニ不申付候へハ、文字散々ニ成申候。殊に此掘申細工人ハ、文字を掘申事、字ノ心を能合點仕たる者にて、爰元にて、當寺ノ額共、愚老書申候物、掘付申候間、自此方額物様之恰合、皆々此者申付、當寺ニ留置候而、自由

ニ大方掘候而カラ、細々見申候而、申付候ハすハ成間敷存候而、右之通ニ申付候。其様子ハ、元盛ニ申渡候間、猶以口上可申上候。自先月廿八日煩出候而、玄治法印被申渡、外人へ逢不申、狀文之返事モ、病中不仕候様ニ、宗玖などに被申渡候故、外事ヲやめ居申候故、乍病中、額ニ、棟札、鐘之銘、皆々相調下申候。越中守申候御奉公、此度仕候と、元盛ニ語申候ツ、寺ノ表ニハ、方丈ト申額大方打申候。又定タル法ニモ無御座候。如何様ニモ可有之候間、誰も見申候ても、即寺號存候様ニ、寺號之額可然存候而、妙解寺ト書申候。妙ノ字ノ扁ヲ玄ノ字ニ書申候ハ、女ノ字ヲ忌心にて候。

一 就妙解院殿御作膳^(善)、天祐へ申處、可被罷下之由候。先便ニ其趣申進候。

一 御寺被立候ニ付、留守居も仕候人無之候而、不叶儀候故、住持之義被仰聞候。如御存知、私弟子ト申者持不申候。又北門中ニモ、可然相應之人無之候。清岩ナトハ、年モ壯年ニ御座候へ共、ヤツシロ双方被懸候儀も、定テ成間敷候。沅西堂など、幸之儀候間、被仰付候ハ、可然義ト存候へ共、是ハ元盛前角沅公御心中存子細候間、成間敷候。被仰候共同心被成間敷由申候。紫野門中北派ニ、誰も似相申人別ニ

無之候。天祐之儀者、本寺ニシカトシタル老僧衆無御座候間、田舎住居永々敷ハ成間敷候。江月會下ノ衆モ、元盛申様子も御座候間、一向手ヲ付不申候。此度下シ申啓室、北門派ニテ、自喝食ソタチ被申候。行跡モ能候間、御寺ノ焼香被仕候共、若輩ナル事ハ有御座間敷候。掃地勤行タ、シク被仕候ヘハ、萬事濟申候。右ニ如申候、文字才覺ノ事ハ無御座候。紫野一派ノ參學ヲ遂、師匠ノ印可ヲ得申候ヘハ、本寺大徳寺ノ住持ヲモ持申事ニ候間、何方ノ寺ノ住持仕候テモ、不足ハ無御座候。文字言句ノ御用者被仰間敷候。御大名之事にて候間、御事之欠申儀ハ御座間敷候。有脱カ佛法方ノ儀無御座候ヘハ、物々ニテ一所トアル寺ノ住持ニハ、無實様ニ存事候。五三年ノ中ニモ、出世をも被仕候人にて候。其段々元盛存之儘、御物語可申上候。爲私名代進之候。私身マ、ニ成申候ハ、罷下、朝暮之御焼香ヲ仕、報知己可申候ヘ共、其段不及是非候。私代ト被存候て、朝暮之勤行焼香掃地火之用心等、能被仕候様ニト啓室座元へも、私弟子同前之様に入魂仕候テ、法度書迄仕候て渡申候。當月廿四日ニ、此地立被申、上洛被申候。天祐同船に下着可被申候。元盛下申事候間彌申付下候。

(日附宛名署名闕ク)

(一) 細川侯爵所藏。

七七 細川光尙に贈る書

(註)

妙解院忠利の爲めに、東海寺中に一寺を建立するについでその地所のことを相談し、且つ熊本妙解院に家中の者の石燈籠を多く寄進せるは奢りのやうに見える處ありと注意せるもの。

尙々、此方に被仰付候小院之事ハ、最前寄思召候柳生屋敷可然候間、其通ニ可相定候間、可被成其御心得候。柳生も右之屋敷被申請候ハ、可爲満足候。柳生屋敷を御所望候而被立候ヘハ、爲御手前之にも能御座候。第一ハ又上意尤ニ可被思召候。圍之内寺立不申候事ハ、度々御心ニ懸、御言にも被成御意候間、内ニ立申候ハ、御機嫌能可有御座候。

一書申入候。當寺之内ニ、小院可被仰付之由、梅原九兵被申聞候。就其最前柳生但

州一所心付被置候屋敷ニ、可被仰付之由候。九兵被參候而、其趣被申候。一段尤之儀候。然所ニ、當寺圍之外ニ、屋敷一所御座候。そこに被仰付候而、可有如何やと、元盛申候。それも可然候ハんと申候付、自梅九兵、其趣被申上由候。又此中存寄候ハ、兎角最前被寄思召候所可然存候。圍之内草茫々として、ひろくあき申候。此あき所をさしをかれ、外ニ屋敷をもとめられ候事もいかゞ候。圍之外之屋敷ハ、隣之寺之屋敷もとめ被入候ハねば不成候。求入候事も、元盛遂内談、屋敷も合點申候へ共、よそを求可申より、右之所柳生心あて、被置候所にて候間、是ニ被立候事、第一能候。又

上様も、圍之内寺立不申候而、渺々と草深して居申候事、御氣ニかゝり申候故、一切寺の立てかなひくと、度々被成 御意候間、内ニ被成御立候へハ、御奉公にも可成候哉、そとに立申候を被成御覽候ハ、そとに立程ならば、内ニ立申せかしと、十二十一ハ可被成御意候。旁以本寄思召候所ニ被立候而、可然之由、今日九兵よひよせ候て談合申候。九兵も尤ニ被存候間、愚存之通ヲ、御國本へ申進、其返事不承ニ、此方普請可申付申候間、自愚老も、書狀進候ハ、書狀調次第、飛脚可上との

事候間、一書如此候。右之柳生屋敷ニ被相定可然存候。遠路之事候間、此方ハ右之屋敷ニ梅原可被申付候。内々堀田賀州へ御物語被成置候様ニ、梅原被申候。此度猶以被入御念、御内談之御狀も參候や、爲念にても御座候。又賀州之寺隣にても候間、御談合も可然候。普請奉行内々以晃首座、賀州へ物語も可仕かと被申候間、それも御入魂之事候間、可然由申候。か様之事ハ、晃首座ニ可申聞候。九兵念を入申ニ付、尤可然由申候。將又家中衆寄進ニ、石燈籠殊外多きり被申候由、九兵被申候。春日之宮など、又豊國明神などにも、數々御座候つる。是社頭之事ニ候。寺門前又墓所などに、左様ニ燈籠多立申事ハ無御座候。其上當時ハ何事モ六ヶ敷候て、耳ニ立、目ニ立候事惡候。ヲゴリノ様ニ申成候へハ惡候。國めぐりなとも候ハ、左様之時分ニハ見可被申候。見テ惡候ハん間、目ニ立不申候様ニ、可被成御分別候。尾州大納言殿御母御死去候。其御寺を御國ニ被爲立候とて、被得 上意候由、其家中之者語申候。御知行之内之事候間、被得御意ニ不及事候由申候へハ、被得御意候事、上意殊外御感にて、御機嫌能候由申候。權現様新寺建立申候事、是も御法度之一ヶ條にて候故、如此候由物語候。其元之儀、遠國之事候間、尾州などハ違申事候間、

其元之儀、苦間敷存候へ共、さのミ事々敷候て、華麗ニて目ニ立候へハ、いかゞと申事ニ候。燈籠五十百左右ニ立并、宮社頭大明神などの様ニ候へ者、おごりの様ニ見可申かの用心までの事候。木竹などハ何程も御はか所なとうへくろめられ、其木かけなとに、あそここに燈籠などをかれ候ハ、十五御座候共、置様にて苦間敷存候。只よのつねの者ハ、何程も方々ニ寺をも近年立申候へ共、中々其身數ならず候へハ、申出者も無之候へ共、可然人之上には、色々之事を申世中にて候間、万事御氣遣入事候。當寺之内之小院などの事にてハ無之候。大々としたる一所之大寺之事にて御座候。其元遠國之事候間、親之菩提所とし被立候事ニ、とがめハ有御座間敷存候。近國にてハ其氣遣

と申事 期後便候。恐々謹言。

正月九日 (寛永二十年)

光尙公

宗彭 (花押)

(一) 尾張徳川義直生母志水氏お龜方、寛永十九年閏九月十六日卒去。(二) 細川侯爵所藏。

七八 細川光尙に贈る書

(註) 世上饑饉の状をのべ儉約をつとむべき旨を諭し、又妙解寺の石燈籠について注意を與へたもの。

飛脚參候由、梅原被申候間、一書申入候。自京都皆々早々可被致下着候。此表之儀一段御靜謐候。乍去世間在々所々折角仕候哉。乞食日本橋ニ集候。入夜閉門付テ見申候へハ、六百六十と哉らん有之由、昨日も人之物語候。其内毎日五人三人果申候。目もあてられぬなと申、笑止ニ存候。丹後、但馬等之國之事も、年々乞食之多事候。道路ニ死人目もあてられぬよし申候。當年草木惡候ハ、彌之事と存候。加様之時節、万事ニ付御分別入事候。何事も簡略被成、内之御圍専用之儀候。先便ニ石燈籠之儀申入候つる。大門之外馬場遠候由候間、所々間一町或一町半、又半町にも、間を不足ニ被成、タガイチガイニ被成、ツガハセズ、右左チガへ、所々何木にても、松にても二三本四五本つゝ被置、其内ニ大小エラハズ、六人持程も候はん石一つ、

立候て、其前ニ灯籠をかれ候ハ、此石ハ神之正躰にて候なと見え候やうニ被成て被置候ハ、可然候。華麗ニハ無之、殊勝ニモ見え可申候。入夜自寺御歸候時たとハ、所々ニ灯火見え候て、一段にて可有御座候。態つかハせ候て、左右ニ并申候ハ、結構過候て、大明神之前之石灯籠之様ニ候て、國主御墓所御菩提所とハ申なから、侈之様にも人見可申候歟。古肥後殿法花寺三なとハ、何程結構ニ候共、はやふりたる事に候間、其段苦間敷候。石燈籠殘候が多候ハ、墓之御座候山之近邊ニ、あそこ（脱カ）、遠近不定ニ、山のはな、きしのかげ方々ニ、木四五本うへくろめ、其内ニ一つ、志之者きり申候て、立候と申様ニ被成可然候。見ても殊勝ニ可有御座候。七月ニハ御東下被申候。人々竹之筒油少つゝ入候て、自持來、我々の燈籠ニ一灯づゝ、七月ニハかゝけ候ハ、遠から見申候ハ、万燈ともしたることくに可有御座候。御はかの左右はかりに、かすく多候ハ、見事にハ御座候共、過分にも花麗にも見え申候て、よく御座候間敷候。

二月五日（寛永二十年）

東

（宛名闕ク）

（一） 寛永十九年より二十年にかけて、殆全國に互り饑饉に襲はれ、關東殊に甚しく餓孳、途に横はる。 （二） 加藤清正の法華宗の寺即本妙寺。 （三） 細川侯爵所藏。

七九 小出吉英に贈る書

（註） 高野山大塔造營奉行についてその勞を慰め、併せて近況を報じたもの。

尙々、御一家中、無事珍重。當年半過者、可爲御參府、其前若賜官暇三、則令觀光、可詣高顔大望耳。

數度之尊書、漸一報、非心事疎、世事紛冗思而止矣。舊冬已來、被有在國休憩、可被收散亂之氣、爲保養珍重不可過之。漸向南山、可有膏稱マ、、又也可々盡筋力、雖然大塔建立之事善根也。縱然

台命之所掛三分之一者、君可得其功德、能信受奉行、而可被爲子孫長久之計。司馬溫公云、積書欲遺子孫。々々不讀。積黃金欲遺子孫。々々不保。不如積陰德於冥々

中。爲子孫長久之計。是先言也。所作雖顯若在君之心、則陰德是冥々者乎哉。此地靜謐只多乞兒而已。日本橋上乞兒五百餘記之、來人語之必然也。尋其一人、々々之本國、還其國主之由聞之。聞是書世上多風說、不奇虛誕也。無事期後音。恐惶謹言。

二月初九日(寛永二十年)

東海寺宗彭(花押)

小出和州刺史

研右

(一) 澤菴は屢、但馬歸臥のことを望んで居たが、この年には果されず、明る正保元年に延ばされた。(二) 小出吉英は寛永十五年以來高野山大塔建立奉行たり。その上棟は二十年六月七日にあり。(三) 前號書狀參照。(四) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

八〇 行者元盛に與ふる書

(註) 將軍家光の東海寺に臨みし狀況を報じ、饑饉による乞食の有様などを報せるもの。

自卯木返書いか、被申候哉。書中不存候。三齋へハ被申にく、候ハン間、めきめきとハ有間敷と存候。いたちみめよしのむこ殿へ、傳語と可被申候。

飛札到來。即卯木公へ書狀相添候而遣候へハ、即刻返書到來候間、今日飛脚呼寄、返札相渡候。昨日者爲御禮、中根殿へ參、歸寺候へハ、及暮候故、今朝細川殿屋敷へ呼ニ遣候。一昨日十四日ニ、當年始 御成、山之座敷にて、御茶上申候。茶過テ、八疊敷之前之出島にて、御酒ウタイ舞數刻 御遊、其後小堀ニ、西之橋之前之小島ニ、石ノ一ツアルカ、サヒテ面白ク思召候とて、一スキ仕レト御意にて、古木ノヒラ木ノ本にて、風呂釜取寄、一スキ小堀手前にて、御茶、又御酒、及暮還御、三所なから、御機嫌。近年見申たる事もなき御事にて候。御卷物とも拜領候。安藤右京殿爲御立被參、進物奉行五人被參、御前へ持て被出、右京殿開口にて拜領申候。自愚拙方の進上をも、右京殿御取繼、式正之御時儀にて候つる。嶋之石ニ何ぞ付申せと御意にて候。小堀萬年石と御座有へきかと申上候へハ、一段の名にて候とて、板ニ萬年石と、愚老醉中ニ書申候て、ウラニ小堀遠江と書申候へと被仰候。御茶上り、御酒之間ニ、召タル御道服をぬがさせられ候て、小堀ニ被下候。遠州殊忝かり、御

そば近、か様ニ被成候て、右之様子共に候。松の木ニかけ花入をかけ、小堀ニ花を入申て、誰そへさし申候へとて、柳生但馬、酒井讚州なとまいり、花入被申、一ノあとに、御花入させられ候。終ニ見不申 御機嫌にて候。了首座へ、遠州仕分を物語可被申候。江月和尚へも、別書ニ長文章にて候間、書不申候條、御物語可然候。當年ハ御イトマ申氣ヲ延可申存候。但州下にて候間、心安候。御前ニ、誰も此中ハ無之候て悪候。今ハ但州下にて、皆々もキヲイ被申候。やかて又永信州下にて候間、小遠上り可被申候。爰元乞食六百人、日々五人六人死申候。又大方ハ無覺悟候者、世躰しらすしはてとも、皆々乞食ニ成申候。かりこやを二三間ニ立候て、おひこミ候て被置候。日本橋餘見苦候とての事にて候。方々よりあハれニ思、粥をにてくハせなと候へハ、粥がさめたなとて、すて候やつも御入候。又五錢十錢つゝ遣候錢にて、友々ほうひきなと仕候。又すまうをとり候て、やミ候てうんすと申乞食之上へうちたをしなとして、なく乞食、なかする乞食、か様之時代にて候間、乞食ニ成候モ、天バチにて候。さてくゝ大事之儀にて候へ共、今日よけれハよひとはかり存候て、天道自然之理を不存候者之行衛、皆橋之上之有様ニ候。

三月十六日 (寛永二十年)

東海寺宗彭 (花押)^(五)

(宛名闕ク、櫻井氏菟集澤菴遺東ニ「眞珠庵主云、此書背に元盛の二字ありしと、蓋捨文の體を用ひしなり」トアリ)

(一) 柳生宗矩。 (二) 寛永二十年三月十四日家光是年始めて東海寺に抵りしこと寛永日記、御徒方萬年記等に見ゆ。 (三) 明暗雙々集に萬年石銘あり。 (四) 永井信濃尙政、淀城主。 (五) 京都大徳寺所藏。

八一 細川光尙に贈る書

(註) 光尙の痔疾を問ひ、又二の丸の茶亭に召されしことを報ぜるもの。

尙々、先日已後不得御意候。私も腹中相煩申候て引籠、薬を用申候。漸快氣仕候。昨日者二之丸^(三)へ召候而、御すきやおく口とも見申候。殊外御酒被下、無正躰夜前ハころひこミ申、今朝迄難儀仕候。御ミつから被仰付候。おくの御路地つき山共、

見事なる御事にて御座候。今度之御作事ハ、御氣にも入申と見え申候。不殘見申候へと御意にて見申候。きれいな御事にて御座候。先可申候を、葡萄一籠被下候。賞翫仕候。毎度忝存候。

如尊書、此中者雨致退屈儀候。八專明申候ハ、定而晴可申と申儀候。御腫物少充能被爲覺候由、珍重存候。下部ニ灸所御座候。灸にてすへとめ申由申衆多御座候。然共すへにくき所にて、殊つもり申候て、千二百もすへ申候へハ、とまり候よし申候。五十三つゝつもりて仕候へハ、成物にて御座候。愚老も下部之煩御座候つる。右之灸にて、すへとめ申候。私之者、脱肛にて御座候つる、今ハ無之候。一ヶ月灸にかゝり候て、居可申と存候ハねハ、不成事ニ御座候。事々期貴面之時候。恐々謹言。

七月廿九日(寛永二十年)

東海寺宗彭(花押)

細川肥後守殿

尊報^三

(一) 寛永二十年七月の頃、二の丸造營成りしこと徳川實紀に見ゆ。(二) 細川侯爵所

藏。

八二 細川光尙に贈る書

(註) 光尙の瘡病平癒を賀し併せて近況を報せるもの。

細川肥後守殿

尊報

尙々、繪贊之事、御慇懃之御禮ニ候。竹にすゝめと夕とつゝき候て能候様の書付申候。

御氣相大方御本復之様ニ御座候付而、晦日爲御禮御登城、昨日惣並朔日之御禮、珍重不過之候。其跡無御油斷、風なと不被爲引候様ニ可被成候。三十日後にも、當年之瘡者、そゝとをとつれ申様ニ御座候。御つゝしみ専用ニ存候。私も息災ニ居申候。大僧正^二昨日御氣色見申、散々之儀候。夜前之儀も不存候間、今朝又問ニ遣候使、未罷歸候間不存候。我々式後陣と存事候。江月も近日ト存候^三。病氣以外惡御座候事候。

近日可得尊意候。恐々謹言。

小春二日（寛永二十年）

東海寺宗彭（花押）

細川肥後守殿

尊報^三

（一）天海僧正、この日即十月二日を以て寂す。（二）江月は十月朔日寂す。澤菴は未だその報に接しなかつたのであらう。（三）細川侯爵所藏。

八三 細川光尙に贈る書

（註）増上寺における法會のこと其他近況を報じ、併せて光尙の發句に答へたるもの。

御發句霞行わたりあまねく候を、法ニたとへられ候。一段之御心賦奉感候。
なへて世にみつるミのりや春霞
のとかにうかふ浦々の舟

かやうに可申候哉。法海遍滿の法性霞たゝへ、尤珍重ニ存候。脇仕かね候へ共、如何様ニも先申計候。

尊書示被下候。先日御出之已後、以書狀也共、可申入之處、御報も御苦ト存、無其儀候。愚拙氣相少充能罷成候。將又増上寺御佛事中、天氣無所殘、皆々日々不思議奇特ニ令存候。御結願 御機嫌所令察事候。正月之御隙大方明可申候。入來月以參可申入候。當月者兎角候者、暮可申候。事々期其節候。恐々謹言。

正月廿五日（正保元年）

東海寺宗彭（花押）

細川肥後守殿

尊報^三

（一）秀忠十三回忌、正保元年正月二十四日、家光増上寺に詣で、勅使親王攝家公家衆諸大名參列すること正保録人見私記等にあり。（二）細川侯爵所藏。

八四 小出吉英に贈る書

（註）澤菴暇を賜はり、但馬に歸らんとして、途中近江邊よ

リ在京の小出吉英に之を報じ、吉英の次子吉重が途中
 斡旋せし勞を謝せるもの。吉英この時高野大塔の工を
 竣りて京都に在り。

尙々、此度は首尾能御暇被下罷上、満足仕候。乍去久此方ニ罷在候事成間敷存候
 間、苦を仕ニ罷上候ト計存儀候。但馬之老人共悦可申計ニ御座候。姉一人居申候。
 八十一ニ罷成候□□ハ如形モ半兵衛方ニ罷在候へ共、是ハ八年寄タルト申氣遣無御
 座候半と存事候。

今程御在京の由承候。先日江戸へ尊書被下候。はや罷上砌之事候間、返事をハ不仕
 候。其後藤田清兵衛罷下候時、尊書被下候。於路次拜見仕候。

兩御所様御機嫌能御靜謐之儀候。兼又御手前御一門中、御無事之儀候。私儀今度首
 尾無所殘様ニ、御懇之。御意共御座候而罷上候。其故道中天氣能、當所^(上)へ罷着、夜
 前降出申候付、御同名修理殿人を五人被爲副候。御無用之由申候へ共、御一分之思
 召□□申儀候間、人を可爲副候ニ、殊自京都被仰越候之間、有無ニ召連候へと

被仰候間、應御意、道中心安被下、忝奉存候。此段貴面ニ御禮可申上候。此人夜中
 ニ成共可罷上由、夜前被申候へ共、はや入夜申候條、留申候て、今朝書狀取調、此
 人上せ申候。大德よりも誰々も被參、又ハ使札共給候へハ、迷惑ニ候條、是迄罷着
 候儀、未申遣候。是にて休息仕、天氣次第、大德へ可參候。於京都も、寺中之時宜
 ハ、一日にても濟申候。

院參可仕候。參内は存子細も御座候條仕間敷候。公家門跡方へ一禮仕舞申候ハ、
 先堺へ罷下、自其但州へ參、老人共ニ對面、悦はせ可申計之儀候。桑名へ渡申候へ
 ハ、程々馳走共御座候て、迷惑仕候條、下々を桑名へ遣候て、私ハ美濃路へ參候て、
 夜前薄暮ニ此地へ罷着候。猪飼太右衛門ト申て、前ハ當津ニ居申候。上山へ參候時、
 當座之宿ニ仕候故、別て無疎意御座候條、家を繼候て居申候者、猪飼六右衛門ト申
 候。此者之家ニ度々上下之時休息仕候。此度も其通ニ御座候。板倉周防殿も、于今
 江戸御逗留に御暇之御沙汰も無御座候。小堀殿も少々氣盡申候て、煩被申、御暇之
 御沙汰ハ無御座候。能々養生仕候へ、湯治なとへ仕候へハ、御暇□□
 □上方へ之御暇ハ沙汰無御座候。御同名對馬殿ハ、近々可爲御上着候。事々期當面

候。恐々謹言。

三月廿二日（正保元年）

東海寺宗彭（花押）

小出大和守殿

人々御中^(五)

(一) 近江邊ならん。(二) 吉英の次子小出吉重。(三) 京所司代板倉重宗。(四) 小出吉親、正保元年二月二十日京坂關東諸國巡回を命ぜらる。(五) 櫻井勉氏蒐集澤菴遺束。

八五 小出吉英に贈る書

(註) 茶及び果物を贈り、近況を報せるもの。

尙々、一日／＼と致逗留候中、降湧申様ニ御座候而、迷惑仕事候。天祐も昨日爰元御歸候。茶ハ時分殊外しめりやすく御座候間、味も變可申候。出壺申候へハ、其儘しめり申候、つゆのしるしにて御座候。

其已來、以書狀も不申、背本意候。御勘定出來寄申候哉。永々御在京、御苦勞令察

候。將又去年 上様御隙無御座、當年二月七日、口切御茶上申候。就其如例ハ御茶得不進候。上洛之時分と存候へハ、當津^(三)へ壺をさきへ下申候。彼是仕候而、去年之茶不進候條、只今一袋令進候。一口參候ハ、可爲本望候。御菓一折、當所之名物花瓜一籠進上申候。京都に御座候ハ、皆色白御座候。當津之花瓜、他國へ取て參、種申候へ共、白成申候由候。匂ひもよく、齒脆御さ候事、各別之儀候。洗申、其儘乍皮輪ニ切申、肴被下申候。皮取申候而ハ、無程候。皮ニ春を賞翫申候。當夏中、但州へと存立候間、態一書如此候。此度者、於但州得御意間敷候事、千萬御殘多存候。恐々謹言。

六月九日（正保元年）

祥雲庵宗彭（花押）

小出大和守殿

人々御中^(三)

(一) 高野山大塔造營の費用計算をいふ。吉英は工事竣りて後、京に上り、精算を了へて、國に歸りしは本年十二月廿五日にあり。(二) 堺。(三) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

八六 小出吉英に贈る書

(註) 但馬出石入佐山雲龍院に歸着を報じ、吉英が心遣ひにて、庵室の修治清掃より夜番に至るまで、注意の行届きたることを謝せるもの。

尙々、存外堺ニ久致逗留、當所ニ居申程無御座罷成候。從江戸、先日御内書參候。江戸にて如御意被成候。九月時分早々可罷下之旨ニ候。庵室一段靜に御座候而、江戸之事忘却申候へハ、又 御内書之御文言見申候へハ、驚様ニ罷成候。私事ハ跡を申儀も無之、身一代にて御座候へハ、寺之望無之、堺之新寺さへ、還着於本人之佛語ニ仕候而罷下候。江戸とても、跡之カマイ無之候ニ、我身一我ま、ニ不罷成候て、山に入さの月も、又東の山のはにあすのゆふへをなけくはかりの心底ニ御座候。其儀御勘誼^(三)はかも不參候由、御迷惑令察候。好便之際一書令進候。愚拙儀去廿日當所へ罷着候而、昨晚庵室へ入申候。諸木深々

と繁申、物靜さ、七年已來之閑、今日一日ニ御座候。庵室之體修補被仰付、疊已下無所殘、皆々被仕置候。江戸道中京堺此中之苦勞も、今日一日にて相忘申事候。萬事御念入候段、書中ニハ難申盡儀候。庵室之前さても、古り申候て、今ハしらぬ里へ參たる様ニ候へ共、心をしつめ申候へハ、むかしの人に逢申様ニ存儀候。山をいてうき世をめくり又山に入佐の月や身の類なる

かやうに申すて候。

庵室之あたりには、夜番被仰付候。勝福寺之前にも晝夜番被仰付候。か様ニ無御座候共、私古郷之事候間、別ニ氣遣之儀も有御座候^(無カ)ニ、御念入候儀ニ御意重候故、誰も見舞申人も無御座候。恐々謹言。

六月廿四日 (正保元年)

宗彭 (花押)

小出大和守殿

人々御中^(三)

(一) 高野山大塔費用の計算をいふ。 (二) 堺より但馬に歸りしことをいふ。 (三) 東京吉田丹左衛門氏所藏。

八七 細川光尙に贈る書

(註) 但馬へ歸着後の状況を報せるもの。

六月廿四日、妙解寺へ可被成御座之由、啓室^(一)可被致満足^(行カ)可被申候。行儀能候由被仰聞、別而於愚拙悅申事候。爲掃除勤行申進候。如何様之平生之躰候哉と、折々者心に掛申候ニ、御書中見申而、安堵仕事候。玄治煩少充能御座候由申來候。柳生但州息災之由被申越候。先可申入候を後申候。其元水出^(三)申候由、御知行へも入、石垣共少損申候由、無御心元存候。當國も當月三日四日、大雨洪水出申候。田共當年一段能候處、皆水ニつかり悪成申候。何共、不知天時之様子、近年如此候。一段と能候而ハ、又此之災難御座候。

六月廿日之尊書示給、如懸御目候。再三令披閱候。先々御息災珍重、江戸御無事御満足に被思召候由、無餘儀萬方其通ニ候。愚拙事、六月廿二日、當國へ下着、于今休息仕居申候。天祐^(三)老も、爲御見廻御下、愚拙逗留中者、爰元可有御逗留覺悟ニ候。

日々遂閑話候。自小出大和守殿、寺門之前日夜番を被置候而、自他所之人被留候故、庵室へ何事も一圓不存、鳥音蛙聲池水ニ音なひ候外、人聲不承、少助氣力申事候。御手前御息災之旨承候而悅入候。御養生之事專用候。當代者人短命ニ候。身之持様卒忽ニ候故と存候。爲武勇身を被惜間敷ために候間、平生いかにも臆病に御成候ハ、實之時、筈合可申候。常に我意に被成候ハ、實之時、千萬咬牙被成候共、御一代之本意、無に成可申候。大將へ如此事共申候事者、如何候へ共、惡事を申にてハ無之候。若御氣に相應候ハすハ、それとても無疎意御事にて候間、不苦儀と存候て申事候。御息災専用候。猶期後便候。恐々謹言。

八月九日 (正保元年)

但州入佐山

雲龍庵宗彭 (花押)

細川肥後守殿

尊報^(四)

(一) 啓室、寛永十九年正月熊本に下り妙解寺住持となること前にあり。(二) 正保元年六月二十五日熊本大雨洪水城壁等崩壊す。(三) 天祐紹朶、寛永十九年正月細川忠利一

周忌に請ぜられて熊本に下り、ついで歸洛し但馬に澤菴を見舞ふ。(四) 細川侯爵所藏。

八八 細川光尙に贈る書

(註) 見舞の使を遣はされたるを謝し、近況を報せるもの。

七月廿一日之尊書、今日八月十日、於但州入佐山之草庵拜見申候。爲御見廻、自遠國是迄之御心付、殊色々御音物共、難申盡存候。在江戸中之儀者、不及是非、此國迄、加様之次第、却致迷惑候。萬方御心遣、愚拙式成共被除而可然候。幾年御狀不被下候共、御心中之疎意と不存事候。自此方一書不進候共、左様ニ被思召可被下候。公方様御息災、若君様御昇進^二之儀、

仙洞へ被仰上候處、無異儀候而、

御満足之旨無餘儀存候。御手前被成御養生、御息災之旨、自何以珍重存候。愚拙儀、今日迄、息災之事候。來月十八九日比、可致發足存候^三。去比於

御前、いつ比可被罷下そと 御尋候時、十月ニハト、堀田賀州被仰上由申來候。左

候へハ、十月ニ罷下候而モ、其通ニ候。然共 御内書ニ、九月ニハ、於此方、如被成 御意候と御座候文言ニ候間、九月中下着仕候分ニ存居候。次土居大炊殿^三七月九日遠行候。不及是非儀候。早晚迄とても、於其期惜申候儀者同前、御子息御前正跡式無氣遣、御三代御奉公無事、七十二御遠行、御果報者にて候。私と同甲子にて御座、換テ進候ハ、兩方好事ニ候へ共、世間不思儘儀候。當年作毛何方も可然由申候處、方々水出申候。當國殊外之大水^四ニ候。御國之儀、先書ニ被仰聞候。其返書申入候。定而從暄齋上可申候。天祐長老も、爲御見廻御下向候。日夜遂閑話候。暄齋久針ヲ仕候。少者能御座候。スキトハ無御座、折々咳差出候。達者にハ未罷成候由、自京都申越候。於江戸者、一段御靜謐、彌珍重之儀迄ニ候。堀田賀州、酒井讚州御息災之由申來候。乍去讚州御息、青木主殿^五殿之儀、何共笑止千萬、彼御心中致推量、傷入儀候。世間虧盈にて御座候。無所殘候故又か様之事共致連續事候。何事もく、自分之儀も、心にて角を取候事專用候。十分仕候へハ、ミつからかくる所出來候。彼御人なとハ、奢タル御分別モ無御座、御心中結構ニ候へ共、自然と於御身上、十分ニ候故、御子息達ニ御心ヲ被令傷候所虧所ニ候。御心中之不善者無御座候。御菓^六

報十分ニ候故、月のいさよひにて候。御事など、別而御懇ニ被思召候儀にて候。殊外頼敷御人と見及申候。御入魂の方へハ、不思議に御心能付申候。青木主殿ハ、六月中比ニ、道號御所望にて候間、道號之説ヲ仕候而、江州よりの使者ニ遣候つる。死去之由、此比承驚入候。御年若候而、哀深存儀候。此外上方も彌替儀も無御座候由候。江戸へ罷下候ハ、自彼地可申入候。恐々謹言。

八月十日（正保元年）

自但州入佐雲龍庵

宗彭（花押）

細川肥後守殿

尊報

- (一) 家光の長子家綱の官位昇進について勅許を得たことをいふ。家綱は翌二年四月二十三日従三位に叙し大納言に任ぜらる。(二) 澤菴出發は延引して十月十六日に大津に着く。(三) 土井利勝本年七月九日卒去。(四) 但馬の出水は八月三四日の事である。(五) 酒井忠勝の三男で、青木重兼の養子、名は可一、六月二十六日死す。(六) 細川侯爵所藏。

八九 小出吉英に贈る書

(註) 勸進能興行の費たるべきをのべて之を止めたもの。宛名なけれど、文意によりて、出石滞在中に、在京都の小出吉英に宛てたものなることを知る。

先日以書中、當所火後町之者逼迫仕候故、市町興行仕度由尤存、無餘義存候。六齋之市ハ、自昔當町ニ御座候へ共、絲綿之時分にハ、市日を心懸、蔓草大根風情栗材風情など持出申候。市ノ日ハ、定りて御座候へ共、薪蔓草風情ハ、毎日も折々參候。大庄之様にハ、所望仕者も無之候故、少つゝの事有之候。市ハ毎月之事ニテ御座候へ共、右絲綿之時分などハ、無御座候へハ、うり可申候物、民持出不申候故、人立無御座候。扱又牛市馬市などの様なる事共、他國には御座候へ共、それハ國所ニ寄、さ様に牛馬かい申人ハ、多所には無之候。又丹波などからハ、五里十里はかりからハ、參も可仕かハ候へ共、山坂難所を他國からあつまりて、賣買仕程之事ハ、當

國ニ而ハ有御座間敷候。少つゝの事ハ、因州ハ因州、丹州ハ丹州、又播州などハ、その國ニテ、方々よりあつまり申とも、其國ニテ、皆々用叶申候間、當國へ播州からハ參間敷候。然は國之内はかりにて、大方可有御座候。生野邊からも、多分姫路へハ參候て、此方へハ難參候。當國之者智惠淺候て、他國ニよき事候由承候へハ、所に寄ての勝手〱にて仕事候。國ニよりて、成不成子細を不辨申事候。何と札を立ひろめ申たり共、自然一度貳度などハ、參事も可有之候か、道之雜用又足立山坂從是參ても、無詮義、二度めには合點可仕候間、參間敷存候。

初所務ノ時分、勸進能之事可被差延か、入御分別可申様も無之、珍重之義と存候。從清右も、尤之様ニ被申候。山六其頃煩被申、清右一人被尋來候而物語申候。尤之御分別之由申合候。又時分も不苦候ハ、冬ニ而も、春ニ而も望申候間、さも可有之かと、清右も被存口むき有之候間、尤之儀と申候。然共、當所ニ勸進能など御座候ハ、珍事候間、方も町方も大人小兒以下迄見不申候て、こたへ候者ハ、戸錢所持不申候。さいしハ不存、殘申者有御座間敷候。少も人らしき人ハ、折か菓子のとて、つはなかし可申候間、在方町方之ついで、不大方儀とつもり申候。物見たかり

申候間、土民男女大方可參候。在々も殊外之ついでたるへく候。宮木修膳(主)知行之跡、五味金代官せられ候。出石ニ無之候ハ、其邊にて可仕由申と、清右之物語にて候。他所ニ御座候共、此領内ノ者も可參候。當所ノ者も可參候。ついでハ同事ニ而候所ニ、少々徳をも得申候が、勝に成可申候など、申仔細も御座候へとも、五里六里隔てハ、惣様出石打明て、參事ハ成不申候間、馬ニ而も足ニ而も、參程之人こそ可參候へ、女わらわべなどハ、中々成申間敷候間、當所ニ御座候と、他所とハ當所之爲ニハ、他所がまし可申候。町之者共も、方々より存たる者、土民以下先知音之所へ可參候。其はたらき町之者も、身之外に、風躰ニも費可參候。勸進本仕候者共、十人か十五人か申合仕候者共ハ、少之徳よりも可有之候へ共、又夫も似相に風躰へ引候ハ、(御カ)濕に成程之事ハ御座間敷候。又見物など、他所より參百姓以下ハ、懷中に粟餅やき飯風情にて參候。さまた所之者あきなふて、潤を請申程之事ハ、無御座候て、費ハ多可有御座候。百姓以下之潤ヲ請候程之者ハ、實ニ餅うり風情の者にて、費に成申者ハ、隨分在方ニても町ニ而も、可然ものに御座候間、右之地ヲ掘候て、左へ付候心にて、折供散菓等之物賣申て賑申候へハ、又買テ費ヲ仕、末ノ難義仕

儀候。然共上下共ニ、末之難義ヲハ不申候て、先當分ノニキヤカナル事を好ミ、大方爰元にて候さまてきらい可申心中ニ而ハ無之候。然共家中之費つまる所ハ、御身にかゝり申候。所之費も御身之費、土民百姓之費、勿論大ナル御手前之費ニ而御座候。大方ハいつとても、勸進能などハ、所之費ニ候。町方之者共も、損徳ヲとかく考不申、先無分別ニさハノと申事ニ候。私共親類之中ニも、分ニ過タル借銀仕候者ハ、對君不忠之者と存候。曲事千萬と申儀候。頭にかつく物、足にフム物、腰に帶ス大小、人馬妻子一家の諸道具食物以下、皆々主君之御恩にて立申候。私のためにはせずとも、事を分ニ過て仕、公儀之御役ニ少成共出る事候へハ、迷惑かり申候。萬事を、なる程質素質朴に仕て、公儀と申サハ、少々之義をも、此爲にてこそあれとハ不存候て、我仕度事にハ、費をいとハす候て、借銀多仕候。朝晩の命ニ而不知、あやふき身を持候て、晩ニも相果候ハ、過分之銀子主君へ御損可懸候。又親類も少々義ニ而あれ、返辨可仕候様有御座間敷候。傍輩組親へ苦を可懸かニ而、死たらハ其分よなと、存候。心中曲事千萬と申義候。馬具持道具以下も、金銀等被付候ハ、銅鐵ニ而候人ハ、切つかれ可申候間、分際相應に仕、公儀之御役を大事

に不仕候事、曲事と申義候。他人へハ不申候得共、此中もケ様之義折檻申候故、間之者も參兼申候。半兵衛や私などの申事ハ、古口とて合點不仕候間、行々ハ不申候外無之と、乍去はや申通候も老被仕候へハ、一兩年も不致候間、其通ニ御座候。板倉防州此以前も被仰候。此分限之上ニ、御加増可被下とも不存、被下よかしとも不致候。手柄か無御さ候。此分が結構、此分にて、君へ不足不申候様ニとはかり存候間、さまたて榮耀可仕と不存、或刀之サメニ金數十枚ノヲ付タリ、又ハ馬ヲ十枚廿枚ニ買テ、ヲノリヤリ申せ共、道サへ能辨申セハ、スミ申と存ル。又持道具モ、サマデハゲガウツイタヲ持モ、餘リ之ヲナレハ、サマデ見苦クモナケレハヨイト存て居申候。カヤウニ仕候へハ、手前ニ事ヲモカ、ズ、君へ不足モ不存候ト被仰候。さてもノ名言ト存候。ワツカニ百石之御扶持ヲも、主君より被下置候分限にて、分限ニ過タル借銀ヲ仕候てもノ事といへは、少出をも有間敷事を仕候やうに存候。私之榮耀にハ、むさと仕ル、死後にハ主君へ御損可懸と申事か、組親に難儀可掛と言事か、さてハ親類に面目失すへきと申候事か、さてもノ不及是非覺悟有之と申候儀ニ候との由候事、不如意なるハ、皆奢故ニ有之候へ共、於爰分別仕者無御座候。

俗出共ニ、時代之躰と存義候。此書中ハ、別紙ニ態申入候間、御覽候後、火中被成可被下候。勸進能之義付而、先書御懇ニ我等ニ御書中被仰聞候間、存通不申候へハ、思召入候所ヲも不存様ニ御座候間、申入事、豊岡領などに見物事など、近頃御座候て、所之者潤申候由、爰元町之説ニて御座候而、様々事ハ上下萬民慰悦申候もの有之候故、よそヲ浦山敷存候ニハ氣ニテ皆申物ニて候。所之費に成事ニ候。又世之中もよく候ハ、所も富貴仕候て、自然といつニなく能見物なと、申事ハ御座候ハ、自然之理珍重之事ニ候。以是所を富貴ニなすへきと、興行申道ニてハ無之候。連々所も富貴仕候ハ、おのつから笛鼓の音も可仕候。是ハ珍重之義候。當年ハ一段作も何方も能由申候。今度之大水^三殊之外之義ニ候。豊岡領なとハ、殊外ひたり可申由申候。稻花之時分悪き水ニ而候由申候。當御知行之上之事ハ、とくとハ不承候。肥後之國大洪水^三出申、城之石垣矢藏共クツレ申候。所々田地損シ、家流申由被仰越候。六月廿五日^三たと哉らん御座候間、無御理候てハ、石垣寺^三と被成候事不成候故、江戸へ被申上候由、世上能様ニてハ悪成申候。何供不思議なる時分、天時難計候。已上。

八月十日 (正保元年^三)

(一) 但馬出水は八月三四日にあり。 (二) 肥後の洪水は六月二十五日にあり。 (三) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

九〇 小出吉英に贈る書

(註) 宛名なけれども、文意によりて小出吉英宛のものと思む。贈物を謝し、それにつけて簡素を主とし榮耀を却くべきこと等を説けるもの。

尙々、當分之事をハ不申候。枝葉に成、本木を失申候。又々別書ニ可申候。

寛永廿一申八月十七日、出石ヨリ京へ來。

八月十一日 (正保元年)

宗彭 (花押)

就天祐長老御下、爲御音信、様々被遣候。其次ニ被仰我等方迄、爰元には一圓無之南樽椎茸甘海苔添え被下候。先日、家老衆天祐御下向之時分、庫司邊之賑色々馳走

被申、其上又々遠路被運御志之段、懸御氣遣申義迷惑と存候由、被申事ニ候。天祐之義ハ、左も御座候。愚拙儀ハ、最前如申上候、弃子之様ニト申候上、又々法式破レ申候而、か様ニ被成候。御酒も當所ハ取分當年自前々も能御座候。小盛相一か極樂寺取寄申候て、糟糖汁小釣鍋一兩手ニ持來相濟申候。今ハ盛相ニ天祐と於庵室被下候。何ニ而も可入様も無御座候。何かたと入御氣遣、皆々我々氣遣に成申候。弃子之様ニ被成候へハ、御手前ニ無御苦勞、我等ニ無氣遣、兩方能事御座候。返々人間を無詮事ニ勞參候事、簡略仕候へハ、内外好御座候。佛之道是ニ而御座候。今末世に罷成、出家榮耀ニ御座候。私底之心とハ、雪墨之様ニ御座候間、人々氣にハ入不申候へ共、又こなたの氣にも逢不申候間、別と存候て居申候。何ニ存候ても、可引返道無御座候。日々強馬御座候故、難止心候。出家罷成申候手前ニ、盡榮耀申候故、金銀所望ニ成申候而、比興之心顯申と見へ申候。愚老式 將公より自然にハ金子たと被下、此度も銀子共被下候へハ、當座ハちらして、自分之榮耀にハ、少も入不申候。五百石知行御座候へ共、一年私三百六十日ヲ一日モ不缺被下候ても、七斗貳升之外ハ、知行之物私之身ニ不用、小袖帷一つ不仕候故、知行被下候義、重寶と

も何とも可存様無御座候。七斗二升ハ、何ノ浦に居申とても、なきと申事ハ無御座候。若なく候へハ、草木の實にても同事に候。只深き御恩ハ、此國ニ居申事、是大恩ニて候。是を報ニ國恩と出家道には申候。先日も報恩謝徳と存書申由申候へハ、却而御心にかゝり候由、御書中ニ候。出家之三時之勤行仕候ハ、爲レ報ニ四恩ニテ候。天地ノ恩、國王之恩、父母之恩、衆生之恩是にて候。勿論此國ニ居申候ハ、國王ノ恩とハ、又將公之恩ニ而候。其内又一國ノ内ニ居申ハ、其國主之恩ニて候。其國ニ居申てハ、祈禱をもいたし、國主之恩ヲ報申、出家之勤行ニて候故、公界はれたる申分ニて候間、米穀被下候而、恩を報すへきと存候様ニハ思召間敷候。是ハ一分ノ知レ恩と申佛之道ニ而、先書にも申事ニ候。將軍様より知行被下たとて、忝がる味ハ俗意ニ而御座候。國王將公國取之ゆるされすハ、此國に法をひろめ、衆生濟度すへき事不成候。此國をゆるされ候事を恩と存事候。知行悅義ハ無之候。知行は世財ニ而候。世財所望ニ候ハ、俗家之能作を仕候ハ、相應之世財ハ、人次ニ求申事ハ安義ニ候。五百石之義は、取候事成間敷とは不存候。若時より今日迄之辛勞を仕候ハ、千石も取可申候。五百石を有間敷事とハ不存候。出家ハ身一分ニ

知行所領所望ニ存乍、申上候ハ無之候。私共ハ知行取ニて候も、七斗二升ニ而御座候間、知行ニ心ハ無御座候へ共、無理ニ被爲引出、か様ニ被成候。おしうり物之か
 いやらん迷惑ニ存候へ共、是とても御國に居申候へハ、不及是非候。休息とて、國
 へ入申候へ共、手水仕候て、座ニ居申候てからハ、筆元之見へ申迄ハ、物を書申候
 而居申候。あさねひるなとハ中々不仕候。(ね脱カ)食も右ニ如申候、七斗二升之積、日ニ二
 合より外ハ不被下候。口にまかせたへ候て、如形たべ申候。時々あたりニ召遣候者
 共ニ、食を得喰ぬかとおもふか、いでくふて見せ申と申て、山之如く盛てたべて見
 せ申、わらい申事候。さて又人々御馳走之時ハ、時宜ニ隨分それハ被下候。此比ハ
 天祐と相双申て、小キきり艾一つ宛とり寄被下候。何ニ而も料理など可仕事ハ存も
 よらず、被下候椎茸甘海苔、其外隨分ふせき申候へ共、筑紫遠國より飛脚ニ持せ越
 れ候由申候へハ、心傷申候て、留置候へ共、其譯ニ、重テせはき所ニ置申候。我々躰
 をいかなるとも、か様ニ而とは思召間敷候。右何かなと可被懸御心候。自身之爲に
 ハ、何も用にハ立不申候。氣遣苦勞仕、返禮ニ、精之盡はかりニ而候。右ニ如申候。
 私今成共、道脇十徳に成ル大名之御とき物よミ、又ハ藥師など仕候共、能仕候ハ、

五百石之所領ハ取可申候間、知行なと忝とは不存候。然共 國王之御前二間之所ニ
 居申候。始終 御座を不被爲在候而、御食結構なる御振舞被下、近衛殿、阿野大納
 言殿同座ニ 召候義、先年ハ又御庭くるりくと 天子之御案内者にめくらせられ、
 御跡に付申見物共仕候。又江戸ニても、御膝ちかく參、御懇之儀共ハ、是又忝義と、
 是のミをこそ存候へ、出家世財所領など悦申内ニてハ無之候。此度も御念入番など
 被爲置、下々之苦勞ハ難義ニ存候へ共、御手前ニ入申人迄減申こそ御座候へ、下々
 之者番を不仕候とも、毎日役目ニハ苦勞同可仕ぞと思明候而申て居申候。私庵室
 之番不仕候へハ、苦勞別ニハ不仕道ニ而候ハ、彼等を助申ニて候間、番迷惑と
 可申候へ共、此明を仕候て、被仰付次第に仕候而居申候へハ、方々から參候者、少
 も不存、終日靜に仕候て、物を見物を書申て、日々安穩に居申事恩忝深く、御報謝
 にハ、如何様之事も可仕候と存候。先日之御書中ハ、此方之合點ニ入不申候。又一
 冊かな書之もの進候。是ハ先年去 御方養生之心持を書て見せよと被仰候時、書申
 候下書御さ候間、此たび寫申て進候。爲御心得にも成候間、可有御覽候。天祐下向
 候て、書とぎ一人出來申て、頓寫など書申様ニ、机を相双て、終日物を書申て居申

候。半兵なと參てハ、たま／＼休息するとして、何を一日書申そとてわらひ申候。此心靜にして、書中見申候事ならず候て、世事になやまさるゝを、此靜なる所にて、よミ書仕候が、休息にて候とハ、凡夫心から不存候故、參てハ半兵衛笑止かり申候。乍去道理にて御座候。爰元之隨分之出家ハ、衆日朝晩迄も、碁ニ而被慰候由申候間、存候も尤と申事候。一くたり也共、佛祖の言句を見度事ニ候。碁なと打申候て、くらし可申候ハ、無道心之事候。さらハ見盡て可見事(もカ)となきと申道ならハ、さも有へく、よむ言葉ハよもつきじとして御座候。さりながら、佛祖の道難有面白事が、心に不落候故、書物よりも、碁がまして面白き故ニ而候。此節坊主ニ碁打之わさ候も、此心にて候。禪僧などの碁打申事ハ、さまた無御座候。碁の上堂と申事御座候。是ハ僧が碁打申たる事ニとハ無御座候。又物之本を見可申にも、目かあき申さぬハ、一圓別にて候。終日可仕事も無之、世事はかりを仕候て居申候。洞家之長老などは、何方ニても其通ニ而候間、一人之不足にも成不申候。濟家には、少成共目もあき不申候へハ、出世も難成候故、少てハ學問方(マカ)も仕事候。寸ノ隙をも惜申、物を見申度不存候て、物のらちのあく事にてハ無之候へ共、人々程々の智分程ニ書物をも見た

きものニ而候。書物ミれハ、氣くれ／＼と成、病者故と申人、碁ハ終日うち申候間、氣力無之ニ而ハ無之候。書物よりも、碁之面白き智ゆへ(カ)と淺猿敷事候へ共、智識之折檻ハ不受、ナマシイニ其身になりテ、下カラハ申者ハナシ、ソコデ沙門氣モナク成候て、俗方之所行迄にして、スカタハカリ佛祖ニテ御座候。紫野にハ、昔ハ碁盤ヲ被見付、庫裏ノ釜前へ取出、住持見て居て打破セ、直ニ釜之下へクヘサセラレ候程、法度ツヨニ候へ共、若衆など、碁ナト打申衆も有之由申、ケ様に成可申候へハ、何共不成義に候。天祐へ何にても有御馳走ハ、思召度候。私家郎衆(老下同ジ)も申、用之事共申聞候様にと、御書中ニ候。天祐ハわたくしと似たる心中ニ候故、別て知音申事候。志同シキヲ曰レ友と御座候。心カハリ候へハ、入魂ハ成不申候。然とも我心之様ニ無之とて、人ヲ捨申物にてハ無之候故、心不合候へ共、ナリセクナト交ヲ結候ハ、仁者之心にて候。知音とハ又別之義候。天祐禾上トハ久ク申通候。大方如我等カ心にて候故、何ニ而も朝夕之義ニ御馳走入不申候。一點之盛相二つ取よせ、小釣鍋一つト、兩方之手ニ持て參候へハ、兩人ハ濟申候。下々之者蘇首座、私之松藏主ナト、皆々極樂寺にて、朝夕被下候。何も御馳走入不申候。御馳走ナキガ御馳

走ニて候。御馳走之御氣遣ガ、此方之氣遣ニ成申候。何にも御かまひなく候へハ、是ホトノ御馳走無之候。さ候へ共、遠路いろく被持、又爰元ニ而も、家郎衆様々馳走ニて御座候故、天祐モ忝義なから、迷惑申由被仰候。先頃小遠州、石王州、玄冶^(主藏)自方之状共、御六氣候ニ、毎度過分至極存候。

長嘯公のことは、書^(マ)あられ候。ミな寫被下候。再三見申候。此前々御書候ことは、一くたりとも知た事もなひやうに、古きことはのめつらしき事をあつめて、御書候故、よミても一圓合點不參候。源氏物語を見ても、所々ニしれぬ事ニて候。大かたはしれたることはにて候。その外之物かたりとも、大方ハしれ申て、所々にしれぬ事御座候。古今之序、貫之の作など、其外集歌とももの序も、ところくにしれぬ言葉ハ御座候。此以前長嘯の被遊候ものハ、かたはしミなしれぬ事はかりニ而候間、あまたの書物之内より、しれぬ珍ことはまてをぬき書にして置、それをとりあつめて書立たる文牒に候故、物多覺たといふ計りなるやうに、大方初心なる様におもひなし候。古之名人のことは書、左やうに無之候。集歌の序物かたりとも、ミなくしれぬことは迄にてハ無之候間、か様にハ有間敷事かとおもひなし候。此度のはや

す^(マ)くと聞しあまり、珍事も多無御座、さなから又面白初心なる所なく、和漢とも之才も有やうに文牒も聞へ、殊勝に存候。年より申候へバ、いでつばな^(マ)かさんとおもふ心もへり、申理はかりよくきこへ申、さまてこば^(マ)すべきとおもふ心も、いつとなくうせ、よき位へ參候て、心の實出申かと存候。あしもてもはたらきて、とびはね候も、若間之物にて、ことには出候も同じ位ニ而、今程能位へ参りたるかと存候。年久歌道の御功者ニても、まねのならぬ御人ニても、すへみしかきハ惜儀候。土民のいふ事とても、譯は聞ゆるものニ而、様あしく候てハ、歌ニてハなく候よし、尤さ様ニ而御座候。然共様ヲ^(マ)を心懸候ても、心に會得^(マ)ずる所なく候て、すかたはかりをつとめ候へハ、木人の將束^(マ)きたるやうにて、心の感無御座候。人の心に實ハなく候て、衣裳のまへうしろを見申やうに、歌も御座候。ことのはの様もよく、心の感も御座候ハ、何か可有御座候哉。心の感もなくして、衣裳のさまはかりよからんよりは、ことは有のまゝにて、心の深ハ却まし可見哉。やよいさ御くう物かたりせん^(マ)のうたよまれ、又玄賓の歌引出され候。ことはそまつにても、心の實有を感じて、玄賓の歌を被引出候様、事しけき都の内には、すまぬがまさり^(マ)たと候。とつ國

ハ、水原清^{キヨ}ミとはかりいひ、事しけくと木に竹つきたるやうに、卒忽にきこえ申候へ共、心の實ある事ハ、ことはをかさりて、實なきやうに候てよりハよく候か、都の内事しけく、人足多て、ミそほりのあたりかもきよく、かならすとをつ國ハ、物しつかにして、流清く、見るに心のちりなく、草みとりにして、見る目いさきよし、かゝることをおもへハ、都の中ハすまぬまさりたるとか、わらわべ之物いふハ、あ^(トカ)とさきとのをらねとも、心の實有。おとなのものいふハ、かひつくりい聞よきやうなれとも、そのかいつくろふ事、早まことにあらず、ミめよき女の紅粉をきらふかことくニ而候哉。隨^(ツ)なとよむ歌ハ、ミないつはりをつらねいたせる物也。すかたのミ^(トカ)と心懸候へハ、きよよくも候へ共、その人の心に實ありていえるハ、かたる所あるへく候哉。

餘にくろミ過たる書狀御覽候もいかゝと、おとろくはかり筆をとめ申候。

八月十一日(正保元年)

(一) 澤菴の但馬に歸休したのは正保元年六月二十二日にあり。(二) 正保元年四月十八日、澤菴院參して、後水尾上皇に謁す。(三) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

九一 天祐に與ふる書

(註) 正保元年十月十六日、澤菴は京を辭して東下す。見性院天祐紹杲之を見送りて近江水口に到る。二人は此處にて別れ、澤菴は十一月七日東海寺に着し、一別以後の狀況を報じたもの。

水口餞別之後、日々如坐同床、別而如不別、是執之令然也。凡夫如何離此執、至無心地乎、不斷執與執共夢裏之作業、都無實體、得此悟亦不易、佛法誠大難々々、於末法寶^(實カ)以此法得度人乎。阿呵々。似濟度非濟度、名之曰相似濟度、山野已餞別之後、於桑名碍雨再宿。過池里^(舞)付被中風、咳嗽頻、頭痛固伴、多是咳聲、越筥根、三夜宿^(戸)富塚、漸去七日入寺安堵、八日即上使以菓子拜領、上意御機嫌無所殘、咳疾達台聽、以御用捨、未對台顔、可爲一兩日中。

一、貴老風證去以氣也。如常否。愚困窮無正體。酒一滴入口、則即頭疼咳聲發。自

去春至今日之勞因相積故也。

一、此度之別離、至永劫之遠別、故別心中不穩、於水口貴老愁淚、愚勵丈夫心、々中粗遇^(退カ)。貴老與予如分身、實夙因之所感也。傾一片心、爲師加諫言、如向二三子却思之、狼藉一場自言如自塞口。雖然如此夙習之所發動、不覺自口出。

一、元倫者是應身夙業、因有之動磬鈴之聲、或欲起規則之心不止、而欲勸師翁以令勵之。縱雖師一人勵。衆不同則無詮。是時也勝于時、聖人亦不及師、思之々々。唯重千鈞之命、可輕小伎繼佛惠命者是也。千言万句、面時雖言了猶如此矣。

一、師翁脉甚惡、無恃身、千言万句此一也。縱雖脉如此。猶可有命如此。思是世人之常也。與世人同心。則於和尚不足也。世事不斷則師之命日々可滅。師思之、則予悅也。

一、師以佛法雖荷擔、今之佛法不能處也。不如念佛稱名取結緣一得耳。結緣之道、師填瀆塞壑、師無費精神、勤之只得安固、可繼惠命。

一、卯木公無事、^(三) 深心依舊、是又舊習之所感。

一、北門中之諸老一々雖可呈謝書、長途勞倦、^(缺カ) 飯後無正義之間、期他日、恃師之口

演者也。龍月水和尙同南方者、是他門之間、至大津僧使之一禮、呈謝書、御傳達惟幸、僧使之義、後來之者告之、以於桑名承之由、述當方へ之書狀者也。御參會於御口上者、此始末可然候。

一、愚入寺後、少充頭痛不胥、去春下着迄之間、勞役相積、困窮無正躰候。於此分者、老人之長旅、勞困及死、古來有之、伊陽ノ宗清如クタルベク、其故去十二日灸二百、膏肓ニスヘ申候カ、是ニテモ氣力ハ付不申候。今日ハ三里ニモスヘ申候。三ノ餘ニモ明日ワタリスヘ可申存候。登城之上意未下シテ、其間少養氣申事候。

一、氣鬱則伸手足、長臥一睡、以小兒手摩支可給候。山行野行ハ却眞氣可盡候。其外ハ安閑ニ見書給ヘシ。人事ヲ遠ケ、冬春寒氣ノ時分、以用心專用候。酒ハ鬱氣ノ時少つゝ可參候。愚今一滴モ用候ヘハ、頭疼發シ氣惡候。御前仕之時之事、案中事候、開山忌ニ出仕無之候共、ソレモ不苦事、報恩ニモ可有内外候。内心ノ報不違候ハ、外相ノ報不苦候。内ノ報心ナキ者ハ、セメテ外ヲ勤メ不申候て不成事、維摩ノ一默其聲如雷ニテ候。

以心爲形役々、獨何悲ト、淵明スラ掛印候歟。祖師ヘハ、以心可被獻候。臭骨ハ祖

師不可被悅。元盛聞候て、以魔事報師可申候。身如弃而身立ト李老モ被申候。我等式モ、身ヲ不得弃、深業不及是非候。隨分御弃ノ心裏ノ修行可然候。

一、十一ニ成小喝ニ、何ヲヨムゾト問ニ、一ハ大惠書ヲ習ヨシ申候。カヤウノ事ニテ、晃首座ナト心可有御察候。タケ過タル事ニ、諸人成候間、何共了簡無之候。三百年來傳テモ、讀書ニ大惠書ヲ小喝沙彌ニ教候事ハ不承候。先唐詩中興詩、古文、毛求、千字文サテ立入テ、山谷東坡等ハ、叢林ニモ教成候。サテ祖錄等及參學人、自見人、先人ノ聞清濁、自讀者ニ候。又暘首座ノ弟子ノ小僧ニ問ヘハ、四部錄ヲ習ヨシ申候。何ノ事ソト申セハ、證道歌十牛ナトノ事ニ候。讀書ニ如此類ヲ習事モ不知事ニ候。人マネノニテ、皆此氣ニ成候間、誰ヲカモ知人ニセンにて候。我か知人ハ一人モ世ニ無之候。

誰をかもしる人にせん高砂の松も昔の友ならなくにと申歌ハ、わかむかしの友とてハ、松より外ハなき也。わが身ながらへて、昔の友とてハなき也。松のミとおもへハ、松さへなかしの松ハかれてなけれハ、松もむかしの友ニてハなきと申心也。愚身此歌ヲ身ニ引あて、友や世の人ノ心皆うつりかはりて、我心のやうなる人一人

もなけれハ、心のうちをかたりて、可慰様もなしと存申候。爰元へ上方ノ洞家ノ坊主下テ、大惠書講スルトテ、四五百人聚マリ申候。丹波ノ何トヤラン云洞宗ノ弟子と申事ニ候。大惠ト相腹中ナルヘキ洞下僧ハ、今有間敷候。皆如此風情ヲ成ス者、所ニ彌漫スヘク候間、物ヲヨムナト、云事モ、今ハ不成時代ニ候。同坑ノ土ニ被思候事、無詮義ニ候。口ヲ閉テ待死外無之候。貴老遷化候ハ、其後ノ作略、本寺之風光、如在目候。及暮候間留筆候。書中高覽之後七花八裂。恐惶頓首。

霜月十五（正保元年）

宗 彭

當年纔四十五日、此世之春ニ可逢未定。

拜呈見性丈室

侍局

宗 彭

(一) この語識を爲し、澤菴は江戸著後大患に罹り、一旦恢復したが、翌二年十一月廿九日復た疾を獲て、十二月十一日遂に示寂した。

(二) 柳生宗矩。

(三) 大徳寺北派。

(四) 櫻井勉氏蒐集澤菴遺束。

九二 細川光尙に贈る書

(註) 澤菴京都を發し江戸に着きたることを報じ、熊本妙解寺における法事寺領等萬事結構過ぎるを戒め、後來寺の維持の爲め法を立つべき由をのべたもの。

尙々、去年當年上方疫癘はやり申、殊外人相果申候。御家中皆々無事ニ御奉公被申、無別條、珍重之儀候。杉原伯州(三)なども、病死被申候。跡式も不定之由申候。小身之事候へ共、太閤以來久家にて御座候。侍之家も、一人つゝ相果申候。相續有之家者目出度儀候。

十月廿五日之尊書、於東海寺拜見申候。

兩上様御息災之儀候。愚老義、當月七日ニ下着仕候。國本罷出、咳氣仕、大津ニ五六日服藥致逗留候。自板周防殿、去十月十六日ニ、大津迄私參候由、堀田賀州迄、次飛脚之狀參候故、其日數被考、其時分者、自御鷹野、毎日 上使被下、まだかま

だかと御誼候而、留守之者共迷惑仕、待かね申候へ共、漸能候間、大津を立申候て、池鯉鮒にて又咳氣惡候而、一日つゝ道ニ滯申、戸塚にも三夜居申候。漸七日ニ罷着候。五日之日付にて、自阿部豊後殿、今日着申候ハ、明日即御目見仕候様ニト、依 上意申候間、着申候ハ、即刻左右可申候旨狀參候。柳生但州へ、五日ニ御成之筈にて候へ共、被爲延、六日に 御成ニ候(三)。私御目見仕、即但州へ參候様ニトノ御内存故、豊後守迄被仰付候へ共、私七日ニ罷着候故、六日ニハ得不罷出候。咳氣者能御座候へ共、以外長旅ニ、京都ニ氣盡、堺又國本方々仕候故、散々草臥ナリ不申、灸共仕候。左様之義、被 聞召、上使被下、緩々ト休息仕候へとの儀ニ候。大方能御座候由申上候へ共、灸共仕候ハ、風など引申、年より之事候間、今一兩日も見合申、登城可仕之由、昨日も 上使被下候間、廿一日之比、可致登城之由申上候。罷着候ての様躰、右之通ニ候。柳生但州一段息災ニ被居、御前彌之儀候。當年諸國大風大水、以外民家も難儀仕候。江州伊勢路など、直なる家まれニ御座候。關東路も其通ニ候。五十年不覺大水之由申候。御國端々損申、笑止ニ存候。妙解寺へハ、知行御加増なと被成候由、喧齋そと物語申候。左様之儀も、此時節者御無用

之儀ニ存儀候。毎月之御月忌なとも、結構過申と、内々暄齋ニモ申候。天下持ノ御月忌モ、一段輕作法ニ候。信長、太閤之御母儀之寺、年忌も殊外輕ク仕候。月忌之事者、猶以其通ニ御座候。田舎衆左様之禮義ヲモ不存、何程も結構ニ被成候へハ、能候ト被存候。神事祭禮サへ、躰ハカリ、禮義作法ハカリヲ仕、華美ヲ嫌申義ニ候。禮義信心ヲ專ニ仕ガ本儀にて御座候。大徳寺などの仕付ハ、何程寺領御座候ても、月々ノ入目ヲ付申、晦日ノ、毎月私躰ノ長老單寮列座仕勘定仕、臘月ニ、付殘申銀子藏ニ衆封仕リ入置申、何程もたまり申候へハ、已後ノ寺之修理ニ遣申候故、檀那ノ御苦勞ニモ成不申候。何程殘申候とても、其金銀ヲ住持ノ私ニ遣申事ハ無之法度にて御座候。其故ニ、其寺領之内にて、廿石成共、又卅石成共、住持燒香とて、別ニ年中ノ勘定ノ張ニ付候て渡申候へハ、ソレハ住持ノ私用ニ、何成共遣申候。一年中知行ヲ以、寺之マカナイ仕、其餘御座候へ共、少も私不仕、藏ニ納置、何にても、寺之用々ニ遣候。住持之私用ニハ少も不仕候法にて御座候。か様之法無御座候へハ、古寺などはつゝき不申事候。後々ハ修理建立ノ仕手無之候。御子孫と申ても、末々ニ成申候へハ妙解院殿御事を、御子息ノ思召候様ニハ、何れも無御座物にて候

故、自始法度無御座候へハ、寺末代續兼申候。私國ニ小出播磨守寺御座候。不可然知行百石御座候、是等之寺さへ、可有式ニ法を置申、住持へノ燒香辛勞料とて、廿石遣申、其餘にて、年中寺ヲマカナイ申、年々ニ銀子少つゝ餘申をためをき申、少ツ、ノ修理ハ成申候。近比か様ノこまかなる儀を、御大名へ申儀、如何ニ御座候へ共、結構ナル御建立共被成、其上御知行莫大ニ被爲付上、又此度御加増被成候由承候間、餘結構過申様ニ存儀候故如此候。寺ニハ納所と申僧一人、又祠堂奉行ト申者僧一人、御兩人何事ヲモ計申まかなひ申、日記張を住持之前へ、毎月晦日ニ持出申、勘定仕候時、住持ハ座ニナヲリ、算用勘定ヲ聞申候て、張ノ奥ニ一勘了ト申三字ヲ書テ、ナゲ出申までが、住持ト申躰にて、大徳寺惣山寺中之寺々も、此作法にて御座候。事ノ足事も不足事も、万事相違之少有之事モ、住持者一圓不存物にて御座候。納所と奉行トノ存儀ニ候。自餘之派にハ、田舎などの長老ハ、一圓ニか様之作法不仕候。住持と申候へハ、寺領万事我マ、ニ仕、聞にくき事共まで御座候。大徳寺派ハ、今までも左様之事ヲハ、有様仕來候。上様被仰付候而、我等をよハせられ候て、被爲置候へ共、寺領五百石にて御座候。妙解院之被成様、結構之儀ニ候。愚老

式ハ、心ニモ合不申候時代にて候へハ、何程上様之御懇之儀ハ、忝儀とハ存知候へ共、就其候ても、佛法ヲ行可申と存心ハ、毛頭胸より出不申候。右ニ書付申、大徳寺派ノ作法ヲ立テ、此寺を持可申と申心ハ、一圓無御座候。喧齋なと居申候時者、宗玖、喧齋なと計イ申、知行方之事モ、勘定モ、何モ不存、俗人衣袈裟身ニマトイタル分ニテ、當年ノ中ノト死期ヲ待計ニテ居申候。啓室之儀ハ、私躰ノ如クニ被存候てハ不成事ニ候。律義過申候て、ホツノト居申人にて候間、啓室ノ身ニカワリテ、法中ノ作法、乍不入儀申入事候。申度事から申候て、万事此一分にてくろミ過、書中御覽候も、不入御隙盡ニ候。先可申候を、被仰付候とて紙子小袖被下候。此一種にて相濟申事候。結構之袖細、か様之物着仕候事も無御座候へ共、不及返上所もいか、ニ候間、致領納、淺齋如申合候被思召可被下候。恐々謹言。

霜月十九日（正保元年）

宗彭（花押）

細川肥後守殿

尊答^四

（一）豊岡城主杉原伯耆守重長、正保元年十月二十八日卒す。嗣なかつたが、幕府特に命

じて其養子重吉をして家を嗣がしめ、封一萬七千石を削り一萬石を與へた。（二）徳川實紀には、十一月七日柳生但馬守宗矩が別業にならせ給ふとあり。（三）十一月廿一日澤菴登城の事正保日記に見ゆ。（四）細川侯爵所藏。

九三 小出吉英に贈る書

（註）但馬在國中の好意を謝し、江戸着を報じ、小出氏一族の近況を知らせ、家光の款待を受けたること并に吉英の江戸下向を取持ちたることを報せるもの。

尙々、乍慮外、狀共被仰付、御傳達奉頼候。

北出座頭ニ内々儀申渡候へハ、御かげ難有由、悦不淺候。

下着之後、早々從是可申入之處、此時分之儀候故、彼是事多、不得好便、背本意存候。先々但陰在國中^一之御心付共、路次中足輕衆被仰付、道中無氣遣罷着候段、書中難申盡存候。御一門早々御尋、何れも御息災之儀ニ候。虎介殿御成人被成、御覽候ハ、御肝をつふされ候半と存候。宮内殿猶以之儀候。修理大夫殿御目氣なと

も、殊外能候由承候。主水殿(四)は、彌以丈夫ニ御座候。愚老儀、咳氣故、大津ニ五日致逗留藥治、漸廿二日罷出候。松平越中殿勢多ニ人を被附置、最非桑名へ立寄申せ、被仰度儀候故、被仰候上、關原ニモ、自兼而人をも付置候。萬一桑名へ立寄不申候ハ、よこぞね迄舟にて可有御出とて、此所にも人を被付置候由ニ候故、美濃路を乗物一丁にて參候用意仕、前日ニ宗玖等皆々をハ、桑名通へ遣、桑名にて可申ハ、兩日以前ニ美濃路を先參候由申て、桑名をハ通申候へと申付やり候へ共、方々ニ人を付被置候故、無是非、美濃路を變改仕、無詮皆々をハ先へ遣、同路を二度、私ハ只一人鈴鹿へかゝり申、桑名へ參、くどき馳走振共、殊一日大雨一日降、致逗留、漸桑名を出申、宗玖などハ、池里付(五)に二日迄逗留仕、彼處ニテ出合申候。其日又咳氣再發仕候て、頭痛セキなど殊外之儀にて、道々藥共用申、戸塚ニ三宿仕候て、氣ヲ助申、去七日ニ寺へ着申候。五日ニ柳生但へ御成候故、柳生參候様ニト被思召候敷。マダ着不申候敷く、御鷹野次ニ、毎日上使之處、五日之御成を六日ニ御延、今晚付申候ハ、明日登城申様ニト、五日ノ日付にて、阿部豊州承にて御狀參候へ共、五日ニも着不申候故、御成ハ六日ニテ御座候。私煩申候由、但州被申上候故、

七日ニ着申候へ共、先々養生仕、緩々と可有御對面とて、八日ニ上使御菓子被下、忝儀御座候。漸氣相も能候由被聞召、十九日ニ登城と被仰出候。十八日之晚ニ又上使被下、一兩日灸共仕候由、太田備中申上候。左候ハ、風など引申由いかゝニ候間、一兩日見合候て、登城仕候へ、御對面之日限ハ、私方より中根壹州迄申上候へ、何時にても、可被成御對面之由候。去廿一日ニ登城仕候。御本丸にて御對面御禮申上候。其後直ニ二之丸へ參候へとて、二之丸へ參候。春已來被成候御庭、見申候へとて、牧野佐渡手引仕候て靜に御庭を見申候。直ニ御路地へ參候へとて、先へ御座へ被爲入て御座候所へ入申、床にハ一路居士の贊之ノビスル布袋、御茶入ハ新物、小堀ハ茶堂被仕候。敷居之内へハ、私一人入申、御座ノ左ニ居申候。柳生但馬、永井信州(五)、敷井之外ニ、兩人居被申候。御花被遊被置候。御炭ハ後ノヲ被遊候。始ハ炭不被入、御茶にて候。御茶過、次へ罷出候とて、御次にて、又御吸物御酒數返御盃御肴迄被下、御酒被爲強、給醉、多言ニ何やらんかやらん申、御機嫌無所殘、朝四ニ登城申、くれく、二之丸退出仕候。

御數寄座敷にて御意には、大和守馳走仕たるかと御尋にて御座候間、如御意、殊外

馳走仕候。其身ハ京都ニ詰申、大塔之御勘定帳仕立候とて居申候故、京にて逢申候と申上候。其後次之間ノ御酒過、スヤ御いとまかと存候へハ、皆々江戸へ參候へ、澤庵と被仰事候由御意候故、皆々□へ被罷出候。上方之儀共御尋、禁中 仙洞などにて之事、仙院御氣色之御様躰共御尋候。事終御いとま被下候。其時御機嫌能候間、ふと申出候。大和守ハ、若君様へも、御目ニ見へ不申候間、先年内ニ罷下度由存候へ共、片奉行を殘申候て罷下候事いかゝなと、も存候か、板倉周防守ニ致談合、其上之儀可仕なと、申候。其身ハ先年内ニモ罷下度存申躰ニ御座候。先私之檀那（まご）の取合申上と、邪路言の様ニ申て、即御座を立申候。御わらひ被成、一段御機嫌能御座候間、年内御下被成候とも又春ニ被成候とも、面むきより、御老中ニ仰付、年内ニ御目見可有御座儀者、定而御老中次第タルベク、周防守殿御談合候て、可然様ニ可被成候。當座を申様ニ、そさうニ御耳ニハ立申候。來春兩奉行同時ニ御下被成、御目見も、兩上様へ、兩奉行同時ニ被成候モ、可然筈ニて御座候、はや節迫之事、旁之儀ニ候。私之御知音中へも、年内年頭一度にて濟申候へハ、御苦勞も輕御座候様、御分別之上ニて御座候。佐夜ニて往來之人、富士を打なかめ、我人參候。

打なかめ遠近人ハ身をすて、富士のたかねを行心哉

と申候。愚意ハ、我も人も富士を打なかめてゆけハ、我身我心ながら、心ハ身をバすて、富士のたかねを行よと申心ニ候。心が身をすてたにて候、聞え可申候哉。松平伊賀守殿（じ）も、宿迄人を被出、町にて休息仕候へと被仰候へ共、直に罷通候。其日の留迄御用意候とて、御菓子豆腐躰之物迄被取集、御茶被爲抹持給候。北條出羽守殿（あ）も、道迄人を御出候て、城之内をも見て參候へと被仰候へ共、是も急申罷通候。御對面之時、又ハ使禮なと被進候ハ、御心得奉頼候。萬々期後便候。今日も此表御鷹野之様ニ申候間、書狀早々相調候。恐々謹言。

霜月廿八日（正保元年）

宗彭（花押）

東海寺

寛永廿一
申十二月七日、江戸より京へ來、同十一日に御報申上候。

小出大和守殿

人々御中（五）

宗彭

- (一) 小出英信。 (二) 同英本。 (三) 同吉重。 (四) 同正英。 (五) 永井信濃
尙政、淀城主。 (六) 小出吉英。 (七) 忠晴、正保元年三月十八日駿河田中城より遠
江掛川城に轉封す。 (八) 氏重、正保元年三月十八日下總關宿より駿河田中城に轉封。
(九) 兵庫縣城崎井上眞一郎氏所藏。

九四 無行居士に與ふる書

(註) 無行居士何人なるか未詳。

わかよハひ五十あまり六十にたらぬ比、むさしにくたり、江戸のかたはらに柴菴を
むすひしに、少年の男來りて、つれなくさめけるに、もとより忍ふの道にハあ
らて、いとやさしき心に物して、佛道あらましかたるを、たしかに聞しる、ふしき
におもひて、としへにけり。其後よハひ壯年の比ほひ、しる所にまかせ、大和國た
かとりとやらんに宮仕していにけり。是なん世のならひ也。のちこゝのとせほとへ
て、予よハひ七十にあまる比、又たいめしてけり。いとめつらかに、むかしいまの

事かたる。又わかまゝならぬ身にて、けふあすわかるといへるに、老衰かきりあれ
ハ、かさねてあひ見ん事かたしと、涙袖にあまる。かれもいぬるをよろこひもせて、
いとしたひかほなるを見てよめる。

いかにせんこれをかきりと老の身のわかれをしたふなみたなりけり
をとろふる身のならひなりけらし。

又

世のわさを佛のなせるすなを也わが身のなせるくるしかりけり。

必世のわさと佛の道とわかる事なし。

後のかた見のため、又身のためによめる。

身のとかをゝのか心にしられてハ必はちをうくる也けり。

つゝしみくゝて一年に見たまへ。

(日附闕ク)

宗彭 (花押)

無行居士

座右

(一) 寛永六年法度一件の爲め江戸に下りし時の事か。(二) 正保二年澤菴七十二歳にして上方にありし時の事か。(三) 櫻井勉氏蒐集澤菴遺束。

九五 小出吉英に贈る書

(註) 在國の吉英に宛て、家綱任官の狀況、并に澤菴病氣の事等を報じたもの。

卯月十四日之尊書、昨日拜見申候。先々御無事珍重存候。先日御狀被下候。但州御發足之頃之御狀より、御國元ニ被下候か、其返事可申入存候へ共、若君様御任官前ニ可有御下様ニ承候間、路次へも御出たるべくと存、面上ニ返答可申とて、御返事不進候處、存外相延申候。野間九兵衛も、爰元御上ニ候。是も道にて懸御目儀も可有之と被申、爰元御立ニ候つる、然ば去る廿三日ニ御任官、美々敷御事、日本國の諸大名裝束にて出仕、勅使院使繪旨御渡、御裝束召させられ候。御五つにて候ニ、少しもいぢをも不被成御意、繪旨御頂戴、傳奏衆御禮、其後諸大名御禮、久敷間に

て、次ニ畏ミ被居候衆も、退屈仕候程の間、少しも御行儀くづれ不申、其後黒書院にて、三獻の御引渡、將軍様へ御腰物進上、又將軍様より、同じく其間御仕舞被成被爲居候。實に希代の御事、たゞの儀にてハ無御座、化現之御人と申す儀に候。五つに成申子などは、世上にても、少しの間も、靜かにしては居り不申、其上人をめ仕候、日本國の諸大名並居られ、人の多く候事、楓山へ御參詣、猶以其通ニ候。兎角不思議までにて御座候。前かとそほくと降置申候て、廿三日、かゝやく天氣にて、御社參彼是相濟、夜に入り、又降申候て、廿四日五日六日の間まで、天氣かゝやく申候。昨日上使被下、中根治郎右衛門委物語承驚申候。今日諸大名、將軍様へ御祝儀申上らるゝの由被申候間、今日まで天氣よく御座候。さては私氣相の事、先便ニ委しく申出候と存候。其狀未だ相達せず候哉、但病後忘氣も候間、書狀不進候や、極月より正廿日相煩申、漸本腹仕候。自分俄ニ腹痛仕、吐逆無正體御座候。其折節、此表御成故、様子上使へ申上候處、御供番を被仕候衆迄、皆召つれて參れ候へと御意にて、醫師衆あまた上使同道にて被參、其内被下、漸く快氣、當月朔日登城仕候。此儀も申進候様存候へ共、忘却仕候間、其儀無く候や、今日迄何

處方へも不參、御老中酒讚州、堀田加州三なとへも不參、引こもり居申候。昨日上使被下、近日二之丸へ可被爲召候、氣相ハ何程の儀そ、可參かと御詫せられ候條、登城仕、此度御任官の目出度さをも申上度候間、被爲居次第、登城可申由御答申候。四五日中、又登城申候て御座あるべく候。其次を以、御老中へも、年頭可申上候。私儀氣相食事等別儀も無御座候。骨節痛候て、立居存外苦勞ニ御座候。今度の病、殊の外色を見せ申儀ニ御座候。七十三の所勞にて御座候條、道理とハ合點不仕候て、斯様にハ有間敷事と計存儀に候。亦以書中、松右近殿御事、松右衛佐殿御朦氣ニ推量仕候。將又松筑州御頓死の事、小堀遠州當座の様子被語、肝をつぶし申、さてさて不定世間ニ、我とはきとくに生殘申候て、七十三迄在世仕ると、人のなきごとくに存外御覺の事も御座可有候。見來候人々、何程か先立被申敷を不知候。きとくに身は殘候と存候が、殘る身は誰も如斯存候事に候や、尤も先立を嘆申候事は、殘らずしては無之事と候間、思ふも無餘儀と存候。龍原法師なども立たれ候。存出事まで候間、柳生十兵衛にて、寒き朝、芋酒を先皆々へ與へくれ候て、我々には時儀も無御座候間、『芋酒は芋堀僧にくれもせでつるをたゝさぬ人はなんしよよ』と申。又

同『いも酒をのめばいもせの中よくてぬかごをうむと云はまことか』と二首をよみ申候へば、大笑ひ仕候て、まことかとは御出家の方々は、存無事とよく聞き申候とて、わめき被申候。思出迄の世の中に候。玄治法印去る廿（日脱カ）に被相果候。さてもく惜しき事共に候つる。仕上のアサ（麻）フ祥雲寺にて御座候。當寺よりも、皆々罷出候。引導を頼度と申由、存命の中より申置かれ候由被申候へ共、明後行歩叶ひ難く、惣別累年はや結縁の事も信（マ）じ止申候故、免除候へと申、我々は罷出です候。但州竹野圓通寺は、去年より湯山に罷越、見及申候。寺僧堪忍も難繼仕合、一間つゝ寺中も明屋になり申す體に御座候間、山門より内御用捨候様に、御同名與平次殿（候脱カ）に申入候へば、大隅守殿御寄進の寺中屋地子御免に御座候。此加へられ高十五石分、山門の内にて候。是を與平次殿御寄進被成、愚老に於て満足仕候。御狀被進候時分、愚老嬉（喜）申候通、被仰可被下候。月庵御影、山名代々の木像とも御座候。見るも涙をもよほし候事に御座候。其昔の繁昌歴々たる儀ニ御座候。宗鏡寺は、山名の御城下にて、度々の亂に炎上仕候。圓通寺ハ山中故、昔の佛前道具共四五殘候も、結構なる道具共にて御座候。斯様のものあると申にも、昔を存、涙をもよほし申、去年冬

中の飯米、寺中へ遣し候て、先づ／＼年内の堪忍仕候へと申渡候てまかり歸候。此度山門の内被遣候間、手作仕候はゞ、先さうするをも啜り候て、僧衆居可申、満足に存候。宗鏡寺の事は、御蔭にてあり／＼敷體にし、但州の禪房共、御一門の光にて、かつ／＼にも斯様に御座候も、不思議ニ存候事ニ御座候。愚老但州の者にて御座候ニ、當寺の屋敷に、古寺一字御座候。此住持ハ、何處の衆ぞと尋申候へバ、但馬の者と申候。やれ不思議やと申候て、所はと申せば、竹野と申候。竹野にては、興長寺の侍僧にてありしと申候。

但馬の和尚は、此屋敷を渡せと申す筈に御座候やと、住持笑ひて申候。

其後近邊にかへ屋取申、^(歌脱カ)引料渡候事ハ、何れの寺へも無御座候へ共、又但馬八木勘十作事奉行ニ仰付られ候故、其好を以て、引料取て被遣、寺をも近所に建て申居申候か、去年相果てられ候。又隣寺の清徳寺は、南浦の弟子物外(ハ)と申、紫野開山大燈と弟子兄弟の寺に軒を並へ候。斯様に不思議なる縁共行合申候儀に御座候間、御一門も、但州ニ何とぞ縁御座候事に候やと存ずる事ニ御座候。駒籠ニ居申候年の春、試筆に東海の崑崙跳入花と申句を仕候。其後當寺建申候て、寺號幾つも書申候て、

掛御目申候中、東海寺可然の由上意有と、晃首座物がたり申候。愚老は忘申候て居申候。斯様の事も、先兆不思議に候。斯様の事も有之子細御座候へ共、唯佛與佛とは、衆生不知と御經にも御座候。唯斯様の事は、唯與佛□餘の衆生は知らずと申て、衆生は唯何事も子細のある事ではあるまいと存て居申、斯様に深き事は、工夫を費し候ては難知故、唯佛與佛知玉ふ、餘の衆生ハ不知と、經にも御座候。唯目に見耳に聞く事ハ、誰も知る事ニ御座候。色にも聲にも未顯、山のあなたよりこしらへて、によつと出れば、夫を見ては、人皆存候山のあなたを鏡知ることは、世の常のことにてハ不成候故、我々しき申事を信じ受くる人無御座候故、萬事を止申候て、出家のわざもいやになり申候て、衣けさ、ぬがざるはかりを出家と存申候。物の本を見申より外の樂ハ無御座候。來月中にハ、兎角可爲御下着、相積儀可申承存候。天祐折々御尋被申由ニ候。是もいらざることに精を盡され候。何と精を盡申候ても、紫野の佛法、今の世にハ用ニ立不申候間、成り次第にして置かせらるべく由申候へ共、止不申候。人を引導なと仕候ことハ、淨土宗も一向宗の衆も仕候間、よき仕手ニさせて、一分心をすまして、物の本のきれをものそきて被居が、自分の

利益たるべく候由申儀に候。衣食住をさへかまひ候はねば、何事も我儘に安[□]存候へ共、そこを怠り不申候人は、如何程も世ニ住ひ申と見え候。保科肥後殿、折々御意ニ候。江戸中の大小名ハ、知人無御座候。面知の人はかりにて御座候。あなたから無理ニ知人ニ被成候ニ難儀致候。私程世をきり果て、居申候身にも、迷惑多く候間、世を何々と被存候方は、さぞこそと被存候。

さり乍ら、それハそれが慰ニ被成事も御座候。いつもむつかしき人一人、是に退屈いたし候。此一人故ニ、様々の苦勞ばかり申候て迷惑致候。いんだうハ、いんだまであとでさてをかれ候て、今日にも足にまかせ度存候へ共、七十餘なる白髪しらひげなる坊主ハ、いつくにも居ぬかなど、候て、そこ^(頭カ)の地所給人も、目を付け可申候間、何處にもかくれ申事成まじく存、又人のとのかうのと口にのり申もうるさくて、何時迄土ほこりを蒙り可申なと存居申候。此度よき逃處へ参るべくと存候へ共、病苦が迷惑さに、藥の灸のと申て、又つなぎとめ難儀に會申候。松筑前殿の御身にても、被果候て損ハ無之候。無雜作なる御果様と存候。何事もくも懸御目候て可申とハ存候へ共、參會申す時は、何事も出不申、隔居申候へバ、申度事迄ニ御

座候。萬々期御參府候。恐々謹言。

卯月廿六日 (正保元年)

東海寺

小出大和守殿 (ウラニ正保二酉五月廿六日京二ノ十一字アリ。)

- (一) 四月廿三日家光世子家綱元服任官の事あり。この日保科正之は理髮、井伊直孝は加冠の役を奉じ、勅使參向、家綱を従三位に敘し大納言に任じ即日正二位に進む。(二) 酒井忠勝。(三) 堀田正盛。(四) 松平右近大夫池田輝興、輝政の六男、別に家を立て、赤穂領主たり、正保二年三月十五日狂氣して室を殺害し所領を沒收せらる。その室は黒田長政の女で、即ち次の句なる松平右衛門佐黒田忠之の姉妹である。(五) 黒田忠之。(六) 松平筑前守前田光高正保二年四月五日卒去。(七) 岡本玄治、正保二年四月二十日死す。(八) 物外可什。(九) 將軍家光をいふ。(一〇) 櫻井勉氏菟集澤菴遺東。

九六 細川光尙に贈る書

(註) 光尙の子六丸の將軍謁見を賀し併せて近況を報じたるもの。

尙々、十一日前御用多中、被掛御心、尊書忝存候。先度者、江戸表ニ居申候中、沅西堂御出候而、貴意之通被仰置候。致他出、沅公不懸御目、其後以書狀も不申入、無禮失本意候。啓室上洛之儀被仰遣候而、來月中可被罷上之通被申越候由、自沅西堂被仰聞候。万々期貴面候。十七日も無程候間、其時分可得御意候。將又中根壹州にて、子息平十郎茶を給候故、緩々と申承候。然者御手前之儀、壹州被申出候。物語共被申候。態書中には不申入候。是又期貴面候。中根平十郎歌道殊外すき被申候。殊外器用さうに見え申候。名所雪をよミ被申候。

浪ならぬ浪こそゆれしら雪のふるき契のすへの松山

愚老も當座を申候。

墨かるゝゑしまかさきハ見もわかすたゝしら絹の雪の明ほの

尊書濃々示被下、過當至極存候。久々不得貴意候。先以御息災珍重、殊更御子息來十一日御目見え被遊候段、か様之目出度儀、何様可有御座候哉、御手前三つにて御目見被遊候御吉例、無所殘儀候。將又老拙氣分、寒氣雖酷候、相變儀無御座候。昨日御上使被下、氣分如何之由 御諚、御菓子拜領忝儀ニ候。手前之氣相、乍恐御心

安可被思召候。恐々謹言。

霜月九日（正保二年）

東海寺宗彭（花押）

細川肥後守殿

尊答

（一） 光尙の子六丸、正保二年十一月十一日家光父子に謁見すること細川家記に見ゆ。

（二） 澤菴はこの後間もなく二十九日に至り俄に病を獲て十二月十一日示寂す。（三） 細川侯爵所藏。

九七 小出吉英に贈る書

（註） 澤菴但馬在國の時のものか、年紀未詳。

尙々近日罷出候て可申入候。昨日吉祥寺來臨候而、一昨日御座之様子、物かたり被申候つる。

昨日者野遊に御出之由、別而御浦山敷候。行歩不自由故、上の谷迄も不罷出、春を

むなしく仕、口惜存候。土筆早蕨兩種うつくしき籠之内、過分難申盡候。殊御詠兩種、別而御作意、近日不承事候。御歌にしかれ申て、返し難成候へとも、とりあへずはやく申を御仕付迄之心に候。穴賢々々。

(宛名署名日附闕ク)

(一) 福岡縣麻生太吉氏所藏。

九八 酒井忠勝に贈る書

(註) 忠勝より贈られた和歌の返し。

尙々、懸御目、萬々御禮可申上候。

私詠歌とも書候て進候。

先いほふ松のみとりはいやましにひかしの浦は猶しつか成春

如尊書、當春之御慶、彌不可有休期候。爲御祝儀、兩樽二種被下候。毎度之儀御禮難申盡候。此中御成之様ニ、自御近從、被仰聞候之處、風故無其儀候。今日者此通

候間、御成と奉存候。御供之仰出者無御座候哉。將又一首別而目出度令祝候。御返しとりあへず、

かけたかき松による身ハたれとても千代萬代と君いはふなり

來月十四日朝、廿七朝兩日之儀被仰聞候。奉得其意候。万々以參可申上候。恐々謹言。

正月廿八日

宗彭 (花押)

酒井讚岐守殿

(一) 年不詳。(二) 櫻井勉氏蒐集澤菴遺柬。

九九 柳川調興に與ふる書

(註) 對馬宗家家老柳川調興より梨を贈られたるに答ふ。

尙々、けしからぬ雨、大方退屈申候。千首あしき事とも、數多御座候間、なをし申度候へ共、先御寫被成候て以後、又なをし申候て、御理可申候。

ありのミか様の大なる見事なは、見不申候。
けつこうなる御茶給候て、御會に逢申たる心ちにて、

いせの海生ふの浦なし〜といへとかたミのうちはありのみにして

一籠之内當年始而見申候。殊御茶とり〜賞翫申候。毎度御志不淺存候。先頃爰元御出と承候へ共、御連衆多候由承候間、自此方も、音なしの瀧になかし申候つる。ちとそこもと御すきに庵室へ御出候て、一日御かたり可被成候。萬々期面話候。恐々謹言。

八月廿一日^(三)

柳川豊州

貴報^(三)

宗彭(花押)

春雨庵宗彭

(一) 年不詳。(二) 東京前山久吉氏所藏。

100 波多策庵に與ふる書

(註) 大燈國師墨蹟を鑑定し奸商の術策に陥らぬやうにと注

意し、尙、天地萬物の道理について説きたるもの。

芳書披閱本望候。小岳養生とて、堺に居住候に付、御越之由尤候。如何氣相彌驗氣候哉。足孫右^(二)、國師筆跡贈給候。正見え候。其通返事申候。御取候ハ、直に御とめ可然候。御返し候て程候ハ、とりかへもとの表具にはりつけ候て、代まけ可申なと、申來候事、可有御存候。毎度其通候。とりてハ前かと思申て正筆と申候を信し候て、取替候事ハ、無分別にて、むさとしたる物を取、たれ〜の正筆と被仰由申衆御座候。其分別専用候。孫右へも、此由申遣し、彌御入魂可然候。表具なども、むさとしたる所へ遣し候へハ、大事にて候。澤庵申候ニ付取候へハ、むさとしたる物にてなと、候へハ、已後如何候。とりかへくれ候人數多候敷。將又先日潮不同之事書付給候。大方分別之通書付進候。相違之事候ハ、可承候。さのミ一かたの用に立候事に而も候ハねとも、道ハ萬端通事候。天地之事を一身につゝめ候物にて候間、天地の事不明候ハ、一身の始終も難明候ハん哉。殊醫陰兩道此道専用候。天地開闢にて、天地が鶏卵のことく候て、はたと二つに割、天と地と出來たるにてハ御座

なく候。以義言則如右、以實言則聖人出世、明天理、窮地理、製作人事、父子婚姻之禮法備たる所を開闢と云へり。遠ハ盤古、次天理顯たる所をさして、曰天皇氏、地義顯たる所を地皇と曰、人事興たる所を人皇と稱す。實に三皇之躰名を不立、以義稱之、大儒數言彰出了。近ハ又伏羲神皇黃帝とも可心得也。混沌未分とハ、不知天理、無辨地義、三綱五常不行、耕桑之業不興、穴居而野處、茹毛飲血、混々然沌々然時をいへり。然則聖人達三才、以開闢す、豈不知理、萬道達事あらん哉。天地與一身合符せり。不知天地理、何一身之天地を開闢せん哉、雖有此身、不達三才、混々然未分之時之人間也。豈言之開闢聖世之民乎、天地之際萬物萬事禽獸大小江湖鱗介微細蠢動までも、皆有生有理、非情無心まで、起滅始終無非數、有數則可立義判理、微細之一事、亦不可捨義理、宗門有無理會之境介、是又各別也。有事相有理相、事相ハ窮事、理相ハ窮理、窮事至理、窮理至無理、如此次第あり。以一莫錯多、萬物不可無理、天地廣大なれとも、一身と合符せり。微細之蚊蚋螻蟻も、又一身と合符せり。非情草木又如此。一理顯然難期面話。故筆談如此耳。不宣。覽之後火裏珍重。

八月廿日

宗彭（花押）

策庵老

(一) 大燈國師 (二) 年不詳。 (三) 細川侯爵所藏。

書簡によつて見たる澤菴和尚

本邦古來名だたる高僧の中に於て、その遺した書簡の數多くして且長文のものは、先づ日蓮上人と澤菴和尚とに指を屈すべきであらう。而して日蓮上人はその書簡の目的が主として傳道にあつたのであるから、長文にもなるのは自然の數なりといはねばならぬ。澤菴和尚のは全く之と趣を異にし、當座平常の用事のものばかりで、何等説法を目的にしたものではないのであるが、その間に盡きぬ味があり、熟讀玩味すれば、親しく和尚に接するが如く、しみじみと和尚の薰化を受くるが如き思ひのするものがある。和尚の書簡が最も生彩を帯びるのは、かの寛永六年大徳寺妙心寺法度の一件によりて出羽に流された頃より、寛永十五年將軍家光に引留められて東海寺に住する頃迄のものであらう。大徳寺妙心寺法度一件については、茲に詳説するの違もないが、話の順序としてその大筋をのべて見よう。初め徳川家康は、元和元年七月各宗の法度を制定した時に、大徳寺妙心寺兩派の法度の中に於て、その

寺の住持となる爲めには、參禪修行三十年綿密の工夫を積み千七百則の公案を修了し、諸老の門を遍歴し、普く請益を遂げた上、諸知識の連署を以て、幕府に言上するに於ては、入院開堂を許可すべし、近年猥りに綸旨を申降し、僧臘高からず、或は修行未熟の者が出世するに依り、晉に官寺を汚すのみならず、衆人の嘲を蒙る、今後かくの如きの輩あらば、其身を追却すべしといふ箇條を載せておいた。然るに寛永四年に至り、幕府は、近頃大徳寺妙心寺の出世が濫になり、元和の法度に違背する者が多いといふので、老中等會合して、更に其禁令を定めた。その趣意は、諸宗出世の儀、さきの元和の法度に背き、濫なる由聞ゆるに依り、兩傳奏を経て、叡慮を窺ひ、元和の法度以後出世のものは之を止め、更に其器量に依り選抜すべきことといふのであつた。之が爲めに各宗共に大影響を受けたのであつたが、尤も打撃を蒙つたのは、大徳妙心の兩寺であつた。兩寺ともそれ／＼會合して之が處置について議したが、硬軟二派に分れて議容易に決しなかつた。時に澤菴和尚は、和泉堺の南宗寺に居たが、京に上りて衆と共に議し、強硬なる意見を主張し、遂に玉室宗珀・江月宗玩と共に連署して、幕府に辨解の書を呈した。これが幕府當局の忌諱に

觸れ、江戸へ召寄せられて流罪に處せらるゝこととなつた。三人の中江月のみは事情あつて赦され、玉室宗珀は陸奥棚倉の内藤信照に、澤菴和尚は出羽上ノ山土岐頼行に預けられた。澤菴和尚は流罪になつても一向平氣であつた。玉室と同じく江戸を立つて、途中白川へ八里ばかり鍋掛といふ宿に泊りて、翌朝玉室と右左に別れ、互に命を全うして再會を期すべしとて、道の巷に藥酒の小瓶取出して盃を酌みかはし、唱和の詩あり。その後も、和尚は白川に、安積に、信夫に、松島近くに、あこやの松に、吟詠を擅にしては之を知人へ報じ、恰も遊山旅行の觀がある。白川にての詠に、

金風吹起白川波 秋滿胸襟感慨多
百歲人間元旅寓 東漂西泊是娑婆

(寛永六年、日附關、某宛并肯推寺宛、本書一二、一三號書簡參照)

江戸を立つたのは寛永六年七月二十五日で、八月十五日に上ノ山に着いた。上ノ山に着いて後四日、堀直寄に贈つた書には、此度宗門の事に眞直な事を申して御意に違ひ、出羽の國まで流されしと申事は、二代三代も人の口に残るであらう、名聞

とは申ながら、末世にはせめて名聞たりとも残れば満足に思ふ、心さへ塵に汚れなければ身の苦み何とも存せず云々と述べて居る。寛永六年八月十九日堀直寄宛、本書一四號書簡参照

また某に與ふる書に、出家は三界を家とする事勿論であるから、何の悲しい事もない、武士の國替同前に思うて居るから、氣遣も歎きもいらぬ、折檻の初あらばまた赦免の終もあるであらうとのべて居る。十月十九日某宛、本書一五號書簡参照

土岐山城守頼行は和尚を厚遇し、注意周到に至れり盡せりの款待振りであつた。舍弟の秋庭半兵衛に與ふる書并に某（小出吉英カ）に贈る書に、此處一段とよい所である。何ものも事缺くことはない。湯があつて一町ばかりの所にある。下々まで日々冬夏ともに入つてくつろぐ。自分は一ヶ月に二度三度程は入る。茅葺の庵六疊敷の座敷、次の間、同く物置三疊敷に、小者部屋をしつらへ、冷ぬやうにと、縁まはりも二重に扉をめぐらし、湯殿雪隠も縁つゞきにし、風を引かぬやうにと念を入れてある。寢床の下には冷ぬやうにと、大なる鹿皮をしいてある。飯米は白めて、あとより入次第に味噌・薪・炭・鹽・油・牛蒡・大根を贈られる。年の暮には山城守が江戸より小袖一つ、表は美しき物を嫌ふからとて、目のあらい紬をつけ、裏に

はいかにも美しき絹をつけたのと、紙衣一つ絹の裏をつけて綿厚く入れたのを贈り來り、御内儀からは、綿衣を贈られ、小者までも何から何まで其懇さは中々申様もない。山城守が江戸へ參勤の途中も、道中二里ほどの間は、馬上より、和尚の事をよく世話して、不如意の事なきやうにせよ、然しあまり世話が過ぎると、いやに思ふであらうから、如何様にも氣に合ふやうに、家老たちよく心得よ、時には城からもまた家老からも、慰みに辨當を進ぜよ、それもいやに思ふならば無用である、茶の子なども時々進ぜよと命じておいた。其爲め結構に餅をついて、四日五日に一度づつ贈られたので、冬中毎日餅をたべ通し、正月は固よりのことで、當年正月ほど餅を澤山たべたことはない。門の内に侍一人をつけて、心安く召仕ふやうにと、從來居るものは隔心に思ふであらうからとて、新しく召かゝへて之をつけておく。居所もつと大きく造らうといふことであつたが、和尚よりたつて斷り、人はたゞ心をひろくすみなしてかりの庵はともかくにもといふ歌を詠んで、家老に見せたので、右にいふやうな小さな家をつくられたのである。かやうなわけで、土岐氏の家中の人々は、主人の祖父坊主などのやうに思うて、重々しく扱つてくれるので、想

ひの外に心安く暮して居る。出家の事であるから、何れも自分の國にばかり居る者はない。武士さへ今の世には自分の生れた國に居る人は少い。知行を取つて知行について出羽の國へ國かへして來たと思へばよい。自分の心は京に居るも田舎に居るも變ることはない。出家は檀那について如何なる遠國へでも參るものであるから、此國とても居るまじき國でもない。何處に居るも同前である。自分は枯木の様にして居るものであるから、たべものにも着物にもかまひ無いのであるから、何の苦もない。但馬に居るのも同前である。結局國に居るよりも山城守の御懇なる世話が増すほどである。世話が過ぎて、何とも迷惑に存するばかりである。右のやうな次第であるから、決して氣にかけて下さるな。また何物も贈り下さるに及ばぬ。親類などにも一人として音信をよこし人を遣しなどすれば、歸洛の後も中違ひにすると申してあるので、弟の秋庭半兵衛なども人をよこさない。某などは半兵衛よりも遠國であるのに、さてもく用もないに人を送られたものだ。十年間も音信不通であつても、貴殿の御心中に疎略を存せらるゝとは思ふものではない。方々より人を遣しても、土岐山城の家老に頼んで、一切自分の耳に入れないやうにして居る。この御

使も自分が知らぬ筈であつたのに、御使が自分の妹の所より來たとか、又貴殿と自分と別て懇意だと、使のものが申したとかで、取次の者が耳に入れたのである。小袖なども帷なども、方々から數々贈つて來るが、自分には不用であるから、來ればすぐに人にやつてしまふ。頭巾・綿帽子・帶・足袋のやうな物は、この地に憐れなものが多いのでそれにくれてやる。自分は何もなく、夏は帷一つで送り、冬は方々から紙子、綿子などを送られるので、それを二つ三つ残して、それで年を送る。美しき小袖も着ず、皆人に取らせる。自分に何か給はらうなどは、ゆめ／＼思召すな。内におかずに當座に人にやつてしまひますから、その御つもりで居て下さい。銀子なども全く入用はない。人から送つて來ても、すぐ座頭などにやつてしまふ。送り下された銀子は返進致したいけれど、遙々こゝまで着いたのは不思議な位で、道中に何か事でもあらば、御志をも無にするものであるから、此方には要もないものであるけれども、わざと留め置きます。(寛永七年正月廿五日秋庭半兵衛宛、同年六月廿二日某(小出吉英カ)宛、本書一六、二〇號書簡参照)

右のやうなわけで、和尚は配流せられても、一向何とも感じない。やがて幕府の中に於て、赦免の議が起り、三年の後、寛永九年に赦されて江戸に歸つたが、尙江

戸に留まり、京都に歸ることは赦されなかつた。それも十一年になつて赦されて上洛した。之については、堀丹後守直寄が前後七年に互り心配して、語にも盡されなほど骨折つたといふこと、また天海僧正も斡旋したことが、和尚より小出吉英への書に見える。(寛永十一年六月朔日小出大和守宛、本書二五號書簡参照)

和尚は歸洛の後、所司代板倉重宗に挨拶し、堺へ下り、やがて但馬へゆかうとして居た處へ、將軍家光が上洛した。この機會に於て、一度家光に謁して、御禮を申上げたがよからうと、天海・柳生宗矩・堀直寄より飛脚を以て勸めて來た。之に對して、和尚の返事には、將軍三代の中、終に御目見え申したことの無い身である、始めて御目見などするには、いろ／＼の才覺もし、手間の入ることだと聞いて居る、その様に手間を入れてまで、御目見などする身の上でもない、小者一人もたぬ身であるから、公界の事など調へることはできない。寺の事ならば、公儀へ申立てるべき事も申したけれども、禮儀作法を調へる事は、世間の交をせぬもの、せずとも濟む事であるならば、延して下さるやうにしたいと申した。然しながら、二三度も推返し飛脚を送つて來たので、已むを得ず、また堺より上洛して、將軍に謁した。

この頃から、家光は和尚に心を寄せ、殊に大徳寺法度の事について考慮して居たらしい。和尚が歸洛前、江戸で病氣にかゝつた時にも、誰かよき醫者の藥をたべたらよからうとか、病氣の間にも大徳寺の事が氣にかゝつて居るだらうとか、話したといふことを、和尚は傳へ聞いて、忝く思ふたといふ。(寛永十一年七月廿九日小出大和守宛、本書二六號書簡参照)

翌十二年になつて、和尚は江戸へ召された。その年の春、板倉重宗から手紙が來て、參府をしたがよからうとあつた。和尚之に答へて、先年大徳寺の件について、二三度迄本寺より呼びに來たが、自分は永年遠く離れて居て本寺のことは知らぬけれども、是非に及ばず罷り上つた。その結果不慮の仕合せとなつた。既にして赦されて歸洛はしたが、今は又昔の山家坊主で、本寺のことは一圓存じ申さず、且つ病氣でもあるからと申して斷つた。それならばとて、そのまゝになつた。然るに九月になつて、小出吉英より、また呼出されるといふ噂を知らせて來た。和尚は未だ所司代板倉重宗よりそのやうな報を受けて居らぬが、前にも一應斷つた通りであり、我等體のもの罷出たとて、何の奇特もない、自分は今日／＼とたゞ死を待つばかりである、杖と草履とを手にとり、縁の下屋に置き、出る時には取出して、自分では

いて出入仕るばかり、中々世間へ出られる身ではない。山林樹下の者が、官界などに出入はできぬと、その心中を吐露して居る。(寛永十二年九月十日小出大和守宛、本書二九號書簡参照)

やがて和尚の所へ出入する出家を経て、板倉重宗が内意を聞きに來た。重宗が直接手紙を出すべきだが、和尚の心中が計り難く、若し斷られたならば、次で申すことはできぬから、先づその出家を以て、江戸へ下るやうに勧めしめた。それはさきに、和尚が大徳寺一件について上げた辨解書の心持を、家光が直に聞きたいといふ考であるからといふことであつた。かやうに重宗が申すのを、いや江戸へ下ることにはなりませぬとはいへぬ、今は病氣であるから延ばすことはできようが、いやでござるとはいひきれまいと、和尚は柳生宗矩にその心情を打明けた。(寛永十二年九月廿四日宗矩宛、本書三〇號書簡参照)

間もなく老中の連署状と、その添状、并に土井大炊頭の文の寫が重宗より届けられた。それによれば、「相煩候共」召させられるによつて罷下るべしとのことであつた。「相煩候共」とあるからには、何とも申分けやうもない、普天之下率土之濱、上意には背かれないから、迷惑ながら下る用意にかゝつた。此頃天下一同の流行病

を受けて、咳氣は大體なほつたけれども、その後の疲れが甚しい。先年江戸に居た時に、このやうであつたが、野間玄琢法印の薬で快氣に赴いたので、使を遣して薬をとりよせて、これで以て冬中養生をしようと思つて居たのに、此やうな事になつて、雪の中に箱根路を越えねばならぬ。迷惑なことである。世間に望のあるものと同じやうに、上下することはどうしたことであらうか。今の世間にかやうに身を捨てたものが公方様などへ召出されるべきものではない。自分の事を御存知なくて、長老といへば誰でも同じものやうに思はれるのが迷惑である。自分如きものは、乞食非人同然である。今の世に出家でも俗でも、私ほど自分の身をかまはぬものはない。夜も晝も寝るにも人にあふにも周防殿へ罷り出るにも、きのみ着のまゝにして居る。今は昌知客一人がついて居て食物をもくるとくれるまゝにして居ることは御存知の通である。この前には、その昌知客さへも居なかつた。このやうな者が官家に入らなるものか、考へても見て下さい。詮もないことを長々と申しましたが、かやうな時には迷惑さの餘りに、心の中をあなたへ打明けるのでありますと、

小出吉英に訴へて居るのである。(寛永十二年十一月廿八日小出大和守宛、本書三一號書簡参照)

十二月に江戸に下つて、柳生の麻布の別邸に居た。

翌十三年七月、玉室・江月と共に召されて城に登り、大徳寺法度の件について家光の諮問に答へ、家光は之を嘉納して、さきに崇傳の言つた事は不届に思ふと云つた。(細川家記、在江戸細川忠利より在國の忠興への書) 玉室・江月はやがて京都へ歸されたが、澤菴和尚一人は引留められた。その後も或は能見物に或は茶に召されて屢々登城した。家光の款待は、かゆい所に手が届くばかりであつた。或時は召されて初夜時分までも話した。その話は、多用の爲めに忘れることがあるから、少しづつ書付けにしてくれとのこと、和尚は九月廿四日から廿七日までかゝつて、一冊を書上げ、三十日にまた一冊を書上げ、尙殘十枚ほどあるが、これはこの次に召された時に話す事であるから残して置いた。何事も話すことも書付けた事もよく心にしみて御機嫌よろしい。さて今一兩度も登城すれば、暇を請うて上洛したいと思ふと、小出吉英に報じて居る。(寛永十三年九月盡小出大和守宛、本書三二號書簡参照)

初めは玉室・江月と共に歸洛すべきであつたが、今上つたらばまた年内に下るかと、家光が柳生へ尋ねたので、柳生は中々そのやうな儀には成申さすと答へた。さ

らば今少しあとに残れといふことで、留められたのであつた。かくて十一月になつて、許されて、七日に江戸を發し、二十日京都に着き、十二月に大燈國師三百年忌法事を勤めた。十四年三月になつて、また江戸へ下ることゝなつた。山中に引こもつて、せめて一年人跡絶えたる所に居り、兩脚を伸して相果てたいと思ふ外に何物もない。今また江戸に引かれるは、迷惑千萬ではあるが、出羽で果つべき所を、御意によつて召返されたのだから、左様の事を少しは心に致すべきであるなど、道理つめにいはれては、いやさは御座あるまじくとも申されない。七十まで生伸びるとしても、後は五年を餘すのみ。名の望利の望もない。御國の山中で、一年半間安堵して果て度いまでであると、和尚は小出吉英に向つて述懐して居る。(寛永十四年正月廿八日)

吉英宛、本書三三號書簡参照

閏三月に江戸に着いた。家光の優遇は實に念の入つた行届いたものであつた。霜月十七日に、但馬宗鏡寺外九人に與へた書狀には、その委曲を報じて居る。或時には老中などさへも召されない二之丸の能見物に召され、能過ぎてから、踊を見物せよと松平信綱が使としてその意を傳へ、狂言の間に紅葉山の東照權現へ社參せよと

て、これも信綱が案内役となる。御振舞が出る。信綱がつききつて世話をする。夜になつて奥に入り、家光と二人で對座して、二時ばかり話をする、上壇の上の火圍のきはで家光の膝より二尺ばかりを距つるのみ。かやうな事は、外の人には例のない事である。その夜四つ時分に、柳生の邸へ歸ると、すぐに中根平十郎が上使として、挨拶に来る。これは正に國主大名の格である。また或日召によつて登城し、本丸の下馬札の橋の前で、家光の外出するに遇うた。遠くに控へて居た所、家光はすぐに之を見つけて、松平信綱を上使として、今日は寒いによつて、堀まはりばかりして早く還るから、二の丸へ參つて待てとのことであつた。即ち二の丸へ參つた處、中根平十郎が命を承けて、寒くないやうにと火鉢を出し、松平信綱も途中より立歸り、時分には振舞をせよとの上意であるとして、世話をする。やがて家光は歸城し、夜分四つ時分まで澤菴と話した。またある日登城した處、家光のいふには、澤菴にはまだ茶の道具を見せたことがないから、見せようとして、松平信綱を案内者として、虚堂の墨跡を始め、釜・花入・茶入・水サシ・茶碗等、それ〴〵名物を見せ、家光自ら炭を入れて見せた。その頃家光は病後であつて、諸大名たちにも對面なく、三

家の大納言たちにも、まだ茶などといふことはないのに、澤菴にのみ、このもてなしは實に破格のことであつた。またある日、例によつて登城して書を講じ、夕方になつて文字も見えなくなつたので、本をたゝんで御疲れでもありませんから、今日は先づこれまでと申したらば、家光は、かやうな面白い事には疲れはせぬと答へたが、和尚は様子を見て、立たうとした處、家光のいふには、澤菴に一つの不審があるといふ。何事でござりまするかといへば、平生柳生但馬の所に寓して居ても濟むではあらうけれども、また不自由な事もあらうから、屋敷を申付けて作事をしようといへば、堅くいやだといふから、先づそのまゝにしてあるが、惣體澤菴は苦にもなりさうでないことを苦にするが不審であるといふ。和尚は、私は一切居所にはかまひなく、成り次第にして居るのが心安いのでありますと答へる。家光は大きな邸をつくるのは苦にもなるであらう、苦にならぬやうに城の近所に一寸したものを造ればよいではないかといふ。和尚は軽く受けて、尙柳生但馬と相談してと、申しすべらかして退出した。さて昵懇の衆のいふには、それほど將軍が心にかけるのを、度々あいそもなく、いやだと申したらば、是ほどいふのに、あいそもない者じ

やと思はれ、氣にもふれたらば、結局この後京都へ歸り難くなるかも知れぬ。この次に若しこの話が出たならば、ともかくも御受して、其邸ができたとしても、江戸に永くおちつくといふわけでもあるまい、くつろぎの爲に上洛したいといはゞ、差支もあるまいじやないかといふ人もあつた。是より先き、家光は堀田正盛に命じて、和尚の爲めに邸を新造せしめたのであつたが、和尚が固辭して受けなかつたので、其邸は大橋龍慶に給せられたのであつた。右のやうなわけで、家光の和尚に對する待遇は、實に懇切を極めたのであつた。和尚も之を忝しとは思つた。「然其身に無望候へは、忝と申たる計何之奇特も無之候、」和尚にとつては、その忝いのが苦痛であつた。然らば何の爲めに、長々とその忝さを手紙に縷々數千言を費して述べて居るかといふに、それは江戸にての様子是如何、將軍に謁見でもしたかなと思ふものもあらうから、書付けたばかりである、これに耽つて居るのではないと申し居る。(寛永十四年霜月十七日宗鏡寺外九
人宛書簡、本書三八號書簡參照)

寛永十五年になつて、いよいよ東海寺が建立せられる事となつた。和尚はその前後の事情を、小出吉英に詳に報じて居る。その趣は、ある時數寄座敷に於て、家光

と和尚とたゞ二人の時、家光のいふには、江戸に住居を定めて、上方へ養生湯治の爲めなどにゆくことは心任せにしたがよからうとのことであつた。和尚は拙者儀卅年近くも世を捨て、山林の栖をしたもので、今一兩年の餘命と存するによつて、此儀は御免なされますやうにと申した處、家光は、大徳寺の爲めをも法の爲めをも深く思ふから、その爲めに江戸に居るがよからう。尙家康の定めた法度のことに ついて考へて居ることもある。その爲めに配所より歸京のことをも取計ひ、かやうに近くに召して、直々に物を尋ねるやうにしたのであるから、定めて迷惑ではあらうけれども、それを捨てて、自分へ奉公はせぬか。尙二の丸へ屢々召して物を尋ねて居ることは、世間に隠れもないことであるが、柳生但馬の長屋の隅に居て、何處の修行者とも知れぬものを、密かに二の丸へ召すといふのでは、外聞も如何であるから、寺をも建てて、公然と本丸へ召すといふやうにせねばならぬ。其上諸宗諸寺の仕置(宗教行政)についても、相談をしたいと思いますと思ふからとの事であつた。和尚答へて申すには、たとへ御暇をいたゞいて上洛しても、御用とあらば否とは申せませぬ。江戸在府の上は、今のやうにして居るのも、また別に住宅致すも同然でありますか

ら、住居住宅と定めらるゝことは、御免下さりまするやうにと申した處、家光のいふには、たとへ筑紫のはて奥州のはてにても、また僧であれ俗であれ、自分が用だといふに、否とは誰が申すべきぞ、それは澤菴一人には限らぬ。居所を定めて、萬の議に與り、猶問ひたき事は限もないことであるから、いつまでも隱密探偵のやうに、二の丸へばかり召すのも如何と思ふ。寺も末々まで残るやうにし、澤菴の死後も、大徳寺の末寺としたならば、本寺の爲めにもなるであらうと、情誼を盡したのであつた。和尚も已むを得ず、御返事は重ねて申上げませうと申したれば、いや、それは心が残つて悪い、此返事に別に思案は入まいと、家光は追究したが、輕々しく申すもいかゞと思ひ、先づと申して、外の話になつた。その日は濟んで、和尚はこの事を柳生但馬とも相談したが、但馬のいふには、江戸に住居を定めて、くつろぎに上方にゆくのも、上方に住して、江戸へ召された時に來るのも、畢竟同じやうなものである。是非とも迷惑であると申して斷らば、是ほど言を盡して申すに、いやといふならば、それでよしといはれて、上洛することもできなくなり、御意に背いて江戸で果るであらうから、如何様にも、命に順ふが宜からうと申したので、三

月廿八日に、遂に御請をして寺を建ててもらふことになつた。家光は殊の外機嫌がよかつた。其後に、和尚は柳生但馬を経て、江戸住宅のことは尊命に應じましたが、あまり大きな寺を引はなれた所に建てられては、人をも持ち申さず、俗とは違ひ、出家に於ては、少年より仕立てなければ、俄には人も無し、人が無くては寺など持ち難いから、御城近くに、そとしたものを建てられたいと申した處、家光のいふには、但馬は合點のゆかぬ事を申す、それならば、今の但馬の長屋でもすむわ、自分が物を尋ねるのに、今のまゝでは人が思ふことも如何であらうかといふので、寺を建てようといふのであるから、せめて前の金地院位にせねばならぬ、澤菴の迷惑するといふことばかり申して、自分の爲めになることを申さぬとて、但馬を叱つたので、但馬は御尤でござりますと申して、その場を收めた。四月朔に、品川の御茶屋で茶を賜ふといふことで、井伊掃部直孝・土井大炊利勝・酒井讚岐忠勝・阿部豊後忠秋・堀田加賀正盛と和尚とを召した。その席上に於て、家光は、これ等老中たちに向ひ、澤菴は自分が物を問ふ爲めに、時々二の丸へ召す、その爲に江戸に住宅を定めるやうと思ふ、本人は殊の外迷惑がつて居るけれども、後々の爲めである、

品川は景色もよし、時には自分が慰みにも來る所であるから、此處によき地を見定め、寺を建立して、田地をも此まはりでつけるやうにしようと思ふから、皆々左様に心得申せと言ひ渡した。老中等は御請して、やがて江戸に歸つた。和尚は罷歸るなど留められて、歌を唱和して暮に及んで、御相伴で飯を下され、家光は上機嫌であつた。老中等は、その後御茶の御禮に登城したが、和尚は御禮に出る身でもないとして出なかつた所、四日になつて、家光は、堀田正盛に、澤菴は老中たちへも、また本丸へも出ないかと尋ねた。イヤ今日まで罷出た様子はござりませぬと答へたれば、然らば、今日四つ時分に、澤菴をつれて本丸へ参り、老中等へも禮を申し、それより直に二の丸へ参れと申せとの内證であつた。そこで正盛につれられて、老中へ禮に参つたのであつた。こちらからは、一向氣も付かなかつたのを、何もかも家光の指圖で、様子のよいやうに、老中の前までを取繕つたのである。家光のこの殊遇も、和尚にとつては、たゞ迷惑より外何物もなかつた。自分の身は今二三年の餘命を、更に心になはぬ身になつたので、此一生を捨てた上に、更にまた捨てたやうに思ふ。恰も淵へ身を捨てたやうである。久しからざる餘命、年來の望は、音信

不通の山中で因幡伯耆の間に、半年ばかりも引こもつて果てたいと思つたことも、むだになつた。猿が人まねをするから、綱をおとがいにつけられた。我身は繫猿のやうなもので因果歴然である。一生の浮沈驚くのみであるが、遁れ難きこの體、御察し下さいと、和尚は小出吉英に訴へて居る。(寛永十五年卯月十一日、小出吉英宛、同年七月二日同宛、本書四一、四三號書簡参照)

家光の才は、終に和尚をぐる／＼まきにして動けなくしたのであつた。家光の懇意はたゞ増すばかりであつた。「御惱意は不變候へ共、法門之補には難成候」といふのが、和尚の心底であつた。(寛永十八年正月廿四日中庵宛、本書五八號書簡参照)

和尚の最も氣にかゝるのは、本寺入院復舊の事であつた。それについては、家光にも直接その事を言上し、また酒井忠勝などにも話した。やがて寛永十八年三月二十八日になつて、老中以下寺社奉行まで列席して、酒井忠勝より申渡しがあつた。その趣は、近年入院の儀は押へてあつたが、佛法興隆の爲めを思ふに依つて、今後は修行全備し、年齢恰合の時分に入院すべし、尙一々江戸へ言上の儀は遠路でもあり、幕府に於ても御用繁きことであるから、京の所司代に相談して論旨を申し降り、先規の如く入院出世すべしとの事であつた。和尚の喜びは察するに餘ある。年來之

苦も其功ありと満足した。「山のおく谷のそこにてしなましとおもひし身さへうき世成けり」とその溢るゝ喜びを抒べたのであつた。家光も、「澤菴存分之まゝに云付たほとに不足は有まい」というて、上機嫌であつた。和尚は一世の満足此事で、最早この後は死を待つばかりであると思つた。(寛永十八年卯月十八日、大徳寺弘公首座宛、同年五月十一日小出大和守宛、本書六〇、六一號書簡参照)

家光の和尚に對する歸依は益々厚きを加へた。寛永十九年十月十八日、東海寺へ臨み、和尚口切の茶を上り、いつよりも機嫌がよく、その途中に於て、鷹匠が何事か不調法をしたといふので切腹命ぜられるに定まつて居たのを、東海寺へゆく途の事であるから、澤菴が迷惑に思ふだらうとて、赦免したので、皆のものが悦んだといふ。(寛永十九年十一月二日細川肥後守宛、同年十一月十日柳生但馬守宛、本書七二、七三號書簡参照)

かくの如く懇切鄭寧にせられるので、和尚の迷惑はますばかり、忝故に病もでき、その病についてまた懇切にする、懇切にすればするほど忝がる、病はいよいよ加はる、忝さがなければ病も起らぬ、病と忝さと懇さが循環する、その懇さがなければ無病になるのだといつて居る。(寛永十九年十二月十二日小出大和守宛、本書七五號書簡参照)

正保元年に、和尚は久しぶりで上洛した。これが最後の上洛で、その翌二年十二

月十一日に七十三歳で寂するのである。この時には、上洛の後、堺に寄り、六月廿二日に但馬に歸り、出石の雲龍院の庵室へ入つた。木々が深々と繁つて、物靜さ、七年以來の閑を今日一日に味うた。庵は小出氏より修補申しつけ、疊もしかへて、すべて残る所なき周到さ、江戸から京堺を経ての苦勞も、今日一日で忘れはてた。庵室に入つて、昔の人に逢ふ様な心持であつた。こゝで、江戸の事などすべて忘却した處へ、江戸から御内書が來て、九月になれば下れとの命である。その文言を見て、驚くやうである。自分は我身一代であり、寺の望もない。堺の祥雲寺さへ還着於本人で、跡もかまはずして下つた。江戸東海寺とても同じことである。然も、我身一つが閑寂を味ふも、束の間で、やがて東は江戸の山の端にあすの夕を歎くばかりである。(正保元年六月廿四日小出大和守宛、本書八六號書簡参照)

和尚の身には何等の望もない。東海寺には五百石の知行をつけられたが、三百六十日一日缺かさず食べても七斗二升あれば十分である。故に知行を下されても、重寶とも何とも思ふやうもない。金子や銀子を下さるが、當座に散らして、自分には用ひない。嘗ては二の間(御佛間)に於て、國王(後水尾上皇)御前に、永く近侍

し、近衛殿・阿野大納言同座にて、結構なる御振舞を頂き、先年は又御庭をぐるぐると、天子様の御案内にて、御跡について見物申したことがある。江戸にても將軍の御膝近く参つて、御懇のことは、「是又忝義と、是のみをこそ存候へ、」所領などは悦び申すわけではない。いろ／＼のものを遠路送り下されて御心にかけられるが、自分の爲めには何も用には立申しませぬ。氣遣苦勞仕り、返禮の狀に精の盡きるばかりでありますると、小出吉英への書中に述べて居る。その飾らぬ心中を打明ける爲めには、相手が生れ故郷の領主であらうが、誰であらうが、かまはなかつた。返事を出すに氣が盡きるといひながら、尙書きも書いたり、無慮四千餘言。同じ書中に於て、抒べて居ることに、自分は棄子のやうなものである、棄子の様になれば、御手前に苦勞もなく、自分にも苦勞がない。兩方ともよくなる。簡略これ佛道である。今は末世になり、出家が榮耀を極める。「私底之心とは雪墨の様に御座候」とある。(正保元年八月十一日小出吉英宛、本書九〇號書簡参照)

かやうにして、和尙は自分の簡略ばかりでなく、大名たちにも之を諭した。寛永二十年細川光尙に贈つた書にも、その頃飢饉で日本橋に六百餘人も乞食が集つて居

る。其内毎日五人三人と死んでゆく。目もあてられぬさまである。當年が不作であつたならば、尙更であらう。かやうの時節には「何事も簡略被成、内之御圍専用之儀候」と述べて、質素儉約を勧めて居る。(寛永二十年二月五日付、本書七八號書簡参照)

奢を禁ずべしとは、和尙のかねての持論であつた。夙く寛永十一年、和尙がやつと上洛を許されたばかりの時、柳生宗矩に寄せた書の中にも、おどり一つをさへ禁制したならば、世の中はくつろぐであらう。上下奢り故、貧乏になる。その爲めには銀山を掘ることを止めること、今一は煙草を禁ずることである。煙草を作るから、米が足りなくなるとのべて居る。煙草は和尙の最も嫌ふ所のものであつた。(寛永十一年十月七日宗矩宛、本書二七號書簡参照) 小出吉英にも、酒と煙草を止められて、その爲め持病が起らぬさうであるが、結構であります、酒は少々づつ召上るとも、煙草はこの際永く止められるが宜しいといひ、(寛永十八年五月十一日吉英宛、本書六一號書簡参照) その後にも、また酒煙草止められたのは奇特である、かやうの事には、佛神に大願を立てるほどでなくてはできぬことであるといつて居る。(寛永十九年閏九月八日吉英宛、本書七〇號書簡参照)

和尙が大名たちへの訓誡は、いつもこの調子で、わざとらしくなくて、極めて自

然に、安易の間に教訓を加へる。光尙が父忠利の喪に遭ひ歸國した時に遣した書面の如き、その適例であらう。その文に、御養生をよくなされて、御達者でなければ御奉公もなりません。御食物をむさとなされず、過ぎぬことが第一でありますといひ、その次に、「又一道の御やうしやう、御とし若候間に、むさと候へハ、血氣破候て大病出申候」とある。(寛永十八年六月十二日附、
本書六二號書簡参照)

またある時、光尙が腫物を患つたについて、その見舞をのべて、常に酒を過し美食を多く食するものに、そのやうな腫物が出るものである、御手前は酒も参らず、悪食もなさらず、美物も多くは参らぬと承つて居るのに、今度の腫物は不思議であります。いよ／＼「肉の物共は常ニ参間敷候、牛鹿狸其外獸等者、魚類ヨリツヨク候、魚類も數多物にて候間、熱物ツヨキ物ヲサケラレ、味能候而毒ニ不成物ノアサキヲ可参候」とある。(寛永十九年十一月二日細川肥後守宛、本書七二號書簡参照)

書簡の多くがこの風で、一向禪僧臭くない。禪を説いた書簡は稀である。寛永十九年卯月十一日細川家の家臣某に與へたものに、珍しく禪を説いたものがあるが、その終に「ふと小書を書出して、書状まつしくらに成候火中／＼」とある。(本書六四號書簡参照)

照

かやうにして、全く常の人と變つた所がない。その變りのなき所に、和尙の特長があつた。嘗て細川忠利が國許へ贈つた書の中にも、

澤菴和尚御無事に候。別而上様御懇、日に増申候。折折咄申候。御心安なれ申候程、感入事計に成申候。不思議成儀候。或時、人、子をころし、なけき候、此事に付、面白事を承り候。かへらぬ事をなけくなと申入候處に、和尙は、何程も歎候へ、悦は悦、かなしみはかなしむ事、佛法之さい上にて候。か様に候得者、平人に替たる事無之様に候。平人と、悦うれいおなしうして、海山替り候所御入候と聞へ申候。

とある。平人に異なる所なくして、而も大に異なる所があり、平人の及ばぬ所がある。書簡のすべてがそれである。

澤菴和尚略歴

澤菴和尚、名は宗彭、字は眞之、澤菴はその號である。天正元年十二月朔、但馬出石に生る。姓は平氏、三浦義明の後、秋庭の族、其先累世但馬に住して山名の家臣であつた。十歳にして邑の唱念寺に入り、淨土の業を修め、既にして謂へらく、たとへ専念の道を行すと雖も、禪扉を叩いて知識に見えずば、心要を得ること能はずと。十四歳にして、同邑宗鏡寺の希先西堂に従ひ薙髮し、法諱を秀喜といふ。既にして希先の寂するに遇うた。時に大徳寺の董甫宗仲宗鏡寺に住す。乃ちその室を叩いて、朝夕倦まず。宗仲の大徳に歸るに及びて隨ひ至り、春屋宗園に見え、諱を改めて宗彭といふ。ついで錫を泉南に飛ばす。時に一凍紹滴、堺の陽春菴に住す。乃ち往て之に謁し、機辯縱横、應答響の如く、日夜參究し遂に契悟する所あり。印證を授けられ、號を澤菴といふ。慶長十二年、年三十五、本寺大徳寺の第一座に遷り、ついで南宗寺を主どり、二年を経て本寺大徳寺の住持となつた。幾もなくして、

退を告げて泉南に還つた。寛永四年幕府は近年大徳寺妙心寺等の入院出世濫にして、元和の法度に違背する者多きを以て、更に制規を定め、元和法度以後出世のものは之を止めた。大徳妙心の僧衆各集つて之を議した。議紛然たり。澤菴乃ち泉南より京に入り、一山の諸老に代りて、辨解の書を草し、玉室宗珀・江月宗玩と共に連署して、之を幕府に呈した。その文無慮三千餘言、辭句激越を極めた。この上書は、いたく幕府の忌諱に觸れ、六年に至り澤菴等三人は召されて江戸に下り、糺問の結果、流罪に處せられ、澤菴は出羽上ノ山土岐頼行に、玉室は陸奥棚倉内藤信照に預けられた。江月のみは、その罪狀の輕きを以て赦された。土岐氏の澤菴を遇するのと甚渥く、澤菴もまた配所にあるも之を意とせず、平然としてゐた。やがて幕府に於ては、堀直寄・天海僧正その他斡旋する者あり、寛永九年赦されて江戸に歸り、二年の後、寛永十一年に至りて、京に歸るを許された。この年、家光上洛の事あり。この時、天海・堀直寄・柳生宗矩等は強ひて澤菴に勸めて家光に謁見せしめた。この頃より、家光は澤菴に歸仰の心動いたものやうである。翌十二年、澤菴は家光の命措く所なきに因り、江戸に下り、十三年七月、玉室及び江月と共に家光に謁し、

大徳寺法度の事についてその諮問に答へ、家光は之を嘉納した。玉室と江月とはやがて歸されたが、澤菴は尙引とめられ、十一月に至りやう／＼許されて上洛した。十四年閏三月また召されて江戸に下つた。家光の款待至らざるなく、澤菴は却つて迷惑を感じるばかりであつた。この間、屢々登城して世出世について家光に獻替する所あり、その信任歸崇益々厚きを加へた。家光は爲めに一寺を建立しようとしたが、澤菴は固く之を辭したけれども許されず。つひに品川に寺地を相して、創建することゝなつた。十五年七月許されて上洛し、後水尾上皇より院參の命を拜し、九月院參して原人論を進講し奉つた。奏對旨に稱ひ、爲めに國師號を賜はらんことを請ひが、澤菴は之を拜辭し、代りに大徳寺第二世徹翁義亨に謚號を賜はらんことを請ひ奉つた。依つて義亨に天應大現國師の號を謚せられた。十六年四月また江戸に下り、新造の寺に入つた。五月家光之に臨み、山號寺名を萬松山東海寺とつけた。この後、家光は屢々此寺に遊び、懇遇益々厚くして、澤菴の困惑いよ／＼加はつた。澤菴が年來一刻も念頭を去らぬものは、大徳寺入院出世復舊の事であつた。爲めに家光にも老職にも屢々この事を話したが、やがて寛永十八年三月二十八日に至つて、年來

の希望は達せられたのである。澤菴は一世の満足こゝにあり、最早死すとも憾とする所なしと思つた。正保元年六月、久しぶりに上洛して、九月また江戸に下つた。翌二年十二月十一日に七十三歳で寂した。東海寺に葬る。著述には明暗雙々集・萬松語録・上中下三字説・理氣差別論・東海夜話・玲瓏集・結繩集・不動智神妙録・太阿記・醫説・骨董録等あり。また和歌を善くし、東海百首・庵百首・夢百首・梅花百首・謫居千首等がある。

(永井製本)

昭和十七年八月一日印刷
昭和十七年八月六日發行
(一萬二千部)

澤菴和尚書簡集 ★★★★★
定價八十錢 ㊦

校訂者 辻 善之助

發行者 東京市神田區一ツ橋二丁目三番地 岩 波 茂 雄

印刷者 東京市神田區錦町三丁目十一番地 白 井 赫 太 郎

精興社印刷
(一四東東)

認 承 協 文 出
あ 100149 號

發 行 所

東京市神田區
一ツ橋二丁目三番地

岩 波 書 店

電話九段〇一八七番(代表)
振替口座東京二六二四〇番
會員番號一〇二〇三七

配 給 元

東京市神田區
霞が関二丁目九番地

日本出版配給株式會社

小店の出版物に就ては永久に責任を負うべきではない。小店の出版物は、小店の責任で出版される。小店の出版物は、小店の責任で出版される。小店の出版物は、小店の責任で出版される。

讀書子に寄す

岩波茂雄

——岩波文庫發刊に際して——

眞理は萬人によつて求められることを自ら欲し、藝術は萬人によつて愛されることを自ら望む。舊ては民を愚昧ならしめるために興衰が最も狭き堂宇に閉鎖されたことがあつた。今や知識と美とを特權階級の獨占より奪ひ返すことはつねに進取的なる民衆の切實なる要求である。岩波文庫は此要求に應じそれに勵まされて生まれた。それは生命ある不朽の書を少數者の書齋と研究室とより解放して街頭に陳なく立たしめ民衆に任せしめるであらう。近時大量生産預約出版の流行を見る。その廣告宣傳の狂態は姑く措くも後代に貽すと誇稱する全集が其編輯に萬全の用意をなしたるか。千古の典籍の翻譯企圖に敬虔の態度を缺かざりしか。更に分賣を許さず讀者を緊縛して數十冊を強ふるが如き、果して其揚言する學藝解放の所以なりや。吾人は天下の名士の聲に和して之を推舉するに躊躇するものである。この秋にあつて岩波書店は自己の責務の愈重大なるを思ひ、從來の方針の徹底を期するため既に十數年以前より志して來た計畫を慎重審議の際斷然實行することにした。吾人は範をかのレクラム文庫にとり、古今東西に互つて文藝哲學社會科學自然科學等種類の如何を問はず、苟も萬人の必讀すべき眞に古典的價値ある書を極めて簡易なる形式に於て逐次刊行し、あらゆる人間に須要なる生活向上の資料、生活批判の原理を提供せんと欲する。この文庫は預約出版の方法を排したるが故に、讀者は自己の欲する時に自己の欲する書を各個に自由に選擇することが出来る。携帶に便にして價格の低きを最主とするが故に、外觀を顧みざるも内容に至つては嚴選最も力を盡し從來の岩波出版物の特色を益發揮せしめようとする。この計畫たるや世間の一時の投機的なるものと異り、永遠の事業として吾人は微力を傾倒しあらゆる犠牲を忍んで今後永久に繼續發展せしめ、もつて文庫の使命を遺憾なく果さしめることを期する。藝術を愛し知識を求むる士の自ら進んで此舉に参加し、希望と忠告とを寄せられることは吾人の熱望するところである。その性質上經濟的には最も困難多き此事業に敢て當らんとする吾人の志を諒として其達成のため世の讀書子とのうはしき共同を期待する。

昭和二年七月



終

